

最終貸付保証を行つた。ただし、中上川は支店ごとの貸出極度額を設定しており、野放図な貸出増加を警戒していた。メインバンクのラストリゾート機能は、財閥銀行でも特殊なケースであり、戦後の不動産担保金融の一般化と、昭和一七年の日本銀行法制定に深くかかわっているものと考えられる。これについては、別稿(1)で詳細に論じている。

- (1) シューンホルツ・カーミット、武田真彦(一九八五)「情報活動とメインバンク制」『金融研究』第四卷第四号。
- (2) 砂村賢(一九九六)「メインバンクの人材育成と管理技術の向上」青木昌彦、ヒュー・パトリック編『日本のメインバンク・システム』東洋経済新報社。
- (3) 富士総合研究所(一九九三)『メインバンク・システムおよび株式持ち合い』について富士総合研究所。
- (4) 中村隆英(一九七八)『日本経済』東京大学出版会、一四五頁。
- (5) 寺西重郎(一九九三)『メインバンク・システム』岡崎哲三・奥野正寛編『現代日本経済システムの源流』日本経済新聞社。
- (6) 岡崎哲三(一九九三)『企業システム』5に所収。
- (7) 三井銀行史編纂委員会(一九五四)『三井銀行史』三井銀行、三四九頁。
- (8) 日向野幹也(一九八六)『金融機関の審査能力』東京大学出版会、一〇〇頁。
- (9) J・A・シュンペーター(一九三九)『景気循環論』邦訳 吉田昇三監修、一七二頁。
- (10) 三井銀行、三井銀行、安田銀行の各銀行の出所箇所はここで紙数の関係から明示できない。詳細は、拙稿「メインバンク・システムの形成に関する史的考察」『東海大学紀要教養学部』第一九輯 東海大学出版会(予定)。
- (付記)
- 中央大学教授、岸真清先生から貴重なコメントをいただき感謝いたします。今後のメインバンク・システム研究に生かしていきたいと思います。
- (11) 拙稿(一九九八)『メインバンク・システムと不動産担保金融』『南山経済研究』第一三卷第二号、南山大学経済学会。
- (12) 拙稿(一九九九)『経済学説史におけるメインバンク制の評価』『東海大学紀要教養学部』第一九輯 東海大学出版会(予定)。

ストックオプションの有効性に関する一考察

渡邊 真治

〔大阪府立大学〕

一 ストックオプションとは

短期業績主義による年俸制の導入によって、年功序列賃金体系が徐々に変容してきている。さらに一九九七年六月に商法が改正され、ストックオプションの導入が日本の株式会社でも可能となつた。この制度は役員・従業員に将来の一定の期間(権利行使期間)に一定数の自社株をあらかじめ定められた価格(権利行使価格)で買取る権利を与えるものである。将来、この価格よりも費用を含んだ株の時価が上昇していれば、予約されたこの価格で株を購入し、売却を行うことによって経営者はキャピタルゲインを得ることができる。一般的に経営者はプライベートベネフィットを追求するために、収益性を欠いた投資を行う傾向にある。それは株主の望む企業価値の創造と整合性を失うことになる。ストックオプションは役員に株価を将来的に上げるような遠視眼的な経営を行っていくセンティヴを与え、経営者の選好を株主の選好と一致させるというメリットがある。つまり、コーポレートガバナンス(企業統治)の観点からもメリットがあるといえる。また、経営に失敗して株価が下落しても、経営者はこのオプション行使しなければリスクを被ることはない。逆に成功すれば多額の報酬を得ることが可能となる。よって、有能

な経営者の引き抜きを防止することも可能となる。

従来、経営者の株価操作による株主のリスクを考え、自己株式の保有は制限されていた。今回の商法改正によって、六月末の株主総会で三三の株式公開会社が自己株式方式(会社が自己株式をあらかじめ取得・管理を行う方式)でストックオプション制度を取り入れた。また、同年一〇月には新株引受権方式も解禁された。この方式は資金力のないベンチャー企業に適した報酬手段である。ただし、株式数の増加をもたらすので、株価が下落するという既存株主に対するデメリットがある。

本稿では実際にどのような目的でストックオプションが契約の中に入組み込まれているのかをYermack[1995]の研究に準拠して検討することを目的としている。

二 ストックオプションに関する諸仮説

ストックオプションに関する仮説は大きく二つに分類することができる。

[A] エージェンシー理論・エージェンシーコストが高い場合、業績と報酬との感度を上げるためにストックオプションが用いられるとする仮説(以下の1、2、3、4、5、6の仮説)。

これは経営者に高い努力をさせるとこうインセンティブに焦点をあてている。

[B] ファイナンス契約理論：ストックオプションは流動性、

税削減、会計報告コストによって影響を受けるとする仮説（7、8、9）。他の報酬形態との組み合わせ方に焦点をあてている。

(1) 経営者が報酬契約とは関係なく自社株の多くの割合を保持している場合、ストックオプションによって経営者を動機づける効力は弱い。

(2) 退職年齢に近い経営者に価値あるR&Dや投資をさせるために、ストックオプションが強いられる。財務データに基づくインセンティブプランでは、R&Dなどによって将来結果が出た時だけに報われるので、実際投資を行った者には恩恵がない。

(3) 価値ある成長機会（トービンの η の大きさによって表す）を持つ企業では、ストックオプションのインセンティブは大きい。（ベンチャー企業）経営者は企業の成長機会の価値に関する情報を持っている。 η の情報の非対称性が進むにつれて取締役会は経営者の投資選択を評価することができなくなる。この場合、直接的にモニターして報酬を与えるよりも、市場に基づく支払い方法であるストックオプションを用いる方がよい。

(4) 粉飾決算などによって財務データに高いノイズが含まれている場合、取締役会が経営者の質をモニターすることは困難である。その場合、ストックオプションのインセンティブは大きい（分析には「ROEの分散／株主利益の分散」を用いる）。

九社）の財務データを用いてこれらの仮説の分析を行う。

III ストックオプションの検証

ブラックショールズモデルによってストックオプションの価値を表す。

$$N[Pe^{-rt}\Phi(Z) - Ee^{-rt}\Phi(Z - \sigma\sqrt{T})]$$

$$Z = \frac{\ln(P/E) + T(r - d + \sigma^2/2)}{\sigma\sqrt{T}}$$

ただし、正規累積密度関数 (Φ)、オプション株式数 (N)、権利付与時点での株価 (P)、権利行使価格 (E)、権利行使期間 (T)、無リスク利子率 ($r = \ln(1 + r)$)、期待配当率 ($d = \ln(1 + \text{配当})$)、株式リターンのボラティリティ (σ 、月次株価によるボラティリティ・ボラティリティ）。

ストックオプションの価値の変化と企業価値の変化との感度は、株価によってブラックショールズ式を偏微分する」とによつて、次のようつに表すことができる。

$$\Delta = e^{-rt}\Phi\left(\frac{\ln(P/E) + T(r - d + \sigma^2/2)}{\sigma\sqrt{T}}\right)$$

これは、ストックオプションへの価値を企業価値の関数と考えた場合の、パラメーターにある。従属変数として、この偏微分 (Δ) に

総株式数に占めるオプション株式数の比率をかけたものを用いる。また、ストックオプションのブラックショールズ値を「役員報酬+賞与」で除した変数も従属変数として用いる。ストックオプションは導入されたばかりなので、分析に用いることができるデータはク

(5) 経営者が株価最大化行動をとるとき、債権者にとって不利になるような投資行動をとることを恐れて債権者は多くのプレミアをとろつとする。レバレッジ比率（簿価表示の負債／資産）を増加させる」とは、ストックオプションのインセンティブを減少させる。

(6) 規制産業（金融業など）の経営者は裁量権が制限されているため、ストックオプションからはあまりインセンティブをうけない。

(7) 流動性制約に直面している（無配・減配の）企業は報酬のかなりの割合を給与と賞与からストックオプションの形態にシフトする（the liquidity hypothesis）。

(8) ストックオプションを導入するにあたつて経営者は配当を減ずる方向に調整する。

(9) ストックオプションは権利行使されるまでは課税されず、課税される時にはキャピタルゲイン課税である為に税率が低い。そのため、企業は経営者の報酬のかなりの比率をストックオプションにする（the tax reduction hypothesis）。

(10) 低い収益率を報告すると株主の不満や負債契約の放棄によるコストに直面する可能性が高い。その場合、現金のかわりにストックオプションを用いて利益率を上げよつとする（the earnings management hypothesis）。

(11) 株価上昇に影響を与えるグッドニュースが公表される前に、ストックオプションが付与される可能性がある（インサイダー取引の疑い）。

本稿では、分析時点までストックオプション導入を公表した公開企業七四社（自己株式方式採用企業六五社、新株引受権方式採用企業

ロスセクションに限られている。（産業・企業ダーニーの入れ方については紙面の都合上、割愛させていただく。）前節で見た仮説のうち、現在入手できるデータで分析可能な(1)(2)(3)(4)(5)(7)[10]に焦点を絞ることにする。回帰に用いる基本モデルは以下のようになる。ただし、（）内の数字は仮説の番号を、符号は仮説によって期待される各変数のパラメーターの符号を表している。

$$\begin{aligned} \Delta * \text{オプション株比率} &= a_0 + a_1(1, -) * \text{役員持ち株比率} \\ &+ a_2(2, +) * \text{役員平均年齢} + a_3(3, +) * \text{トービンの} q \\ &+ a_4(4, +) * \text{ROEの分散} + a_5(5, -) * \text{レバレッジ比率} \\ &+ a_6(7, +) * \text{無配・減配ダメー} + a_7(10, -) * \text{インタレストカヴァレッジ} \end{aligned}$$

Yermack [1995] が指摘しているように、従属変数が特定の値に集中しやすいのでトービンモデル（一部上場、大証上場に限る）によるクロスセクション分析を行つた。同時にファイナンス契約理論を検証するために、被説明変数として「ストックオプションの価値／（役員報酬+役員賞与）」を用いた分析も行つた。また、被説明変数を「ストックオプションを導入している=1、していない=0」としたプロビットモデル（一部上場、大証上場）によるクロスセクション分析も行つた（紙面の都合上、詳細な分析結果は割愛させていただく）。

四 結果と今後の課題

本稿ではストックオプションが導入されたばかりの日本経済を対象として、ストックオプションの現状とさまざまな問題点の分析を

行つた。Yermack [1995] の分析手法に従い、エーシェンシード理論に基づく仮説の検定を行つた。

Yermack [1995] のアメリカについての分析では、(4)会計データのノイズ（モニターの困難性）、(6)規制産業、(7)流動性制約、の三つの仮説を支持していた。日本でストックオプションを導入している企業（特に、一部上場、大証）に関して著者が分析した結果では、(7)の流動性制約仮説を支持するだけで、他の仮説は十分な支持を得る」とができたかった。

現在、多くの企業がストックオプションの導入を検討してくる。本稿の段階ではデータの制約の問題に直面しているが、やむなくデータの蓄積で分析内容がロバストなものになると確信してくる。

経済環境の悪化のため、自己株方式をとると、市場から株式を取得した後、株価の下落による評価損が企業に悪影響をもたらす」とになる。また、権利行使価格を権利付与時点での株価よりも高く設定する企業（一部では下限株価を設定している）がほとんどであるので、現在のような株価の下落が続いている状態では、ストックオプション自体の魅力がなくなっている。構造的な業績悪化に見舞われ、株式公開の可能性が途絶えたり、株価が低下すると、オプションは価値をなくしてしまう。その場合、優秀な人材から先に会社を辞めていくようになる可能性は高まるだろう。企業の流動制約のために、近視眼的にストックオプションを導入しても将来性のない企業では優秀な人材を引き付けることは困難になるであろう。ストックオプションの権利行使期間が短い企業が多いが、将来的に景気回復による株価上昇を期待するには、上限の一〇年に少しでも行使期

間を近づける必要がある。

主な参考文献

- (1) DeFusco, Richard A., Johnson, Robert R. and Zorn, Thomas S.(1990), "The Effect of Executive Stock Option Plans on Stockholders and Bondholders", *Journal of Finance*, 45(2), pp. 617-27.
- (2) Lambt, Richard A., Lanan, William N. and Larcker, David F.(1989), "Executive Stock Option Plans and Corporate Dividend Policy", *Journal of Financial and Quantitative Analysis*, 24(4), pp. 409-25.
- (3) Reitman, David(1993), "Stock Options and the Strategic Use of Managerial Incentives", *American Economic Review*, 83(3), pp. 513-24.
- (4) Yermack, David(1995), "Do Corporations Award CEO Stock Options Effectively?", *Journal of Financial Economics*, 39(2-3), pp. 237-69.

(付記)
予定討論者の三谷直紀教授（神戸大学）と座長の西野万理教授（明治大学）から有益なコメントをいただきました。以下に記して感謝いたします。

開発途上国の環境政策とその国際支援

一 環境支援の是非

環境政策は、①法律や規則によって環境の保全を図る規制型政策、②環境税、ゴミ処理有料化、デボンシット制度などの経済的誘引を活用したインセンティブ型政策、③IAC、国際環境規格など環境関連の情報を公開しての情報型政策、に三分類できる。そして、環境問題の深刻化、将来世代の利益を確保する応益原則、予防原則（回復よりも悪化予防のほうがコストが低い）、汚染者負担の原則を考慮すれば、開発途上国も環境政策を採用することが望ましい。しかし、このような政策は開発途上国で採用するにはコスト負担が大きく、技術的困難を伴う⁽¹⁾。また、貧困解消、社会開発など開発途上国に固有の目標に相反しないことも重要である。

他方、先進工業国は、過去の長期にわたる高水準の経済活動の結果、環境負荷を増加させ、環境債務を累積したのであって、開発途上国とは「共通だが差異のある責任」を負っている。つまり、先進工業国が開発途上国への環境支援をすることは、環境債務の返済を意味する。さらに、環境保全の予算が同額であれば、環境への配慮が進んでいる先進工業国だけではなく、環境配慮がなされていない開発途上国で環境予算を使用したほうが効率的である。環境負荷物

鳥 飼 行 博

（東海大学）

質を完全に除去するには膨大なコストがかかるが、部分的な除去でよければ遙かに容易なためである。また、開発途上国では環境行政のノウハウが育つておらず、応能原則のうえで強力な環境政策を採用することは難しいであろう。したがって、開発途上国はコスト負担の少ない環境政策を独自に採用したうえで、先進工業国の環境支援を受けつつ、環境政策を強化することが求められる。

二 開発途上国と環境保全への取り組み

(1) 財産権設定と農地改革
森林や土地が開放的で自由に伐採、耕作ができる、利用後の状態に关心を示さないために「コモンズの悲劇」が生じる。しかし、利用者や地域コミュニティに財産権（所有権、利用権、耕作権、入会権等）が長期安定的に確保されれば、持続的な収益あるいは売却を考慮した価値の保全が行われる。つまり、資源や土地の財産権を現地住民や地域コミュニティに設定し、土地や資源の持続的利用のインセンティブを強化する。また、ジェンダーをふまえれば女子に依存する新炭生産、農耕、生活廃棄物の処理、井戸水は環境に大きく影響する。したがって、女子差別を廃止し、土地、森林、井戸など財産管理に女子を参加させることで、それを頻繁に利用する女子

の持続可能な開発への意識は格段に高まるであろう。

このように財産権の設定は耕作者に土地保有権・所有権を認める農地改革としても位置づけられる。農地改革は、不法占拠者、土地なし労働者、小作農家を定額借地農に再編成することであるが、財産権設定と同様、自分の土地への愛着と労働インセンティブを高める。したがって、持続可能な農業を目的とする財産権の設定についても、定額借地料と同じく、財産権登録保証料の支払を求め、環境保全の財源に充当することもできるであろう。

(2) 生産調整・貿易規制・輸出代替

モノカルチャーの開発途上国は、一次產品輸出→外貨獲得→資本材輸入→工業化、というプロセスで経済発展を図る場合が多いが、一次產品の増産は、需要の価格弾力性が小さいことから価格低迷、交易条件の悪化を引き起こし、開発途上国の外貨収入を減少させるだけでなく、エネルギー浪費、熱帯林減少をも伴う傾向にある。そこで、価格低迷、交易条件悪化を引き起さないように、価格支持と生産調整で対応することが考えられる。つまり、消費抑制、環境保全を目指すのである。しかし、価格支持は生産者の所得、生産者余剰を増加させ、一次產品増産のインセンティブが生まれるために、各国の生産調整は計画通りに進まない可能性が高い(2)。

そこで、開発途上国では、一九八〇年代から原本輸出を禁止するなどの貿易規制の措置をとり、国際熱帯材協定（I T T A）を一九八五年発効させ、熱帯材の安定供給と需要拡大、熱帯材の研究開発と市場・流通調査、加工促進、造林支援、熱帯遺伝子保全などを定めている(3)。また、一九八七年に熱帯材の生産国、消費国を中心としたガルニッシュ開発途上国では、零細農家に配慮し、農薬や肥料を安価に据え置いた販売する農家保護政策が行われる場合が多いが、農家の規模にかかわらず一律に農業投入財を低価格で販売することは、大農家の優遇に結びつく。そこで、零細農家に優先して農業投入財を使用させるように、個人経営体の規模や資産に応じた補助金や低利融資、さらなるマイクロ・クレジットを供与し、それを農業投入財の購入資金とすることが考えられる。そして、地域コミュニティの管理下にある沿岸資源や森林資源は、入会地と同様に節度をもつた利用が図られており、住民の思惑とは別に環境保全の機能をもつていている(6)。また灌漑も大規模に整備するよりも未だに未灌漑耕地に新たに簡易水路を整備し、その管理を住民や地域コミュニティに委ねるほうが効率がよい。つまり、一律の農家保護ではなく、草の根援助によって個人経営体を支援し、環境負荷を減らすのである。

さらに、持続可能な農業のためには、新品種を生み出すバイオテクノロジーの推進が期待されるが、コストと技術を考慮すると有機農法、減農薬、輪作、堆肥などの自然農法を進めることができ現実的

に熱帯林業行動計画が合意され、熱帯林の生態系の保護、農作物・家畜と樹木を組み合わせたアグロフォレストリー、伐採跡地への再造林による薪炭供給など社会林業が検討されている。そして、一九九五年のI T T A改定では二〇〇〇年までに再生措置を施さない熱帯林からの木材を貿易対象としないことを目標とし、熱帯材の輸入国が運営予算を拠出して国際熱帯木材機関（I T T O）を設立し、熱帯材と森林の研究開発、造林と森林経営、生産国での加工度向上、市場情報交換を行うこととなつた。

(3) 自然保護区の設置

自然保護区は、開発が何らかの形で規制される地域で、一九九四年の陸地面積に対する保護区の比率を地域別にみると、アジア（四・四%）、アフリカ（四・九%）、南米（六・三%）は相対的に小さい。したがって、予防原則をふまえれば、開発途上国の自然保護区は建設されるべきであろう。問題は、自然保護区の建設によって地域開発が阻害されること、保護区の管理コストの負担である(4)。しかし、自然保護区には、野生生物種の保全、大気や水の浄化、森林保全に起因する漁獲増加、エコツーリズムなど外部経済が発生し、これに注目すれば、自然保護区域内の零細農家への補助金交付も正当化できる。

自然保護区は、開発が何らかの形で規制される地域で、一九九四年の陸地面積に対する保護区の比率を地域別にみると、アジア（四・四%）、アフリカ（四・九%）、南米（六・三%）は相対的に小さい。したがって、予防原則をふまえれば、開発途上国の自然保護区は建設されるべきであろう。問題は、自然保護区の建設によって地域開発が阻害されること、保護区の管理コストの負担である(4)。しかし、自然保護区には、野生生物種の保全、大気や水の浄化、森林保全に起因する漁獲増加、エコツーリズムなど外部経済が発生し、これに注目すれば、自然保護区域内の零細農家への補助金交付も正当化できる。

三 環境支援の方法——排出権の設定・取引

持続可能な開発のために、環境ODAや世銀の地球環境基金など国際環境支援が注目されているが、ここでは一九九七年末の気候変動枠組み条約第三回締約国京都議会議（C O P 3）でも取り上げられた排出権の設定と取引を検討する。京都議定書は、温暖化ガス（C O₂、メタン、亜酸化窒素、三種のフロン）を一九九〇年水準よりも五・二%削減するとして、二〇〇八年～二〇一二年までにE U八%減、米国七%減、日本六%減、ロシア〇%、ノルウェー一%増、オーストラリア八%増などの国別目標を定めた。また、温暖化ガス削減が困難な国と削減に余力のある国の排出権の取引、開発途上国への環境支援によって、自国のC O₂排出量を増やせる開発途上国との「クリーン開発メカニズム」、次期目標のC O₂排出量からの排出権の前借り・貸与といった「バンキング」が議論された。しかし、開発途上国は排出削減の義務を排出権設定という形で認めるところになると反対し、排出権取引の条項は残ったものの、付帯決議で発効を先送りし、C O P 4までの検討事項とされた。つまり、

排出権の設定 자체が排出削減の義務と裏腹の関係にあり、初期時点ではどれほどの総排出量を設定し、その排出権をどのように分配するかで調整が難航したのである。

さらに、森林による CO_2 吸収効果をどのように評価するかも問題となつた。測定法が不明瞭であるが、議定書では森林の増減を CO_2 削減・增加分に含める「ネット方式」を認めた。つまり、一九九〇年以降の伐採・植林を温暖化ガスの増減に換算するため、排出権は森林の増加によつても獲得できる。また、温暖化ガス削減目標は一九九〇年を基準とするが、初期値は森林の CO_2 吸収分がなかったこととして、 CO_2 排出量が過大に設定されている。したがつて、日本の場合、森林の温暖化ガス吸収効果は三・七%と見積もられ、実質削減目標は一・三%と目標達成が容易になつた。他方、開発途上国の場合は熱帯林減少から、森林の CO_2 吸収効果の算定は排出権の削減につながり、受け入れることは困難である。なによりも、議定書では東欧、バルト三国、ロシア、ウクライナを含む先進工業国三十九カ国の温暖化ガスの削減目標が盛り込まれただけで、開発途上国の自発的な温暖化ガス削減を促す条項は削減されてしまつた。先進工業国との環境債務を理由に、開発途上国は排出権設定に強硬に反対しているのであって、開発途上国への環境支援は、エコビジネスによって対処可能な分野を除いて、DAC諸国からの環境ODAに依存しなければならないであろう(7)。

(1) 環境政策の分類は丸尾直美他『エコサイクル社会』有斐閣、開発途上国の政策はWorld Bank (1992) *World Development*

(付記) 学会報告に関して、有益なコメントを多数頂いた。こゝに記して感謝します。

グリーン・マーケティングへの産業戦略

— 地球環境問題の進展

— 制度面で先行する欧州諸国 —

一九九二年六月、ブラジル・リオデジャネイロでの第一回地球サミット（環境と経済発展に関する国連会議）での宣言、アジェンダ行動計画などを通じて、環境汚染を伴う輸出・輸入の禁止、環境コストを支払わぬ貿易取引のボイコットなど、国際市場での競争の条件として環境保全が重要な要素となつた。

これと先行もしくは並行して、BS7750（イギリス規格）、ISO（国際標準化機構）の9000シリーズ、14000シリーズ、EUによるEMAS（環境管理・監査基準）などの実施が進められ、品質規格から組織管理規格への拡大、内部監査から外部監査、環境報告書から環境声明書、公認環境監査人による監査と認証・登録など、産業活動を循環の視点で捉えるライフサイクル・アセスメントとともに、まさに産業の制度（財務監査と同様）、資本の制度に採り入れられつつある。

このようにISOと欧州共同体の動向は、新たな国際貿易の制限条件となつてゐる。もしISOや欧州の基準（EMAS）を充足しない場合には、欧州市場への輸出は事実上、不可能となるであろう。

福岡克也

（立正大学）

これによつて欧州市場に関わる企業は、欧州の内外を問わず、環境監査についての適格者でなくては門戸を閉ざされることになる。

日本は通産省と上場企業を中心として、九四年以来、ボランタリープランによって体制づくりを進めている。しかし、中小企業を含めた今後の体制づくり、あるいは近隣のアジア諸国における環境監査体制づくり等について、早急にその具体的対応が求められているといえよう。特に、日本においては、ISOへの対応、JIS（日本工業規格）の見直し、PL（製造物責任）法との有機的調整など、本对外・対内ともに、試行と変革に迫られている。

— 生産から廃棄までの配慮が必要 —

— リサイクルの責任

環境監査アームは、二〇〇〇年において国際社会で一つのピーコを迎えることになろう。動脈・静脈を含めた経済活動の循環過程で、物資収支のバランスをとることは、人間と自然の共生と循環を確立するためには不可欠なエコロジカルな経済原則と言える。

そこで、既存の商品を新たな環境管理の対象とし、ライフサイクルアセスメントを行うための努力が払われてゐる。家電製品の加工、組み立て、生産段階では、フロンの使用禁止をはじめとして、プラ

Report 1992. Oxford University Press. 挙著『開発と環境の経済——人間開発論の視点から』東海大学出版会、第一〇章参照。

(2) 討論者丸尾直美先生より価格支持の問題につき指摘を受けた。

(3) 一九八五年インドネシアで、一九八八年ブラジルで原木の輸出禁止、ガーナとコートジボアールで一四種の熱帯硬材の生産禁止、一九八九年タイで商業的な木材生産禁止、一九九一年マレーシアで木材輸出規制、ラオスで森林伐採の禁止が行われた。

(4) 藤岡明房先生より自然保護区での環境保全と零細農家の優先度について指摘を受けた。World Resources Institute (1996) *World Resources 1996-1997*. Oxford University Press 参照。

(5) 一九八七年に米国のNGOがボリビアから額面六五万ドルの債務を一〇万ドルで買い取る一方、ボリビア政府は熱帯林一・五万平方キロの半分を持続可能な林業に利用し、残り半分を研究用に保全することに合意した。一九九一年、メキシコでも債務四〇〇万ドルを米国のNGOが一八〇万ドルで購入し、債務返済を要求しないことを条件に、メキシコ政府は熱帯林保全に二六〇万ドルを支出することに合意した。

(6) 地域コミュニティの意図せざる環境保全は拙稿「地球環境問題と開発途上国の経済発展・貧困」「地球環境研究」第三〇号参照。

(7) 日本の「二一世紀に向けた環境開発支援構想」はこの試みである。しかし、わが国の環境ODAには上水道整理、災害予防等も含まれ、形態上も借款が多いなどの問題がある（拙著、前掲書、「一八九一—一九二頁参照）。

スチック、プラウン管、金属類、蛍光灯使用の水銀、水鉛使用の電池、カドミウム、鉛などの有害物質使用部品の管理が、特に注意の対象となる。

こうしたチェックを、最初は製品ごとの品質規格に関わる問題として進めていく（ISO9000シリーズ）ことになるが、リサイクリング一つをとっても、大型、小型の機器の差などがあり、ましてや有害化物質の取扱いを含めるならば、製品ごとのタテ割りだけではなく、製品間の横断的な分別回収やリサイクリング、処理、処分など、生産から流通、動脈から静脈にわたるトータルな対応（ISO14000シリーズなど）が必要となる。

こうした仕組みが産業間、企業間に広げられることによって、回収義務やリサイクル義務などを果たすことができるようになるのであり、公正な負担方法が生まれることになる。

三 静脈プロセスの整備が急務に

—環境保全型経営の条件—

しかし、国際的な企業にしても、国内の企業にても、動脈プロセスのみならず、今一つの静脈プロセスが見えていないことが、環境保全型経営の展開を妨げるものと思われる。

商品によつて違があるが、静脈プロセスの整序は、どのようなシステムによつて行われるのか、動脈ルートの逆流通か、静脈独自の回収ルートか、はつきり決めておく必要がある。これは、いちがいに公共システムの領域とは言い切れない。公共・市場の混合システムなど、現代のソフト面のインフラとでもいうべき動、静脈の整

備がなされる必要があろう。産業発展が一つの転換期にあるのはこのためである。産業発展が一つの転換期にあるのはこの

特に日本企業とその産業体制は、七〇年代より公害防止対策を中心とする政府による規制政策のもとで、自らの市場の失敗を正すという公共システムへの依存が強く、欧州のよくな経営組織管理に基づいた自律的市場システムの監査的機能に欠ける。公害防止技術や環境関連機器の開発というハード面では進んでいても、ソフト面での対応で遅れをとっている。日本型経営の短所も現われてきている。また、日本では欧州のようなグリーン消費者運動が盛り上がり、NGO（非政府組織）の力も弱いことから、産業サードの社会意識や市場への警戒心が欠け、緊張関係に乏しい。動・静脈を含めた新たな産業政策の展開と、産業サードの構造的な厳しい自己管理、監査の体制づくりが求められている。

四 エコロジー性が商品価値の基準

グリーン・マーケティングとは、環境への負荷が少ない商品の市場投入と販売促進を行うマーケティング活動である。本来、マーケティングの目的は、社会のニーズに応え、消費者の満足を創り出し、企業の利潤を増進するところにある。一九四五～七〇年の公害時代、七〇年から今日までの地球環境の時代を経て、公害や環境に対する消費者の認識は大きく変化した。環境への配慮なしには、命の維持すら困難になりつづける、という危機感が広がってきた。

公害の時代では、企業が生産・加工過程で公害を出さないよう、

公害の規制と汚染者負担の原則による損失の補償が消費者の関心で

あつた。だが、地球環境の時代に入り、自らが受け取る商品そのものの品質が健康の維持にふさわしいものか否か、生活廃棄物として排出するときに大きな環境負荷を生じないか否か、について消費者が関心を寄せるよになつた。ゴミ処理の有料化の必要性に加え、リサイクルを行つにしても、そのシステムを作つたり、コストの負担を考えなくてはならなくなつてゐる。

資源の採取から製造、流通、消費、廃棄、リサイクルなど、すべての過程での環境への負荷を抑制することが、企業としても消費者としても、社会的にみて必要となつた。企業は環境保全型経営としてのエコ・ビジネスへ、消費者も環境配慮型家計を前提とした「グリーン消費者」へと変化しつつある。

企業サードからのグリーン・マーケティングは消費者ニーズとも合致することになり、九〇年代の新たな動きとして、先進国を中心にして定着してきている。過去の消費者の選択基準は、使い勝手の良い機能的な商品、使って満足できるファッショニ性の高い商品、表示とか価格が適正な商品であり、それをもつて商品価値が評価された。

しかし、グリーン消費者の出現により、過去の基準に加えて、商品の原材料の導入から生産、加工、流通、さらには使用後のリサイクルや廃棄にかかる材質の問題、環境負荷のレベルなど、すなわち「エコロジー性」ともいふべき基準が加えられたのである。

消費者のこうした意識の変化は、九六年以降さらに強まつた。こ

れからは単に消費財に限らず、資本財・生産財についても、これを使用する企業サードはエコロジー性への注意を厳しく払わなければならなくなる。すべての市場がグリーン化への流れに向かい、企業

五 二二世紀への市場展開

通産省環境立地局の行つた九四年のエコビジネスのマーケット予測では、現在の市場規模は約一兆円。それが二〇〇〇年には約二〇兆円、二〇一〇年には約三五兆円に達すると予測、新たな市場として可能性に富んでいると指摘している。この市場予測は、公害防止など具体的な企業や産業ごとの積み上げに基づいて行われたものだ。

だが、この試算は表面エコビジネスとして認める分野に限つたものであり、すでに述べたような循環経済のすべてに及ぶグリーン・マーケティングの発展と比べれば、相対的には狭小なものだ。将来の市場規模はこの予測を大きく上回る可能性が十分にある。

そのためには、企業サードのISO（国際標準化機構）9000シリーズや14000シリーズなどへの自主的対応をはじめ、通産省ガイドからの九三年以来の「環境に関するポランタリー・プラン」「企業における環境行動計画のフォローアップ」などへの挑戦が必要で

あろう。

「包装および包装材廃棄物等への対応」「品目別および業種別廃棄物処理・再資源化ガイドラインの改定およびフォローアップ」など、主要な行政指導やガイドラインが次々と出されているが、これらに対するフォローアップ、さらには産業界の自主的な環境管理や環境監査に対する対応など、企業の自主的努力が不可欠となる。

環境関連の民間企業および地方自治体を対象とした「エコ・レギュレーション・フォーラム」の設立によって、エコビジネスの発展のための規制の緩和制度の整備などが図られている。また、異業種の民間企業による環境ビジネス・コンソーシアムの設立支援などを打ち出されている。

廃棄物処理、リサイクル、土壤汚染対策のように、環境関連分野で「企業や一業種では実現困難な技術開発・総合的なシステム構築など、異業種間提携の促進が狙いである。また、エコ市場の形式のために阻害要因となっている「規制バリア」「技術バリア」「情報流通バリア」「コストバリア」を除き、エコビジネスの自律的な発展を計ろうとするものだ。

六 「グリーン価格」の設定

グリーン・マーケティングの展開においては、コミュニケーション・プロセスやプロモーション戦略が重要となる。エコ市場での広告宣伝活動では、企業の社会的責任、とりわけ環境に配慮し、環境負荷に対し、いかにそれを減らす努力を払っているかをグリーン消費者に十分理解してもらわなければならない。

またグリーン化のレベルを商品価値の基本に置く以上、環境アベリング（環境にやさしい商品として特別に示すための公共的に認証されるラベルリング）に反しない実質的な価値が求められることになる。もちろんブランド・イメージもグリーンのイメージにふさわしいものであるべきだ。

価格決定については、グリーン・コストのレベルが重要な決定要素になる。グリーン・コストとしては、以下の要素が従来のコストに加えられ、あるいは減じられると考えられる。

①環境負荷の少ない原材料を使用することによるコストの割高（リサイクル原料の使用など）、②新たなグリーンな生産を行うための環境保全装置に対する投資コスト、③環境基準をクリアするための技術的改善のコスト、④汚染などによる被害や損害の発生に対するリスク管理のための保険コスト、⑤エコビジネス化のための組織変更などのオーバーヘッドコスト、⑥省資源・省エネルギーによるコストダウン、⑦その他、光熱費、用品費、包装費などのコストダウン、⑧燃料の変更（無公害燃料）によるコストダウン、⑨ファイナンス業でのクレジットカード使用などに附加した環境保全への寄付などのプレミアム、⑩環境保全関連の税、課徴金などの負担などである。

しかし本質的には、先に述べたように、動脈コスト、静脈コストすべてについての配慮が必要であり、これらの全体的な組み合わせを前提として、循環のプロセスと市場のステージごとに価格が設定されなくてはならない。グリーンコストの設定はエコビジネスと究極的なグリーン・マーケティングの目標となる。

財政健全化の必要性と非裁量的支出の問題

一 はじめに

現在、わが国の財政事情はきわめて厳しいものとなつており、フロー・ストックいずれの指標でみても、他の先進諸国と比べて最悪の水準となつてている。このため財政健全化（fiscal consolidation）を達成することが重要な課題とされ、一九九七年一月二八日「財政構造改革の推進に関する特別措置法」（財政構造改革法）が成立した。これはわが国にとってはじめての複数年度にわたる歳出を拘束する明文規定であるが、このような法律が必要となるのは予算編成にあたりコントロール可能な歳出が限られているからに他ならない。

二 財政健全化の必要性

本稿の目的は、財政健全化を達成しようとするときに大きな問題として登場してくる非裁量的支出の問題について考察することにある。そして、この考察を通じてわが国の財政構造改革のあり方についての一指針としたい。

佐藤 康仁

（東北学院大学大学院）

三 わが国における非裁量的支出の現状

今日のわが国の財政事情を考慮すると財政健全化の達成は必要な政策であると考えられるが、このよつたな財政健全化を実施しようとする際に生じてくる問題の一つが、Cordes（1996）が指摘しているとおり、毎年の予算編成においてコントロール可能な歳出は「過去の決定」あるいは「過去の政策活動」によって制約されているという事実である。本稿では、このよつたな過去の政策活動によって、ある特定の目的へ財政資金を割り当てることが決められているような

支出項目を、自由にその支出額の増減を行つことができない、いわば義務づけられた支出項目といふ意味で「非裁量的支出」(prior commitments)と呼ぶ。

Cordes (1996) は、このよつた非裁量的支出として、①事前的にコミットされた支出、②事前にコミットされた税収、そして③インデクセーションの三つをあげている。ここで①事前にコミットされた支出とは過去の政府の活動によつて生じた、しかも現在においても尊重されなければならない義務となつてゐる支出プログラムであり、具体的には社会保障プログラム(income transfers and entitlements)や国債の発行、偶発債務(contingent liabilities)である。②事前にコミットされた税収とは特定の目的へ使途を指定された税収のことであり、このよつた税収によつて賄われる支出プログラムはその資金が保証されることから、毎年の支出プログラムの決定において優先的に取扱われることになり、その削除の可能性は低下するため非裁量的支出となる。そして③インデクセーションとは物価スライド制のことであり、これはインフレーションによる非裁量的支出の問題の緩和を妨げる要因となる。

いじや我が国の一般会計予算においてCordes (1996) がいう「非裁量的支出」項目をあげると次のとおりである。

通常、一般会計歳出予算は①国債費、②地方交付税交付金、③一般歳出の三つに分類される。この分類では国債費と地方交付税交付金は自動的に歳出額が決まるため削減可能性に欠けるとして非裁量的支出であるとされ、これら以外の経費はすべて政策的にコントロール可能である裁量的支出であるとされている。本稿でいう非裁量

税、石油ガス税、航空機燃料税による税収を財源として実施される公共事業関係費における道路整備事業、港湾漁港空港整備事業があげられる。最後に「インデクセーション」の例としては、国民年金や厚生年金などの公的年金がある。
なお一九九八年度一般会計歳出予算(七七兆六六九二億円)における非裁量的支出項目の金額とその割合をみると、総額五九兆八四五二億円(七七・一%)で、かなり大きな割合を占めていることがわかる。

四 財政健全化と非裁量的支出

このよつた非裁量的支出項目は予算の大きな割合を占めている。これは毎年の予算編成においてコントロール可能な歳出は「過去の政策活動」によつてすでに大きな制約を受けているといつたことを示しているが、非裁量的支出項目の中でも大きな割合を社会保障関係費が占めている(約二五%)ことからも予想されるように、人口の高齢化に伴い、この制約は今後一層厳しくなると考えられる。このさらなる低下(財政の硬直化)をもたらす。低下をもたらさないためにはコントロール可能な歳出、すなわち裁量的支出内部での資金の再配分、あるいは税収増による財政支出規模の拡大が必要となる。しかしながら、このよつた裁量的支出内での資金繰り(資金シフト)による対処、そして税収増による対処には限界があると思われる。したがつて、財政の硬直化がすすむことは避けられない。また、これは結果として財政赤字の増大、公的部門の肥大化に結びつく可

能性が高く、より一層、将来世代に負担を転嫁する可能性がある。

財政健全化をすすめよつとするとき、このよつた過去の政策活動による制約、つまり非裁量的支出の存在が大きな障害となることは明らかである。しかも大きな割合を占めている社会保障関係費の削減は、国民からみると給付の悪化(低下)に直接的につながるために容易ではない。

しかしながら、いま、非裁量的支出の毎年の伸び率が予算規模の伸び率に対しても低いものとなつているとすればどうであろうか。時間が経過するにつれて非裁量的支出が予算に占める割合は低下するることは明らかであろう。したがつて、非裁量的支出の伸びを低く抑えることが一つの方策となる。このためには「非裁量的支出(項目)の増大を阻止すること」が有効であろう。これには「現在の政策活動が(将来的)支出に対しても義務を課す程度」について政策当局ないし政策立案者が慎重に考慮することが必要である。すなわち、中長期的観点からの予算編成(政策立案)を行つ必要があるということである。

すでに述べたように、非裁量的支出は将来世代に負担を転嫁することになる。そこで国民に中長期的視野にたつた情報を提供する(すなわち、将来世代の受益・負担関係を考慮に入れさせる)ことが可能であるならば、移転受取りの減少を伴うよつた改革も可能となると思われる。このとき有用であると考えられるのが「世代会計」である。すでに述べたように、世代会計は「いま実施されようとしている政策が現在世代、そして将来世代にどのような受益と負担をもたらすか」を明らかとする。世代会計(世代勘定)を作成するこ

的支出との関連からこれらの支出項目をみると、確かにこの国債費と地方交付税交付金は非裁量的支出といえる。それは国債費とは国債や借入金の償還や利子支払い等に必要とされる経費であるから、この経費は主として現在の政策活動というよりはむしろ過去の政策活動(国債の発行)に依存していることが明らかであるし、また、地方交付税交付金とは所得税、法人税および酒税、消費税ならびにたばこ税の収入額のそれぞれ一定割合の額を地方交付税交付金として、交付税及び譲与税配付金特別会計を通じて地方団体に交付するため必要な経費であり、この経費も国債費と同様、過去の決定によつて義務づけられている支出であるからである。

しかしながら、次に一般歳出(つまりこの三分類によれば裁量的支出となる)に分類されている項目をみると、ここにも明らかに非裁量的支出と思われる項目がある。たとえば、社会保障関係費と恩給関係費である。これらの支出は給付対象となる人数やその一人当たり給付額に依存しており、そしてこれらは給付を受ける資格やその給付額について規定した(過去の)法的措置や人口構造等に依存しているのである。また、これら以外の非裁量的支出項目としては、「事前にコミットされた支出」の例としては、文教及び科学振興費における①義務教育費国庫負担金、②国立学校特別会計へ繰入、③教育振興助成費(義務教育教科書の無償給与、公立養護学校教育費の国庫負担金など)、そして防衛関係費における歳出化経費(国庫債務負担行為や継続費の形で予算計上された債務負担行為権限に基づきなされた過去の契約に係る当年度の支払い)分があげられる。また「事前にコミットされた税収」の例としては、揮発油

とで国民に「将来世代の取扱い」を考慮に入れた中長期的な情報を提供する」とができる。このよつたな中長期的視点からの情報の提供は政策当局ないし政策立案者に現在の政策活動が(将来の)支出に対する義務を課す程度について考慮することを可能にして、非裁量的支出(項目)の増大の阻止に役立つであろう。

五 むすびにかえり

本稿では、これまでわが国における非裁量的支出の現状について考察するとともに、財政健全化をすすめるうえでのよつてに対処したらよいのかといつて点についても考慮を行つた。そして「世代会計」の採用の必要性を指摘した。

しかしながら、世代会計によつて将来世代を考慮に入れた情報が提供されたとしても、「れによつて現在世代が「負担の増加」あるいは「便益の減少」を伴つよつた政策(制度改革)を受け入れるようになるかといえれば疑問が拭えず、これはかなり樂観的観測であると言わざるをえないかも知れない。しかし、いずれにしても、これは将来世代を考慮を入れた(つまり、将来生じるであろう負担)を考慮に入れた)政策の実施と、問題解決を先送りし将来世代へつけを回すといつて政治システムがもつ欠点の回避のための手段の一つであると考えられる。

参考文献

Auerbach, A. J., Gokhale, J. and Kotlikoff, L. J. (1991), "Generational Accounts: A Meaningful Alternative to Deficit

Accounting," in D. Bradford (ed.), *Tax Policy and the Economy*, Vol. 5, The MIT Press, pp.55-110.

Cordes, J. J. (1996), "How Yesterday's Decisions Affect Today's Budget and Fiscal Options," in Steuerle and Kawai (1996, pp. 95-116).

Ihori, T. (1996), "Prior Commitments, Sustainability and Intergenerational Redistribution in Japan," in Steuerle and Kawai (1996, pp.117-134).

Kotlikoff, L. J. (1992), *Generational Accounting: Knowing Who Pays, and When, for What We Spend*, The Free Press (香西泰 訳語『世代の経済学』日本経済新聞社一九九二年)。

佐藤康仁(一九九八)「非裁量的支出と財政健全化」「経済研究年譜」第一九号、三九一六二頁。

Steuerle, C. E. and Kawai, M. (eds.) (1996), *The New World Fiscal Order*, The Urban Institute Press.

(付記)

本報告に際して、予定討論者の原田博夫先生(専修大学)をはじめ、座長の丸尾直美先生(日本大学)、フロアーレ丹羽春喜先生(大阪学院大学)から貴重なコメントを頂きました。以下に記して感謝申上げます。

貿易黒字の原因とその調整政策の検討

横山 将義
〈早稲田大学〉

$$Y = D(Y - T, r) + NX(t, Y) \quad (1)$$

$$0 < D_{r-T} < 1, D_r < 0, NX_t > 0, NX_r < 0 \quad (2)$$

$$MP = L(Y, r) \quad L_r > 0, L_r < 0 \quad (3)$$

$$P \cdot NX(t, Y) + P \cdot F(r - r^*) = 0 \quad F' > 0 \quad (4)$$

$$Y = f(N, K) \quad f_N > 0, f_K > 0, \partial f_N / \partial N < 0, \partial f_K / \partial K < 0 \quad (5)$$

$$N = N(W/P, K) \quad N_{W/P} < 0, N_K > 0 \quad (6)$$

本報告の目的は、R. A. Mundell と J. M. Fleming の国際マクロ経済モデルから「貿易収支判別式」を導出し、日本の貿易黒字の原因とその調整政策を検討することにある。貿易収支判別式とは、外生的な経済変数の変化と貿易収支の対GDP比率(名目貿易収支/名目GDP)の変化との関係を表す式のことである。この判別式は貯蓄・投資バランスに基づきつつ、そのバランスがいかなる要因によつて変化するかを明示するとともに、為替レートなどの価格効果を内生化している。生産物市場、貨幣市場、供給サイドの変数が組み込まれているために、これらの変数がいかなる相互作用を通じて貿易収支(貿易収支の対GDP比率)に影響を及ぼすかといつて貿易黒字の原因と、貿易黒字の調整に及ぼす経済政策の効果が明らかにされる。

II 貿易収支判別式の導出

まず、基本モデルから貿易収支判別式を導出し、その意味するところを考えてみる。ここでは変動為替レート制、小国、不完全資本移動、静学的な為替レート予想、資産効果の捨象を前提とする。

$$\frac{D}{Y} \frac{d\bar{D}}{D} - D_{r-T} \frac{T}{Y} \frac{dT}{T} \quad (7)$$

上記の基本モデル(1)式～(5)式から、次のよつた貿易収支判別式($P \cdot NX/P \cdot Y$ なる NX/Y の変化を表す判別式)が導出される。

$$\frac{1 - D_{r-T}}{Y + (1/\varepsilon)} \left[\frac{dM}{M} - \frac{dW}{W} + (f_N N_K + f_K) \frac{1}{\varepsilon} \frac{K}{Y} \frac{dK}{K} \right] \quad (8)$$

貿易収支判別式の意味するところは次のとおりである。

- ① 左辺／右辺（左辺へ右辺）のとき NX/Y が低下（上昇）する。

- ② 外生的な内需寄与度 (D/Y) (dD/dD) が高いほど、家計負担 (T/Y) (dT/dT) が小さいほど NX/Y が低下する。また、限界消費性向 $D_{Y-T} = c$ が高いほど家計負担の変化は NX/Y に大きな影響を及ぼす。

- ③ 名目貨幣供給量の増加率 dM/M や資本ストックの増加率 dK/K が高いほど NX/Y が上昇する。また、名目賃金率の上昇率 dW/W が高いほど NX/Y が低下する。さらに、資本係数 K/Y が大きいほど、資本の生産性 $f_K/N_k + f_K$ が高いほど、資本ストックの変化は NX/Y に大きな影響を及ぼす。

- ④ 限界貯蓄性向 $1 - D_{Y-T} = s$ が高いほど、名目貨幣供給量や資本ストックの増加、資本生産性の上昇に対して NX/Y の上昇幅が大きくなる。また、名目賃金率の上昇に対しても NX/Y の低下幅は大きくなる。さらに、外生的な内需寄与度の上昇や家計負担の減少に対しても NX/Y の低下幅は小さくなる。

- ⑤ 貨幣需要の所得弾力性 η が大きいほど、外生的な内需寄与度の上昇や家計負担の減少に対して NX/Y の低下幅が大きくなる。名目貨幣供給量や資本ストックの増加、資本の生産性の上昇に対して NX/Y の上昇幅は小さくなる。名目賃金率の上昇に対しても NX/Y の低下幅は小さくなる。

- ⑥ 総供給の価格弾力性 ε が高いほど、外生的な内需寄与度の上昇や家計負担の減少に対しても NX/Y の低下幅が小さくなる。名目賃金率の上昇幅は小さくなる。名目賃金率の上昇に対しても NX/Y の低下幅は小さくなる。

	$\frac{NX}{Y}$	$\frac{D}{Y}, \frac{dD}{D}$	民間 公的	c	$\frac{T}{Y}, \frac{dT}{T}$	$\frac{dM}{M}$	$\frac{dW}{W}$	$\frac{dK}{K}$	$\frac{K}{Y}$	s	η
1985	3.4	+1.5	+2.0	-0.5	84.4	+0.9	+8.4	+2.5	+7.2	2.02	15.6
1986	4.1	+1.3	+0.5	+0.8	84.4	+1.0	+8.7	+3.5	+5.6	2.17	15.6
1987	3.3	+1.3	+0.8	+0.5	86.2	+1.2	+10.4	+1.4	+5.0	2.18	13.8
1988	2.7	+3.4	+2.9	+0.5	87.0	+0.8	+11.2	+1.8	+6.1	2.14	13.0
1989	2.2	+2.7	+2.5	+0.2	87.1	+1.0	+9.9	+6.5	+7.4	2.15	12.9
1990	1.8	+2.3	+1.8	+0.5	87.9	+2.7	+11.7	+5.2	+7.7	2.17	12.1
1991	2.2	+1.9	+1.5	+0.4	86.8	+1.5	+3.6	+6.9	+8.2	2.23	13.2
1992	2.8	-0.4	-1.6	+1.2	86.9	+0.3	+0.6	+4.6	+5.7	2.39	13.1
1993	2.9	-0.6	-2.0	+1.4	86.6	-0.2	+1.1	+2.5	+3.7	2.58	13.4
1994	2.5	-0.6	-1.2	+0.6	86.7	-0.3	+2.1	+1.9	+2.9	2.67	13.3
1995	2.1	+1.2	+0.9	+0.3	86.9	+0.4	+3.2	+2.3	+2.2	2.62	13.1
1996	1.3	+2.0	+0.9	+1.1	+3.3	+1.5
											1.58

(注) 資本係数 (K/Y) と貨幣需要の所得弾力性 (η) 以外の数値は%表示。

外生的な内需寄与度は住宅投資を除く民間投資支出の寄与度と政府支出の寄与度の和。「民間」は住宅投資を除く民間投資支出の寄与度を、「公的」は政府支出の寄与度を表す。

c は限界消費性向（=家計消費性向）×100。

T は家計の租税（直接税）負担と社会保障負担を加えた数値。

マネー・サプライ (M) 増加率は $M_2 + CD$ 。

名目賃金率 (W) 上昇率は製造業における名目賃金指数。

実質粗資本ストック (K) 増加率は製造業に関するもの。

K/Y = 製造業の実質粗資本ストック / 製造業の実質国内総生産。

s は限界貯蓄性向（=家計貯蓄率）×100。

η の推定期間は1975年第I四半期～1996年第IV四半期（1997年版『経済白書』）。

実質値や指標の基準年次は1990年。

(出所) 経済企画庁『国民経済計算』『経済白書』、日本銀行『経済統計年報』『国際比較統計』。

目貨幣供給量の増加に対しても NX/Y の上昇幅は大きくなる。名目貨幣供給量の上昇に対しても NX/Y の上昇幅は小さくなる。資本ストックの増加に対しても NX/Y の上昇幅は小さくなる。

三 貿易黒字の原因

貿易収支判別式に基づき、貿易黒字の対GDP比率の変化とその要因を考えることにする（表1）。

まず一九八〇年代後半（「バブル経済」形成期の一九八五年～一九九〇年）を取り上げる。外生的な内需寄与度が高いほど、貿易黒字の対GDP比率は低下傾向にある。かかる関係は貿易収支判別式の右辺から説明することができる。名目貨幣供給量は円高対策として高い伸び率を示し、これは貿易黒字の対GDP比率を上昇させる要因になる。また、名目賃金率は上昇しているものの、資本ストックの増加や生産性の上昇によって、それはかなり相殺されていると考えられる。事実、名目賃金率の上昇率と労働生産性の上昇率を加味した「単位労働コスト」は低下し（日本銀行『国際比較年報』を参照）、これも貿易黒字の対GDP比率を上昇させる要因になる。これら右辺の動きは貿易黒字の対GDP比率を高めるよう作用しているが、それにもかかわらず低下傾向にあるという事実は、それが外生的な内需寄与度と強い相関関係にあることを裏付けることになる。右辺の係数に関して、貨幣需要の所得弾力性は長期にわたって安定していることが明らかにされ、限界貯蓄性向は「バブル経済」に伴う消費拡大を背景に低下傾向にあるといえる。限界貯蓄性向の低下も貿易黒字の対GDP比率の低下に寄与していると考えられる。

次に一九九〇年代前半（「バブル経済」崩壊期の一九九年～一九九三年）を見てみよう。「バブル経済」の崩壊に伴い、外生的な内需寄与度が弱含みになるにつれて、貿易黒字の対GDP比率は反転して上昇していく。右辺を見れば、名目貨幣供給量や資本ストックの増加率が鈍化し、労働生産性の上昇が名目賃金率の上昇を補いきれずに、「単位労働コスト」（国際比較年報）を参照¹が上昇しているともわかる。これらは貿易黒字の対GDP比率を大幅に上昇させるだけの要因とはなりえない。それにもかかわらず貿易黒字の対GDP比率が上昇に転じている背景には、外生的な内需寄与度が弱含みに推移していることが挙げられる。「バブル経済」崩壊の影響を受けて限界貯蓄性向が上昇していることも、貿易黒字の対GDP比率を上昇させる要因になっているとみることができる。

一九九四年以降の動向を見ると、貿易黒字の対GDP比率は低下傾向にある。この要因として、外生的な内需寄与度（とりわけ公的需要）が上昇に転じていることが挙げられる。また、それは供給サイドとも連動していると考えられる。最近の『通商白書総論』は、日本企業の海外展開の拡大に伴う輸出誘発が弱まり、逆輸入のほうが強くなりつつあることを指摘している。これによりわけ資本ストックの伸び率の鈍化（ないし対GDP比率の伸び率）

外直接投資の拡大)の影響を受けていると考えられる。

これまで総供給の価格弾力性(ε)を取り上げていないが、この値はかなり大きいとみなされる。つまり、総供給曲線の勾配はかなり小さく、物価が硬直化していると考えられる。事実、経済企画庁「第二次世界経済モデル」と「第四次世界経済モデル」における総供給曲線の短期の勾配はそれぞれ〇・〇五、〇・一五である。ただし、最近では「価格破壊」現象に象徴されるように供給構造が伸縮化し、趨勢的に総供給曲線の勾配は上昇し、総供給の価格弾力性は低下しつつあるといふことができる。このため、貿易収支に対する供給サイドの影響が大きくなりつつあることに注目すべきであろう。

四 貿易黒字削減策はなにか

おわりに貿易黒字(特に「失業の輸出」と相関する循環的な貿易黒字)を削減するための政策を考えてみる。貿易收支判別式から、貿易黒字の削減には外生的な内需寄与度を高めることが求められる。

拡張的な財政政策は有効であるが、財政再建という制約を考慮する必要がある。それに代わる手段として規制緩和を推進することが有效であると考える(ただし規制緩和は万能ではなく、政府の市場介入の必要性を完全に否定するものでないことを付言しておく)。

貿易黒字削減策を考えるうえで、経済に及ぼす供給サイドの影響が大きくなリつつあることに着目すべきである。その点、規制緩和は供給サイドを刺激し、その結果として内需拡大に寄与する(このことは各種の計量分析で支持されている)。供給サイドにおいて規制緩和は市場に競争圧力を加え、価格メカニズムが機能するようになる。

(付記)

本報告に対しても、討論者の松永宣明神戸大学教授をはじめ、座長の丸尾直美日本大学教授、フロアの丹羽春喜大阪学院大学教授から貴重なコメントをいただいた。記して謝意を表したい。なお詳細は、拙稿「貿易黒字の原因とその調整政策の検討」『早稲田商学』(早稲田商学同窓会)第三七七号、一九九八年六月号を参照されたい。

ついで左辺→右辺という関係が成り立たなければならない。したがって、規制緩和(それに伴う構造転換)を契機として持続的に内需を喚起することが、貿易黒字削減の条件として求められるのである。

価格メカニズムの需給調整機能とケインズ経済学

はじめに

ケインズは『雇用・利子および貨幣の一般理論』(以下、「一般理論」と略記する)の冒頭で独特の「古典派経済学者」の定義を与えており。ケインズのいう「古典派経済学者」とは、「リカードウ経済学において頂点に達した理論の建設者たち」と「リカードウ経済学の理論を採用し完成した人たち」のことである。

ケインズの「古典派経済学者」の定義は通常の用法と異なっている。しかも、こと、貨幣理論に関する限りは、リカードの貨幣理論は古典派の中でも例外的なものである。とりわけ、地金派に括して含められる人々の主張には、相当の開きがある。ここで、厳格地金派と稳健地金派の区別を導入する。そうすると、稳健地金派の主張とケインズの主張にはかなりの親和性がある、といふことがわかる。

一 古典派

- (1) ヒューム・貨幣数量説と物価—正貨流出入説
古典派の貨幣理論を論ずる上で最も重要なのは、①貨幣数量説、
②物価—正貨流出入説、の二つである。ヒュームはこれらに明瞭な

表現を与えている。

まず、貨幣数量説に関してヒュームが明らかにしたことは、「貨幣量の増減が物価や財貨量に影響を与える」という方向に因果の連鎖が働いている、ということであった。さらに、ヒュームは、短期と長期を区別し、貨幣量の変動は、短期的には生産活動を促進したり抑制したりするが、長期的には物価変動に帰着する、ということも明らかにしている。

他方、物価—正貨流出入説は、自由貿易を支持する上で非常に強力な武器になる。ヒュームによつて、次のよきマニズムの作動することが明らかにされた。

貨幣量の増加(減少) → 物価上昇(下落) → 自国商品の国際競争力の下落(上昇) → 輸出減少・輸入増加(輸出増加・輸入減少)

(2) 地金論争と通貨論争

「地金論争」「通貨論争」といふ二つの論争を経て、古典派貨幣理論は飛躍的に発展した。「地金論争」とは、銀行と不換紙幣の位置づけをめぐつての論争であった。また、「通貨論争」の段階になると、紙幣以外の信用手段にまで議論が広がつていった。

「地金論争」で主役を演じたのは、一七九七年に金貨との兌換を行つた。

停止されたイギリス銀行券の兌換再開を要請する「地金派」と呼ばれる人々と、真正手形学説に基づいて兌換再開に反対する「反地金派」と呼ばれる人々であった。「地金派」に一括して含められる人々の主張には、相当の開きがある。そこで、「厳格地金派」と「稳健地金派」の区別を導入することにしました。

「厳格地金派」に含め得るのは、ボイド、キング、リカードらであり、その内、リカードが最も重要な人物である。リカードは①「貨幣数量説」と「物価—正貨流出入説」の硬直的な適用、②紙幣の過剰発行以外の要因の無視によって、Ricardian Definition of Excessとでも呼び得る通貨過剰の定義に到達したのである。それによれば、

(i) 紙幣の過剰発行は、金価格の上昇と自國通貨の対外価値下落に直結し、(ii) 金価格の上昇や自國通貨の対外価値下落は、紙幣の過剰発行の証拠ということになる。

稳健地金派に含め得るソーントンの『紙券信用論』(一八〇二)は、古典派貨幣理論中最も優れたものである。ソーントンの主張で最も注目すべき点は、例えば、不作などによって短期的な輸入超過が起つた場合、金の流出を黙つて見ているより仕方がない、というものである。リカードの教えは、通貨学派(オーバーストン、ノーマン、トレント)へと引き継がれていた。そして、彼らの主張は一八四四年法(イングランド銀行特許条例)へと結実する。それが意味する所は、鑄貨と紙幣から成る「混合通貨」を、鑄貨のみから成る通貨の如くに変動させようとする「通貨原理」が採択された、ということであった。

(3) 厳格地金派と通貨学派の見解——貨幣・物価・外国為替の三位一体関係

厳格地金派から通貨学派を経て一八四四年法へと結実してゆく一連の動きの根底にあつたのは、通貨価値の尺度として地金價格と外國為替場を用いる、という考え方であった。通貨価値の尺度として「物価指數」を用いるという発想は、厳格地金派の人々にも通貨学派の人々にも認められない。

かくして、貨幣と物価と外國為替を直結する、という思考法が支配的になつていった。

二 ケインズ

(1) 「貨幣改革論」の主旨——貨幣・物価・外國為替の三位一体関係を打破せよ

古典派経済学者は、金本位制度の維持を当然のことと看做していた。こうした状況がケインズによつて打ち破られた。

ケインズは『貨幣改革論』(一九二三)で、金本位制度を廃棄せよ、と明言したのである。ケインズが論じたのは、「貨幣・物価・外國為替の三位一体関係を打破せよ」「対外均衡保持のために国内的安定を犠牲にすることなれ」ということであった。ケインズは『貨幣改革論』の第四章で次の三つの問を発している。

- ① 金本位制度に復帰するとして、平価切り下げを行つた上で金本位制度に復帰するのが良いのか、戦前平価で金本位制度に復帰するのが良いのか?
- ② 物価の安定と為替の安定のいずれを優先すべきか?

③ 金本位制度の存続に有利に作用した条件がなおも存在しているか?

第一の間にに対するケインズの答えは、平価切り下げである。戦前平価での金本位制度復帰が惹起するデフレーションには何の取り柄もない、とケインズは主張する。

第二の「物価安定か為替安定か」という間にに対して、物価安定を優先せよ、とケインズは言う。

そして、最後に、過去に金本位制度に有利に作用した諸条件はもはや存在せず、「金本位制度はすでに未開社会の遺物と化している」と結論づけられる。

(2) 「一般理論」での二つの問

『貨幣改革論』で対外均衡問題と対内均衡問題の直結状況を打破することの必要性を説いたケインズは、『一般理論』で対内均衡問題に対する新たな視点を提示したのである。貨幣数量説とは、「他の事情が等しいなら、貨幣価値の変化は、貨幣量ないし貨幣の流通速度の変化によって惹起される」ということを説いた学説であり、ある意味では、「自明の理」と言える。とはいって、そこから、次のような二つの問を発することが可能である。

① 貨幣の量はなぜ変化するのか?

② 貨幣量増加が支出増加につながらない、といふことが起つりつるか?

ケインズが『一般理論』で問い合わせているのは、正しく、右の二つの問である。

貨幣量の変化は、金鉱山の発見・閉鎖、戦争といった非貨幣的要

因によつて起され得る。しかし、経済学的に見てより重要なのは、貨幣需要の変化が貨幣量に及ぼす変化である。もし、人々の支出意欲が冷え込んでいるなら、彼らからは支出のための貨幣需要は発生せず、貨幣量は減少し、貯蓄が支出を上回る、ということになろう。こうなれば、デフレーションが招来される。逆に、人々の支出意欲が旺盛な時には、インフレーションが起る。

さらに、デフレーションの時期には、「流通する貨幣量が増加しても、その流通速度が低下するならば、支出増加は望めず、デフレーションは長引くのではないか」という疑念が生じてくる。

(3) 「一般理論」の二大論点

『一般理論』における最も重要な概念は、①有効需要、②数量調整、の二つである。ケインズは『一般理論』第二章第六節で、「供給はそれ自らの需要を創造する」としたセー法則を批判し、『一般理論』第三章で「有効需要の原理」を提示している。そして、需要の重要性を無視する古典派貨幣理論が論難されている。

『一般理論』におけるいまひとつ重要な点は、経済体系が何らかの理由によつて不均衡に陥つた時には、その均衡化プロセスにおいて価格調整のみならず、数量調整も起る、ということの指摘である。価格調整の遅さ、価格調整のみに頼る時のコストの大きさは、既に、ソーントンによつて指摘はされていただけれども、彼のこうした認識は、地金論争・通貨論争という事態の推移する中で、完全に見失われてしまった。「価格調整のみに頼る時のコストの大きさ」という問題が、ケインズによつて、改めて取り上げられ、「非自發的失業」という概念が導入されたのである。

三 一九九〇年代の視点

(1) 変動相場制度の意味

ケインズは『貨幣改革論』で、金本位制度の廢棄を提唱した。それでは、金本位制度が廢棄された後の国際通貨制度はいかなるものとなるべきであろうか？

一九七三年の変動相場制度への移行以来既に四半世紀の年月が過ぎた。国際通貨制度に関する議論は錯綜したままの状態である。例えば、市場機構の機能に高い信頼を置く保守派の経済学者の場合、(1)彼が通貨当局に不信を抱く時には固定相場制度が打ち出されるであろうし、他方、(2)国際通貨市場の働きに信頼が置かれているのであれば、変動相場制度が支持されるであろう。これに対して、市場の機能不全に懸念を抱くケインジアンの場合、(3)諸通貨の交換比率変更の必要性が重視される時には変動相場制度が支持されるであろうが、(4)国際通貨市場の不安定性が甚だしいと考えられるなら固定相場制度が打ち出されるかもしない。

国際通貨制度についての筆者の立場は未だ定まっていない。

(2) ケインズ的政策と財政構造改革

財政政策にいかなる役割が与えられるべきであろうか？

金融政策と財政政策に関する筆者の見解は次の通りである。平常時には金融政策が有効に働くが、金融政策が有効性を失うような非常事態が出現するかもしれない。企業家が極端に弱気になつており、公定歩合の引き下げも公開市場操作も全く民間の設備投資を喚起しえず、人々の消費意欲も冷え切っている、というような状況が生じ得る。

関西国際空港開港後の経済効果 ——地域間産業連関表による分析——

鵜 飼 康 東
（関西大学）

川 村 裕 一
（松下通信工業株式会社）

II 「平成二年大阪府地域間産業連関表」について

関西国際空港（以下、関空と記す）は、平成六年九月に開港した。これによつて、関西地域発着の国際線は大阪空港（伊丹空港）から関空に移動し、国内線も大阪空港から一部移動した。関西産業活性化センター（1996）は『平成二年近畿地域産業連関表』を用いて関空の開港が近畿地方の経済に及ぼした効果を推計している。

しかし、関空の効果は単に近畿地方にとどまるものではない。関空が大阪府、近畿地方、日本全国に対しても及ぼした経済的影響はどの程度であったのだろうか。地域政策の経済効果を測定するためには、このよつた地域間比較の観点が必要である。そこで、われわれは、『平成二年大阪府地域間産業連関表』（1996）を用いて、以上三つの効果を推計した。さらに、関西産業活性化センター（1996）では考慮されなかつた旅行業者取扱高の効果を追加して、関空開港後の経済効果の推計を行つた。結果は表1と表2に示されている。

たなら、財政政策を発動せねばならないであろう。

一九七三年の第一次オイル・ショック後の不況や、一九九〇年代のバブル破裂後の不況のような場合には、財政政策の発動もやむを得なかつたであろう。当然、そうした財政出動のツケを回収する必要があり、財政構造改革は避けて通ることのできないものであつた。このこと自体に異論の余地がないとしても、一九九七年のタイでの金融破綻に端を発した苦境の下で、再び財政出動が行われることとなつた。一九八〇年代後半のバブルの異常さとバブル破裂後の不況の深刻さの故に、超低金利状態が続けられ、金融政策が事实上機能しないという状況が、今日財政政策に頼らざるをえない、といふ」との理由の一端を成しているのである。

*右に論じたことの詳細については、拙稿「貨幣理論と経済政策(1)」（『広島経済大学経済研究論集』第一九卷第二号、一九九六年九月）と「貨幣理論と経済政策(9)」（同、第二一卷第二号、一九九八年九月）を参照されたい。

I 問題意識と結論

III 最終需要変化の波及効果分析の枠組み ——均衡産出高モデルの利用——

地域内表の $X_{i,i}$ （大阪府—大阪府）の部分に注目して、行バラ

ンスを式にする。

$$X_i = \sum_{j=1}^8 X_{ij} + Fd_i + E_i - M_i \quad (1)$$

ただし、 $i = 1, 2, \dots, 8$ とする。

投入係数を用いて、(1)を書き換えると以下のようになる。

$$X_i = \sum_{j=1}^8 a_{ij} X_j + Fd_i + E_i - M_i \quad (2)$$

ただし、 $i=1, 2, \dots, 8$ である。

このモデルは、外生的に域内最終需要 Fd_i へ輸出 E_i へ輸入 M_i が与えられたとき、その「域内最終需要 + 輸出 - 輸入」($Fd_i + E_i - M_i$) と、それを生産するのに必要な中間投入 (= 中間需要) を含めた各産業の生産高 X_i を求める」ととなる。

本論で利用した産業連関表は、非競争移入型なので輸入のみを考慮すればよい。従って、大阪府域最終需要増加額は、消費額から輸入分を引いたものになる。また、競争輸入型でもあるので、輸入分は地域sの第*i*財の輸入 M_i^s が同地域の同財に対する域内需要の合計に比例すると仮定して、(2)を(3)に変形する。

$$X = AX + Fd + E - M = AX + Fd + E - \hat{M}(AX + Fd) \quad (3)$$

ただし、 A : 投入係数行列 (8×8)

X : 產出量 (8×1)

Fd : 域内最終需要列ベクトル (8×1)

E : 輸出列ベクトル (8×1)

$$\text{輸入係数 } m_i = \frac{M_i}{\sum_{j=1}^8 a_{ij} X_j + Fd_i}; i=1, 2, \dots, 8$$

輸入係数を主対角要素にもつ 8×8 の対角行列

$$\hat{M} = \begin{bmatrix} m_1 & & & & & & & \\ 0 & m_2 & & & & & & \\ \vdots & \vdots & \ddots & & & & & \\ 0 & 0 & \cdots & \cdots & & & & \\ & & & & & & & \\ & & & & & & & \\ & & & & & & & \\ 0 & 0 & \cdots & & & & & m_8 \end{bmatrix}$$

表1 開港後3年間の経済効果 (百万円)

	大阪府	近畿地方	全国
開港後1年目の経済効果	¥ 615,463	¥ 648,513	¥ 712,431
開港後2年目の経済効果	¥ 745,293	¥ 785,314	¥ 862,727
開港後3年目の経済効果	¥ 820,063	¥ 864,111	¥ 949,297

表2 開港後3年間の累積経済効果 (百万円)

累積値	大阪府	近畿地方	全国
開港後1年間の経済効果	¥ 615,463	¥ 648,513	¥ 712,431
開港後2年間の経済効果	¥ 1,360,756	¥ 1,433,826	¥ 1,575,158
開港後3年間の経済効果	¥ 2,180,819	¥ 2,297,938	¥ 2,524,456

以上2つから $M = \hat{M}(AX + Fd)$ と仮定した。

(3)を变形する

$$X = [I - (I - \hat{M})A]^{-1} [(I - \hat{M})Fd + E] \quad (4)$$

ただし、 $I - \hat{M}$ は、域内自給率行列

$$\Delta X = [I - (I - \hat{M})A]^{-1} (I - \hat{M})\Delta Fd \quad (5)$$

しかししながら、『平成1年大阪府地域間産業連関表』では、(5)式の逆行行列が輸出入を事前に先決変数として取り扱う $(I - A)^{-1} \otimes$ の形で示されている。

われわれは、すでに輸出入を考慮した逆行列表 $[I - (I - \hat{M})A]^{-1}$ を推計済みである。しかしながら、本研究では、大阪府の逆行列表を用いることにした。

さて、逆行列表によつて計算された一次波及効果に、各雇用者所得の投入係数行列を掛ければ、上記三地域における各々の雇用者所得増加額を求めることができる。

$$\Delta E' = \Delta XC$$

$$\text{ただし、} \Delta E' = \begin{bmatrix} e_1 \\ \vdots \\ e_{24} \end{bmatrix} : \text{雇用者所得増加額列ベクトル}$$

$$C : \text{雇用者所得の投入係数行列}$$

1)の雇用者所得増加額列ベクトルの要素の和 ($\sum_{i=1}^{24} e_i$) に限界消費性向を掛けると、各地域で新しく発生する民間消費支出 Δg が求められる。

四 (1)年間の波及効果のシミュレーション

われわれは『新空港レビュー』の報告数值に基づき開港後3年間

の空港利用者数の内訳を推計した。次に、この利用者内訳に、関西活性化センター(1996)の試算による各行业との消費単価を掛けて、空港利用者の消費額を推計した。

われわれは、1)の消費が生産にまわり、商業運輸・通信、サービス業に各々三分の一ずつ振り分けられると仮定した。これに、大阪府域内自給率を掛け、大阪府域最終需要増加額を推計した。1)の推計された部門別大阪府最終需要増加額から、地域間産業連関表を

用いて、本研究では、平均消費性向で代替した。

$$\Delta g = \sum_{i=1}^{24} e_i \cdot f \quad (7)$$

ただし、 Δg : 新しい民間消費支出増加額、

f : 平均消費性向

各民間消費支出に地域間産業連関表の最終需要項目別生産誘発係数(民間消費支出)を掛けたる各問接一次波及効果が求められる。

$$J = \Delta g \cdot H \quad (8)$$

ただし、 $J = \begin{bmatrix} j_1 \\ \vdots \\ j_{24} \end{bmatrix}$: 問接一次波及効果列ベクトル。

H : 最終需要項目別生産誘発係数列ベクトル

1)次、問接一次の波及効果の合計が経済効果となる。

$$k = \sum_{i=1}^{24} x_i + \sum_{i=1}^{24} j_i \quad (9)$$

ただし、 k : 経済効果

用いて、一次波及効果を求めた。式(6)に基づき各地域の雇用者所得の増加額を推計した。式(7)に基づき、各地域の雇用者所得の増加分によつて新たに発生する民間消費支出の増加額を計算した。式(8)に基づき上記の民間消費支出増加額による生産誘発効果、すなわち間接一次波及効果を求めた。式(9)に基づき、一次波及効果、間接一次波及効果を合計して、関西開港後三年間の人の流れによる日本全体に与える経済効果を求めた。大阪府、近畿地方、全国の関空の人による経済効果の三年間累積値を計算した。

第二段階として、航空貨物の地上輸送で生じる運賃集計額による経済効果を試算した。貨物重量は、「新空港レビュー」の報告数値に基づき開港後三年間の航空貨物重量を集計した。第一に、われわれは先の航空貨物重量内訳と関西活性化センター（1996）の試算による平均受託重量、受託件数および集配運賃単価を用いて航空貨物陸上輸送運賃を計算した。この運賃が生産部門にまわり、商業、運輸・通信、サービス業に各々三分の一ずつ振り分けられると仮定した。これに、大阪府域内自給率を掛けて、大阪府域最終需要増加額を推計した。この部門別生産額から、地域間産業連関表を用いて、一次波及効果を求めた。式(6)に基づき各地域の雇用者所得の増加額を推計した。式(7)に基づき、各地域の雇用者所得増加額によって新たに発生する民間消費支出の増加額を計算した。式(8)に基づき上記の消費增加分による生産誘発効果、すなわち間接一次波及効果を計算した。式(9)に基づき、一次波及効果、間接一次波及効果を計算した。式(8)に基づき上記の消費増加額による生産誘発効果を計算した。式(9)に基づき、一次波及効果、間接一次波及効果を計算した。式(7)に基づき各地域の雇用者所得の増加額を推計した。式(8)に基づき、一次波及効果、間接一次波及効果を合計して、関空開港後三年間の国内五〇社合計旅行業者取扱高・給率を掛け、大阪府域最終需要増加額を推計した。この部門生産額から、地域間産業連関表を用いて、一次波及効果を求めた。式(6)に基づき各地域の雇用者所得の増加額を推計した。式(7)に基づき、一次波及効果、間接一次波及効果を計算した。式(8)に基づき上記の消費増加額による生産誘発効果を計算した。式(9)に基づき、一次波及効果、間接一次波及効果を計算した。式(7)に基づき各地域の雇用者所得の増加額を計算した。

貨物の陸上輸送による経済効果の三年間累積値を計算した。

第三段階として、われわれは全国の旅行業者取扱高から関空の外部効果分を推計した。次に、この関空外部効果分が生産にまわり、運輸・通信業に振り分けられると仮定した。そして、大阪府域内自由率を掛け、大阪府域最終需要増加額を推計した。この部門生産額から、地域間産業連関表を用いて、一次波及効果を求めた。式(6)に基づき各地域の雇用者所得の増加額を推計した。式(7)に基づき、一次波及効果、間接一次波及効果を計算した。式(8)に基づき上記の消費増加額による生産誘発効果を計算した。式(9)に基づき、一次波及効果、間接一次波及効果を計算した。式(7)に基づき各地域の雇用者所得の増加額を計算した。式(8)に基づき上記の消費増加額による生産誘発効果を計算した。式(9)に基づき、一次波及効果、間接一次波及効果を計算した。式(8)に基づき上記の消費増加額による生産誘発効果を計算した。式(9)に基づき、一次波及効果、間接一次波及効果を計算した。式(7)に基づき各地域の雇用者所得の増加額を計算した。

以上の合計により、関空開港後三年間の人の流れ、航空貨物の陸上輸送、旅行業者取扱高の関空効果分が大阪府、近畿地方、および日本全国に与えた経済効果を算出した。

（謝辞）

研究の過程において橋本介二教授（大阪大学）、松水征夫教授（広島大学）、丹羽春喜教授（大阪学院大学）、丸谷治史教授（神戸大学）、橋一亮氏（大阪府）、良永康平助教授（関西大学）より貴重な助言を賜った。記して深謝の意を表する。

産地と消費地問屋とのパワー関係

——今治タオル産業を例に——

はじめに

多様化した消費者ニーズへの対応が、地場産業の課題となつている。多様なニーズに産地が対応するためには、市場に頭在化したニーズを把握するとともに、積極的な情報発信による潜在的ニーズの発掘が必要である。しかし、「非産地完結型（山崎 [1977]）」地場産業は、販路の大部分を産地外の消費地問屋（以下・問屋）に依存するため、収集・発信可能な情報の質・量を問屋に制限されている。

これは、産地と問屋との間にパワー格差が存在する事を意味する。

旧来、地場産業は、創造性という集積のメリットを備えているが、収集・発信可能な情報の質・量が制限されることによって、そのメリットは阻害される（1）。よつて、多様なニーズに産地が対応するためには、産地と問屋とのパワー関係が改善されなければならない。

本稿の目的は、今治タオルメーカー（以下・メーカー）と問屋との関係を例に、産地と問屋とのパワー関係がいかなる要因によつて規定されるのかを明らかにするとともに、パワー関係改善策の実行可能性について検討することにある。

本稿では、パワー関係の分析枠組みとして、組織間関係論の資源

依存パースペクティブ（Resource Dependence Perspective；以下・RDP）を用いるRDPは、小売店と問屋、メーカーと関連業者など、あらゆる組織間関係に適用可能なため、将来的に原材料調達から流通に至る財供給過程のボトルネックを明らかにすることができる。「つまりRDPは、財供給過程で政策対象となりうる段階や組織の特定に役立つ。

一 パワー関係の現状

山口 純哉
（神戸商科大学大学院）

組織とは、決して自己充足的な存在ではなく、他組織との取引（相互依存関係）を構築することによって存続するが、両組織が他組織に対して發揮しうる交渉力には差がある。ここでは、組織間取引における交渉力を「一方が他方の行動を統制する能力」と定義し、その大小関係を、「パワー関係」とする。

RDPによれば、当該組織が他組織に対して発揮しうるパワーは、他組織が保有する資源の重要性（当該組織の活動に他組織の保有する資源がどの程度必要か）と代替性（当該組織の必要とする資源を他組織以外からどの程度調達可能か）に規定される（山倉 [1993]）。

つまり、他組織の保有する資源の重要性が低く（高く）代替性が高い（低い）ほど、当該組織は他組織に対し強いパワーを持つ（持たない）。

メーカーと問屋との関係では、メーカーのタオルと問屋と販路が、パワー関係を決定する要因である。メーカーにとって、問屋が保有する販路は、重要性が高く、代替性が低い資源である。なぜなら、

今治タオルの約七割は問屋を経て市場に供給されており、多くのメーカーが自前もしくは他の販路を持たないからである。近年、一部のメーカーにおいて、消費者や小売店への直接販売、タオル専業でない問屋（たとえばアパレル問屋）への納品がみられるが、リスク・コスト負担能力やノウハウに欠ける多くの中小零細メーカーにとって、問屋は依然として主要な販売先である。一方、問屋にとって、メーカーの保有するタオルは、重要性が低く、代替性が高い資源である。なぜなら、国内タオル市場における消費者の購買基準は、現在のところ質より価格であり、メーカーが生産する先晒・ジャカードを特徴とする高級タオルは、問屋が取り扱う主要品目に成り得ないからである。また、産地の過剰な生産能力が、メーカー間の過当競争を招き、メーカーの代替性を上昇させている。

このように、RDPは、問屋優位というパワー関係を明らかにする。

そして、このパワー関係は、取引によって生じる利益の分配問題として、小売価格のコスト・利益構成に表れる。

IRC [1992]によると、小売価格に占めるメーカーの利益は一・一%である⁽²⁾。近年、箱入れなどの流通付帯業務がメーカーに移転しているが、メーカーの五〇%はコスト増を出荷価格に反映させて

いない（水口 [1996]）。また、決済手段の八七%を占める手形の金利もメーカー負担である（STIA [1995]）。つまり、パワー関係は、メーカーの負担増（利益減）、問屋の負担減（利益増）として顕在化している。

二 パワー関係改善策

RDPによると、パワー劣位に立つ組織は、①与える価値を減らす（Withdrawal）、②自らの選択肢を増やす（Network Extension）、③与える価値を増やす（Status-Giving）、④相手の選択肢を減らす（Coalition Formation）によって他組織とのパワー関係を改善する（Cook [1977]）。

これらをメーカーの方策として書き換えると次のようになる。

(1) 多角化・与える価値を減らす——タオル製造以外の業種へ進出し、問屋の重要性を低下させる。

(2) 新規販路の開拓・自らの選択肢を増やす——消費者、小売店への直接販売やアパレル問屋など問屋以外の販路を確保し、問屋の代替性を上げる。

(3) 製品差別化・与える価値を増やす——他メーカーとの製品差別化を進め、自らの重要性を上げる。

(4) メーカー間協調・相手の選択肢を減らす——産地内の他メーカーと協調、特に価格維持を行うことによって過当競争を抑制し、自らの代替性を低下させる。

しかし、メーカーの現状を見る限り、これらの実行可能性について疑問が残る。よって、これらの実行可能性を個別に検討する。

拓すこととは困難である。

(1) 多角化

一九九〇年代初め、多角的な經營を試みるメーカーが見られたが、成功したという話は聞かない。多角化が成功しない最大の理由は、産地の持つ種（seeds）にある。産地には、一〇四年を経て蓄積されたタオル製造の技術・ノウハウが存在し、タオル産業は造船業とともに地域経済の一翼を担ってきた。メーカーや関連業者の多くが個人經營の零細企業で、職場だけでなく家庭においても技術・ノウハウの次世代への伝播が行われ、知的資源はタオル製造に特化している。また、地域に蓄積された物的資源もタオル製造に特化している。たとえば、革新織機や電子ジヤカード織機など、高額な製織設備が多くのメーカーに導入されており、メーカーはサンク・コストを抱えている。つまり、産地が他地域に比して優位に立つ知的・物的資源のいずれも、タオル製造に対する資産特殊性を持つ。もちろん、産地の種に由来して留保所得が低く、泉州産地のような業種転換は望めない⁽³⁾。よって、メーカーの多角化は困難である⁽⁴⁾。

(2) 新規販路の開拓

一九九七年に実施したアンケート調査では、今後重視する販売先として、一五社中一三社が小売店もしくは消費者への直接販売を志向している。ただし、すべてのメーカーが、問屋を介さないことによる受注の不安定さ、在庫処理、営業力の無さに不安を感じている。また、多くのメーカーにとって、今日まで販路を依存してきた問屋との利害衝突は、大きなリスクを伴う。あるメーカーは、不当な取引慣行を強いる複数の問屋との取引を絶ち、失われた売上げ回復に約一〇年を費やしている。よって、個別メーカーが独自の販路を開

拓することとは困難である。

今治産地は、先晒・ジャカードタオルの小ロット生産を武器に他産地との差別化を進め、市場での地位を確立した。他産地との差別化が成功したのは、メーカー間で模倣と創造が絶え間なく繰り返されたからである。しかし、現在メーカーが獲得可能な利益は、小売価格のわずかな部分にすぎない。よって、独自の製品開発・企画・デザインを行うための資本蓄積が不十分で、メーカーは製品差別化を行うことができる。

(3) 製品差別化

RDPの提示したパワー関係改善策は、多角化を除き、いずれの策も個別メーカーでは具体化できず、メーカー間協調（共通經營資源としての販路開拓や研究機関の設立、出荷価格の遵守等）が必要となる。しかし、産地の存立基盤は競争によって生まれる集積のメ

三 パワー関係改善に向けた

リットである。つまり、メーカーの協調・競争問題への対応が、パワー関係改善の鍵を握っている。また、メーカー間協調体制の確立は、激しい短期的利害対立から困難が予想される。よって、产地としての長期的利得を考慮する事ができる調停者（たとえば地方自治体）も含んだ協調・競争問題の解決が望まれる。

- (1) 集積のメリットとは、特定地域へ多数の企業が集中し、有機的連鎖関係を持つことによって生じるコストやリスクの低減を指す。この「創造性」とは、新たな製品・技術の開発にあたって、個別企業が負担するコスト・リスクが低く、自発的で多様な実験が可能であることを意味する。
- (2) 間屋のコスト・利益は六一〇%である (IRC [1992])。
- (3) 泉州産地の留保所得は高く、関西国際空港開港時のマンショ・オフィス需要増を見込み、多くのメーカーが不動産業に乗り出した (IRC [1992])。
- (4) 多角化が可能であつたとしても、生産量やメーカー数の減少は、产地に打撃を与える。詳しくは、拙稿 [1998a] を参照。

主要参考文献

- Cook, Karen S. (1977), "Exchange and Power in Networks of Inter-organizational Relations," *The Sociological Quarterly*, 18.
- Emerson, Richard M. (1962), "Power-Dependence Relations," *American Sociological Review*, 27.
- Pfeffer, Jeffrey and Gerald R. Salancik (1978), *The External Control of Organizations*, Harper and Row.
- Piore, Michael J. and Charles F. Sabel (1984), *The Second Industrial*

Divide : Possibilities for Prosperity, The Basic Books. (山之内 靖・永易浩)・石田あみ訳『第一の産業分水嶺』筑摩書房、一九九三年)

石井淳蔵 [1983]『流通におけるパワーと対立』千倉書房。
いよきん地域経済研究センター (IRC) (1992)「業界調査・タオル産業の課題と対応策」IRC調査月報 第五〇号、別冊。

四国タオル工業組合 (STIA) (1995)『平成六年度地域産業活路開拓促進事業報告書(产地取引近代化推進事業)』。

辻悟一 [1982]『くわひぬのタオル八十五年史』四国タオル工業組合。

水口和寿 [1996]『四国タオル産地の現状と展望—产地取引実態調査結果と取引改善を中心に—』『愛媛大学法文学部論集経済科学編』第三二号。

山倉健嗣 [1993]『組織間関係論』有斐閣。

山崎充 [1977]『日本の地場産業』ダイヤモンド社。

拙稿 [1998a]「地場産業と海外生産・今治タオル産業を例に」『星陵台論集』第三〇巻、第三号。

拙稿 [1998b]「今治タオルメーカーと消費地問屋とのパワー関係」『星陵台論集』第三一巻、第一号。

最近の略奪的価格設定規制について

はじめに

筆者は、すでにアメリカの略奪的価格設定規制の実態として一九八六年の松下判決までの内容を本学会で紹介した。松下判決は、略奪的価格設定が成功する可能性を低く評価した点において、それまでに出された多くの判決の考え方と異なっていると思われた。その後、一九八七年には価格差別に関する事件が発生し、一九九三年に最高裁によってその事件に対する判決が下された。これは、ブルック判決とよばれるものであるが、最高裁がどのような判決を下すのかについて非常に注目を集めていた。最高裁判決は、松下判決の考え方を踏襲するものであった。このような流れは、アメリカにおける略奪的価格設定および価格差別に対する規制に決定的な影響を与えたと考えられる。本稿ではブルック判決の内容を中心的に、アメリカにおける最近の略奪的価格設定規制の実態と問題点を紹介したい。

ブルック判決の紹介

本件は、一九八〇年代のアメリカにおいてタバコ・メーカーが競争相手の価格設定を略奪的価格差別に該当するとしてロビンソン・パットマン法違反で訴えた事件である。

小川敏明
(新潟中央短期大学)

(1) 事実の概要

アメリカのタバコ産業は、代表的な寡占産業であり、長い間タバコ・メーカーが寡占価格を設定することによって、十分な利益を得ていたと言われる。また、タバコ・メーカーの間には、一九三〇年代以降本件が発生するまで、ほとんど価格競争が行われていなかつたという。しかし、一九七〇年代になるとタバコに對する需要の増大が伸び悩み、産業全体が停滞傾向に陥った。市場シェア第六位で、業界最下位のリゲットは、一九六五年以降市場シェアが低下し、八〇年には事業撤退の危機にあつたといつ。このような危機を開拓するため、リゲットはそれまで主流の製品であった「ブランド・タバコ」に対抗して、価格がそれよりも二〇%程度低い、「ジネリック」(generic)という簡易包装の普及品(以下、安売りタバコといふ)を販売した。このときリゲットは、この安売りタバコの販売において、卸売業者に数量リベートを与えるという戦略を採用していた。リゲットの主張によると、リゲットの安売りタバコの売上は好調で、他のメーカー、特にプラウン・アンド・ウイリアムソン(以下、B&Wといふ)に対して大きな脅威を与えていたという。

このようなりゲットの戦略に対抗するために、一九八四年にはレノルズとB&Wも同様に、安売りタバコ市場に参入した。B&W

がリゲットの安売りタバコと非常によく似たデザインをもつ製品を販売したこと、さらにリゲットと同様に卸売業者に数量リベートを与える戦略を採用したことから、リゲットとの間で激しい価格競争が行われた。しかし、リゲットはB&Wとの価格競争に耐えかねて、八五年六月に安売りタバコの価格を引き上げた。続いて一〇月には、B&Wも価格を引き上げた。さらに、B&Wは二月にも価格を引き上げようとしたが、他のメーカーが追随しなかつたために断念した。その後、八六年の夏以降すべてのメーカーが安売りタバコおよびブランド・タバコの価格を引き上げたという。

(2) 原告の訴え

このような状況において、リゲット（以下、原告といふ）は一九八四年の七月にB&W（以下、被告といふ）を相手に次のよろざん点で訴えた。第一に、被告は安売りタバコの販売において卸売業者に数量リベートを与えることによって相手方による価格差別を行った。同時に、一八ヵ月間安売りタバコの「ネット」の価格、すなわち卸売価格からリベート金額を控除した金額は平均可変費用よりも低く、原価割れ販売を行っていた。第二は、被告がそのような価格設定を行った意図は、次の点にあった。すなわち、被告は原告に対しても安売りタバコの価格を引き上げざるを得ない状況に追い込んで、それによって安売りタバコとブランド・タバコの価格差を減少させ、ブランド・タバコに対する需要を回復させ、ブランド・タバコの販売において競争水準を超える利益を獲得することにあつた。被告は、それを実現させるために安売りタバコ市場における価格競争を仕掛け、原告に損失を被らせ、原告がそれに耐えかねることができない。

れていたこと、第二に被告が一二%の市場シェアしか保有していない点から、将来価格を引き上げて競争水準を超える利益を獲得する見込みがないと判断したことである。

(4) ブルック判決の特徴

以上のようなブルック判決の特徴としては、次のよろざん点があげられる。第一は、反トラスト法の目的が競争者の保護にあるのではなく、競争の保護にあることを明らかにした点から、最高裁が市場の働きに対して信頼を置いていると考えられることがある。第二は、シャーマン法における略奪的価格設定に対する規制とロビンソン・パットマン法における価格差別に対する規制に対する規制に対しても、最高裁が「基本的には同じ考え方」に立つとした点から、反トラスト法に対する解釈及び運用において統一性をもたせ、より簡潔に行う意思をもつていると考えられることがある。第三は、価格差別の違法性要件として略奪的価格設定の違法性要件、すなわち、第一に原価割れ販売が行われていること、第二に略奪企業が原価割れ販売によって被った損失を将来回収する見込みがあることをあげた点から、価格差別に対する規制において略奪企業が成功する可能性を表わす（すなわち、略奪企業は原価割れ販売を行っていないかぎり価格差別にならない）。第四は、略奪的価格設定が成功する可能性を低く評価している点から、これは、第一の特徴と同様に、市場の働きに対しても信頼を置いていると考えられる。以上のよろざん点は、アメリカにおけるこれまでの反トラスト法に対する考え方と比較す

くなつたときに、安売りタバコの価格を引き上げさせることを考えていたという。原告によると、一九八四年の春から八五年の末までのブランド・タバコの価格と安売りタバコの価格差は二八から四〇%程度であったが、八六年から八九年六月までの差は一七%に縮小していたという。第三は、被告は他のメーカーと共有する形で市場支配力を保有していた。すなわち、被告はタバコ市場において一二%の市場シェアしか保有していないなかつたが、プライス・リーダーになり、他のメーカーとの暗黙の協調行動によって価格を引き上げ、競争水準を超える利益を獲得していたという。以上のよろざん被告の行為は価格差別に該当し、ロビンソン・パットマン法に違反するという訴えである。

(3) 判決

判決は、第一審、控訴審、最高裁、すべてにおいて被告が勝訴した。最高裁は、次のような基本的な考え方を明らかにした。第一に、反トラスト法の目的を競争者の保護ではなく、競争の保護にあることを明らかにした点である。第二に、略奪的価格設定に対するシャーマン法二条の規制に対する考え方と価格差別に対するロビンソン・パットマン法の規制に対する考え方が基本的には同じであることを明らかにした点である。第三に、そのような考え方に基づいて略奪的価格設定の構成要件として、第一に原価割れ販売が行われること、第二にそのような販売によって被つた損失を将来回収すること、第三に、そのような考え方方に基づいて略奪的価格設定の構成要件として、第一に原価割れ販売が行われることを認められることが必要であることを明らかにした点である。

このよろざん考え方方に従つて最高裁は、次のような事実を認めて原告の訴えを退けた。第一に近年タバコ産業において価格競争が行わ

ると、反トラスト法による規制に対する消極的または懷疑的方向に進んでいくと位置付けることができるであろう。

(5) ブルック判決の問題点

しかし、ブルック判決には次のよろざん問題点が残されていると思われる。第一の問題は、「費用」とは何かについて特定されていないことである。最高裁は、松下判決では「ある適切な水準の費用」または「販売するために必要な費用」を基準にすると説明しているが、しかしそれらが経済学上のどのような費用に、またはより具体的には会計学上のどのような費用に対応するのかを明らかにしていない。そして、ブルック判決においても、最高裁はこの点について同様に明らかにしていない。

第二の問題は、仮に判断基準として採用する費用が明確にされた場合でも、その費用を実際に算定することが非常にむずかしいケースが多いことである。それは、現代において多くの企業がそうであるように、一つの企業が複数の生産物を生産する場合には、ある生産物の費用（例えばそれが会計学上のどのような費用であれ）を計算することが非常にむずかしいケースが多いからである。ブルック判決において明らかにされているように、そのような企業は共通費用をもち、その費用を配賦する方法の適切さを評価することが非常にむずかしいのである。かつてIBMが司法省および二〇数社の民間企業から訴えられた事件においても、同様の問題があつた。その理由は、二つあると思われる。

第一の理由は、企業会計の考え方および実態に基づくものである。アメリカにおいて企業が会計処理を行う場合、基本的な考え方とし

ては「一般に認められた会計原則」(GAAP)にしたがって行う。その会計処理の適切さは、監査法人または公認会計士という第三者による会計監査によつて検査される。しかし、企業が行う会計処理の具体的な個々の手続きについては詳しく規定された会計上の規則があるわけではなく、各企業がそれまでに行つてきた「慣習」によって行われているケースが多い。その場合、監査法人または公認会計士は、明らかに「一般に認められた会計原則」から逸脱しないかぎり、企業がそれまで行つてきた会計処理の仕方を尊重する考え方には立つてゐると言わわれている。したがつて、各企業が各々の経営実態と経営目的に応じた原価計算の方法を採用しており、すべての企業がまったく同じ原価計算の方法を採用してゐるわけでもないし、また同じ産業に属するすべての企業でさえもまったく同じ原価計算の方法を採用しているわけではない。これは、原価計算の方法が各々の企業にとっての重要な経営戦略としての意味をもつてゐることを表わす。共通費の配賦方法については、各々の企業の実態や考え方方がその選択に対して裁量の余地をもつていて言われている。すなわち、ある意味では「かなりの」柔軟性をもつてゐると言つこともできそう。したがつて、このような企業会計の考え方および実態を前提にすると、これを裁判においてどの方法が「正しい」と判断することは非常にむずかしいと思われる。

第一の理由は、反トラスト法においても原価の計算方法についての規定がない、またはこの問題に対する考え方方が明らかにされていないからである。これまでの判決においても「だれが、どのような方法によって計算した原価」を裁判官が「正しい」と判断するのか断つることとは非常にむずかしいと思われる。

新たな試練に直面する高度福祉国家・スウェーデン

——国家のノーマライゼーションと家庭のインテグレーションの必要性——

桜井 等至

(近畿大学)

一九九七年八月二九日、初めてストックホルムに立つた時、「福祉国家」とか「生活大国」「総合福祉」といった概念は、こういう国で使うんだと実感した。つまり、スウェーデンの高度な経済発展、社会保障制度、生涯教育制度、男女均等社会、参加民主主義制度、質の高い住宅建設、社会資本の整備、バリアフリーの街作り、行き届いた環境保全、そして国防……、こうした福祉の諸要素が、実は個々にあるのではなくて、しっかりとした価値観の下に統合され、総合化された政策として実施されている、という現実である。まさに一つの「総合福祉システム」である。

その高度福祉国家・スウェーデンが今、新たな試練に直面している。「新たな試練」とは、従来指摘してきた「経済成長と福祉政策の矛盾」という伝統的な問題ではない。それは、第一に、スウェーデンは一九九五年にEUに加盟した。その通貨統合への参加基準である財政再建を達成する必要性、そしてEUの中でスウェーデンが福祉国家として存続するために、EU諸国の基準並に福祉水準を削減せざるを得ない（国家のノーマライゼーションの必要性）から、高度福祉国家の将来が危ぶまれることである。

第一に、今や女性環境が世界一整備された男女均等社会・スウェ

について明確に説明されていないと思われる。また、筆者の知るかぎり司法省においてもこの点についての考え方を明らかにしていないのではないかと思われる。ブルック判決において、實際には原価の算定方法について原告と被告が争つたという事実があつたにもかかわらず、第一審、控訴審、最高裁のすべてがその内容を判決においてまったく明らかにしていない。今後「どのような方法によって原価を計算するか」、そして「だれがその適切さを判断するのか」について、例え司法院のよつた機関が明確にしていく作業が必要であろうと思われる。

(6) ブルック判決以後の規制

ブルック判決が出された後に略奪的価格設定に関して争われた事件に對して出された下級審の判決を調べてみると、概ねブルック判決の考え方へ添つたものが示されていると思われる。ただし、原価割れ販売の立証については、限界費用または平均可変費用を判断基準として採用している判決も見られる。また、構成要件としては原価割れ販売の認定よりも、原価割れ販売によって被つた損失の回収の可能性を認定する考え方が重視されていると思われる。その認定には、市場支配力の有無が判断されるが、市場シェア、参入障壁、被告の資金力、既存企業の過剰設備の有無、既存企業の数や競争力などによつて判断されている。

(付記)

報告に当たり座長の小西唯雄先生と討論者の柳川隆先生より貴重なコメントをいただいたことに対して深く感謝致します。

——「第二の人口危機」に直面している。新たな家庭政策（家庭のインテグレーション）が求められる。

これらは専門科学の狭い視角ではなく、超学際的研究を目指す「総合福祉政策論の視角」から見ることによつて初めて見える高度福祉国家・スウェーデンの「新たな試練」である。

一 方法論の転換——「システムズ・アプローチによる総合福祉政策論」の視角とは

「システムズ・アプローチによる総合福祉政策論の視角」(The Perspective of the Integrated Welfare Policy by Systems Approach, 略称P-I-P)と呼ぶが、伝統的な新古典派の経済学に對して視角の転換を主張する。救貧政策といった低次の福祉政策ではなく、スウェーデンのよつた多彩な福祉政策が複合した高度福祉国家を考察する視角は、超学際的方法でなければ政策論的に有効ではない。本稿に關係するその特徴は以下の五点である。

①「機械的世界觀」から、「有機體論的世界觀」へ。「全体は部分の總和である」から「全体は部分の總和以上の何かである」とい

う認識へ。②分析的思考から、超学際的思考（構成的思考）へ。③研究対象をシステムとして捉え、全体最適化を目指す。④静態的モデルから、フィードバック回路を持つ動態的相互作用のモデルへ。⑤閉鎖システムから、環境との相互作用を持つ開放システムへ。

二 スウェーデン人の基本的価値観

PIPによれば、社会の構成員は経済や政治といった組織や制度に制約されて生活している。しかし、その制度や組織の基盤には、国民の基本的な価値觀がある。スウェーデンの場合は「福祉国家の理念」である。スウェーデンの福祉を導く国民の基本的な価値觀、スウェーデン・モデルの主導理念は、①平等、②自由、③機会均等、④連帯・協同、⑤中庸、⑥効率、⑦公正、⑧安全、⑨安心、⑩平和で構成されている。

三 特徴的なスウェーデンの男女均等社会

（1）盛んな女性解放運動

①男女同権の主張、②活発な女性の社会進出、③世界一女性が働きやすい国（平成二〇年版『新国民生活指標』による）。

（2）解体する家庭

ところが、①先進国で最も高い離婚率、②なお増え続ける離婚率、③未婚率も世界一、④必ずしも子供を持つ必要はない——二〇歳以上の女性の子供を持つことに関する意識の国際比較において、スウェーデンでは「必ずしも子供を持つ必要はない」という考え方方に賛成する人が八六・二%に達している。⑤スウェーデンの新たな「人

六 若干の政策提言

（1）國家のノーマライゼーション

ノーマライゼーションの理念によって、五つの「統合」（インテグレーション）を目指している。(1)物理的統合、(2)機能的統合、(3)社交的統合、(4)社会的統合、そして(5)国際的統合である。

国際環境を見れば、EUとの関係がある。九九年からの通貨統合への参加は当面見送ったが、これから自由にEU諸国民の交流が進む。福祉（社会保障）水準と国民負担率が突出して高いスウェーデンが、第一に企業がその高い国民負担率を背負って国際競争に勝てるか、第二に高い国民負担率を嫌つて高額所得者が国外に流出しないか、第三に高い社会保障制度に引きつけられて外国から貧しい人たちが移民してくるのではないか。

（2）公的部門の縮小で最適福祉ミックス

①公的部門の縮小、②経営者負担金を減らす、③民間のケア拡充

③贈与システムの拡充が求められる。

ただ、スウェーデンは平等主義の価値觀に基づいて、社会サービスをほとんど公的部門が提供している。財政再建政策でそれが今限界に直面して、一部「民間委託」が行われているが、中途半端の域を出ない。これでは民間活動の本当の自主的な経営の長所が発揮できない。運営そのものも民間に委せる、眞の民営化が求められる。

③総合福祉の循環過程を守る——家庭のインテグレーション

以上、効率の高い経済システム・民主的な参加システム・整備され

人口危機の時代——九六年には合計特殊出生率が戦後最低の一・六〇人に落ち込んだ。個人主義的価値觀が原因であるとすれば、出生率は回復しないだろう。

四 スウェーデン経済の現状

（1）経済成長率は回復軌道に

スウェーデンの経済は、回復軌道に乗っている。

（2）突出して高負担

①スウェーデンの租税負担率は、先進諸国で最も高い。②高い経営者福祉負担金——スウェーデンの企業は高率の経営者負担金を負っている。九六年度では、ブルー・カラー一人につき平均三九・八六%、ホワイト・カラーで四一・八六%である。

（3）財政危機

①スウェーデンの財政赤字、②増える累積財政赤字（国家負債）。一九八九年度から九四年度の間に、GDPに対する割合が約四〇%から約八〇%へ増大した。

五 公的部門の肥大

（1）先進諸国の中で最も大きなスウェーデンの公共部門

一九六〇年代、七〇年代に行われた急速な公共部門の拡大によって、公共部門は今や先進諸国の中で最も大きなものになった。

（2）増大する公的部門

一九六五年から九四年の間の部門別配分において、公共部門は六五年以来雇用の割合が二倍に、そして全体の三分の一になつた。

れた福祉制度が三位一体となつて高度福祉国家・スウェーデンを構成している。そこから世界の最先端をいく男女平等社会が実現しているのである。ただ、それによって男女平等が実現しつつあるのは良いとしても、それに付いてきたのが、未婚率や離婚率の急増（家庭の解体）、そして出生率の低下となれば、総合福祉の循環過程は破裂してしまう。

スウェーデンは、学校教育で「男女平等」や「環境教育」を積極的に推進し、効果を上げてきた。今、民族の危機を自覚し、家庭のインテグレーションの必要性を認識するならば、まず学校教育から改革することである。家族愛和の倫理教育である。女性の社会進出は良いとしても、民族の原点である家庭を捨てては、その生き方は社会的に持続できない。地球環境問題への対応が「持続可能な開発」の概念ならば、スウェーデンの第二次の人口危機への対応は「持続可能な自由（自立）」の概念によつて、家族の統合を目指す家庭政策（家庭のインテグレーション）が求められる。

主要参考文献

- (1) Daun, Åke, *Svensk Mentalitet*, 1989 (translated by Jan Teelander) *Swedish Mentality*, the Pennsylvania State Univ. Press, 1996.
- (2) Freeman, R. B., Topel, R. and Swedenborg, B., eds., *The Welfare State in Transition: Reforming the Swedish Model*, the Univ. of Chicago Press, Chicago, 1997.
- (3) 加藤寛一・丸尾直美編著『福祉ミックス社会への挑戦——少子高齢時代を迎えて』中央経済社 一九九八年。

障害者雇用の日米比較

—人的資本活用の観点から—

一 日米の障害者雇用の制度

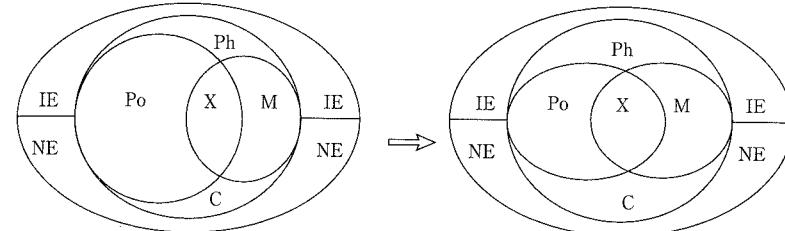
資本主義的市場経済においては、身体的・知的生産性が低いとみなされる障害者は労働市場から阻害される。そのため、政府による障害者の労働市場への復帰策が必要となり、概して次の三つの方策が採られている。

- ① 就職リハビリテーション政策——障害者のもつ障害を軽減し代替的能力を開拓する方策であるが、対象が経済社会へ復帰可能な軽・中度の障害者に限られるという欠点がある。
- ② 割当雇用制度——政府が一定の障害者の雇用を一般企業・事業所に義務づけるという方法で、法定雇用率を設定し、法定雇用率未達成企業にペナルティを課す。しかし、企業が軽・中度の障害者を優先的に雇い入れ、法定雇用率をクリアするという倫理的欠点がある。
- ③ 保護雇用——公営もしくは民間企業との第三セクター方式の作業所を設け、優先的に重度および重複障害者を雇用するという面で一定の役割をもつ。ただ、隔離的傾向が強いためノーマライゼーション的社会福祉施策と対立する可能性がある。

茅原聖治

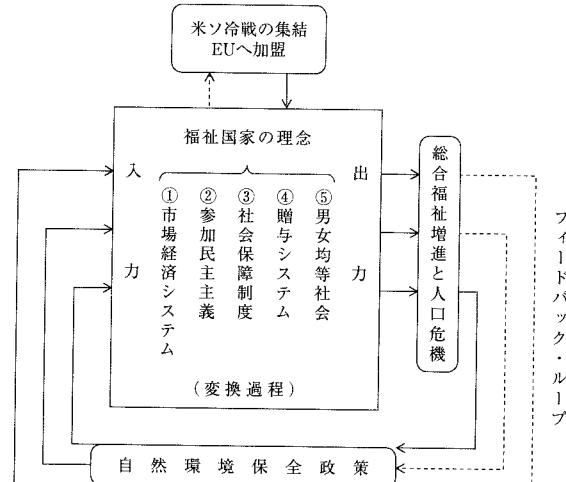
〈日本学術振興会特別研究員〉

図1 國家のノーマライゼーション——最適福祉ミックス



(注) M=市場システム, Po=政治システム, X=混合システム, Ph=贈与システム, C=慣習システム, IE=国際環境, NE=自然環境。

図2 スウェーデンの総合福祉システムの循環過程



- (4) 厚生省編『平成八年版・厚生白書——家族と社会保障』財團法人厚生問題研究会、一九九六年。
 (5) 訓導法子『スウェーデンの家族政策と出生動向』エイジング総合研究センター、一九九七年。
 (6) 丸尾直美『市場指向の福祉改革』日本経済新聞社、一九九六年。
 (7) Ministry of Finance, *Swedish Economy*, April 1997, Ministry of Finance, 1997.
 (8) 岡沢憲夫『スウェーデンの挑戦』岩波書店、一九九一年。
 (9) 奥村芳孝『スウェーデンの高齢者福祉最前線』筒井書房、一九九五年。
 (10) Sakurai, Hitoshi, "A Lot of Hard Trials of Sweden, a Highly Developed Welfare State," *The Journal of Business and Economics*, Vol. 44, No.2, Kinki Univ., 1997.
 (11) 桜井等至『新版・総合福祉政策論——「転換期」を考える視角』新東洋出版社、一九九八年。
 (12) Swedish Employers' Confederation, *Facts about the Swedish Economy 1997*, Stockholm, 1997.
 (13) 高島昌二『スウェーデンの家族・福祉・国家』ネルガ書房、一九九七年。
 (14) The Swedish Institute, *The Care of the Elderly in Sweden*, Fact Sheets on Sweden, FS.8, 1996.

者雇用制度は重度障害者をも包含する包括的かつ総合的な雇用支援制度となつてゐる。

それに対しても、米国の障害者雇用制度は重度障害者を最優先とした職業リハビリテーションと参加機会の平等を保障する「差別禁止」法制によつて構成されている。その核となるのが、「リハビリテーション法」(Rehabilitation Act of 1973)と「障害をもつてアメリカ国民法」(Americans with Disabilities Act of 1990; ADA)である。これらは単なる職場復帰法ではなく、重度障害者を最優先にした経済的自立あるいは自己決定と生活の質の向上を目標とする自立生活を可能とする方策など全般的総合的な施策の体系であり、さらに障害者雇用の際の需要面である企業に対して、職務遂行能力のある障害者に対する雇用上の差別を禁止している。その差別禁止は明らかな採用時・採用後の差別だけでなく、障害者が自己の能力を正直に評価されるやうな試験や業務を遂行できるように企業側の適切な配慮 (reasonable accommodation) が行われなかつた場合など具体化され、明らかに差別と判断される場合の訴訟ルールも完備している。これらの法制は、近年の機会平等理念、すなわち積極的な差別禁止措置 (affirmative action) によって実現可能で具体的な政策体系をもつて理念に基づき再構成されてゐる。さらに機会平等理念は「全障害児教育法」(Education for All Handicapped Children Act of 1975, 一九九〇年)、Individuals with Disabilities Education Act (改名)、「改正公正住宅法」(Fair Housing Act of 1988)、「高齢者・障害者の投票アクセンタリティに関する法律」(Voting accessibility for the Elderly and Handicapped Act of 1973)などのあらゆる社会的生活の場面においても保障している。

といふるからである。とはいへ、コンピュータやネットワークなど的新しく次々と開発される支援機器を通じて、自立生活理念でモデルとなる自立した障害者が就労や諸活動において自己実現を図るための一つの契機として、現今この人的資本理論を障害者に適用することが可能となつたと考えられる。そのためには、人的資本概念をより広く捉え、障害者の社会・経済生活に必要な知識・技能や健常者との関係性などにまで拡大することが必要不可欠である。

日本における障害者雇用制度はともに、職業リハビリテーションにより社会復帰が見込まれる中途障害者に対する適用に関してはほぼ同一のアプローチがなされている。しかも中途障害者は受傷時までは健常者だつたので、実際の社会・経済生活に関する人的資本は形成している。しかし、先天的もしくは幼少時に障害をもつた者はどうであろうか。この点に着目して、日米の障害者雇用および関連領域の制度が人的資本形成にどのような役割を果たしているかについて考えることにする。

人的資本の形成において最も重要な要素は教育である。その中で社会生活や経済活動に最も直接に影響するのは学校教育である。障害児・者に対する教育は日米間でそのスタンスがかなり異なつている。日本においては、障害児・者教育は盲・聾・養護学校や普通校の一角に設けた特殊学級において行われる、普通教育とは異なつた空間での「特殊教育」が中心である。それは「学校教育法」が基本的に障害児・者と健常児・者は分離すると規定していることに起因する。若干普通校に通つ障害者も増えてきているが例外的である。

それに対して、米国においては障害児教育法 (Individuals with

1973) などのあらゆる社会的生活の場面においても保障している。

II 人的資本の活用と日米の障害者雇用

近年、①障害者のもつ障害の重度化および障害者の高学歴化、②産業構造における第一次産業から第三次産業、情報産業へのシフト、③コンピュータなどのIT (Information Technology) 機器の発達・普及、④ノーマライゼーションや自立生活理念などの新しい障害者福祉思想の普及による障害者に対する価値観の転換などにより、第三次産業や情報産業はいわばソフト産業であり、高度情報化社会はコンピュータやネットワークの知識や技能が前提となる。自立生活理念を取り巻く社会的・経済的環境は変わりつつある。しかも、障害者を取り巻く社会的・経済的環境は変わりつつある。しかも、第三次産業や情報産業はいわばソフト産業であり、高度情報化社会はコンピュータやネットワークの知識や技能が前提となる。自立生活理念で重要視される障害者の自己決定というタームは高度な自己判断と選択が必要不可欠な要素となっている。したがつて今後障害者にとって必要なのは身体的能力というよりはむしろ知的な能力である。よつて、今後は障害者の知的能力、すなわち人の資本 (human capital) を考慮することが求められる。すなわち、人的資本への投資活動とみなされる教育や訓練によって、将来の稼得能力、すなわち生産性を上昇させ、ひいては雇用に対して有利となり、また、就職後には年々の賃金の上昇になって表れるという人的資本理論の考え方を障害者に適用する時期にきてはいると考えられる。しかし、注意しなければならないのは、安易な人的資本理論の障害者への適用である。つまり、人的資本投資をしても生産性上昇が見込めない障害者は雇用施策の外に置かれる可能性が高く、現にこれまでの障害者に対する社会効用的処遇觀はその安易な適用であった。

帰を見ると、障害者： $y = 10.1x + 6.75$ 非障害者： $y = 8.65x + 54.35$ となり、障害者の方が教育の効果が大きい、といつゝとが明らかとなつた。

このようすに米国においては、教育制度が障害者の能力を高めるだけでなく、健常者の理解、障害者と健常者の共生のための知識や思想をともに与え、機会平等の雇用制度がその結果として就業率や労働力率を高めるといふ、教育と雇用の有機的な融合が計られている。

それに対しても、わが国では、分離教育により経験的共通人的資本が形成される場も少なく、しかも盲・聾・養護学校高等部卒業者はほとんどが就職していることからわかるように、大学などの高等教育を受けける機会は非常に限られている。このよつた教育環境からは健常者に比肩する高い水準の人的資本を形成する障害者は極めて少なく、また健常者も障害者についての認識が偏つてしまつたため、企業による雇用は必然的に少なくなり、それゆえ割当雇用制度による雇用政策を採る必要が生じるのである。しかし、それは障害者教育を過小評価し、教育自体が障害者の全人格的復権とはなつてない。

教育は最小限の稼得能力の獲得、つまり最低限の生産と結びついた狭義の人的資本形成とストレートに結びついており、経験的共通人的資本を含む広い意味での人的資本の形成ではないのである。

三 結びにかえて——若干の政策的含意——

- ① 機会平等の法理だけでは初期の障害者雇用は進まないので、法定雇用率制度の有効性も再認識する必要がある。
- ② しかし、日本においては障害者の教育および経済活動への参

住宅・都市整備公団の改革

—行政改革時代の一特殊法人の自己改革への軌跡—

田中 啓一

（日本大学）

二世紀を指呼の間に迎え、わが国の政治、経済、社会システムのすべてにわたつてまさに大転換期を迎えている。行政改革、規制緩和の大さなうねりはこのよつた時代の変化を背景としている。省政府の改編・改組は、まさにその象徴とも言いう。これに伴い、特殊法人にも抜本的な改革が求められてきた。特殊法人のなかでも最大規模であり、世界最大のデベロッパーとも言われる住宅・都市整備公団も新しい時代の要請を受け、政府からの指示ではなく、内部からの自己改革のみちを選び、新しい時代の要請を受け、抜本的な改革を実行しようと決断した。この中核となつたのが総裁の諮問機関である「住宅・都市整備公団基本問題懇談会」（座長、田中啓一）である。ここでまとめたものを建設大臣、内閣総理大臣に答申し、平成二一年十月をもつて現在の公団を解散することとなつた。

住宅・都市整備公団は、昭和三〇年に日本住宅公団として発足以来、四〇年余りにわたり、一四〇万戸を超える住宅を建設し、一万二千ヘクタールにのぼる宅地供給、なかでも千里ニュータウン、多摩ニュータウン、筑波研究学園都市、港北ニュータウンなどの大規

加機会平等の法理の採用が必要である。それは健常者、障害者ともに経験的共通人的資本の形成に他ならず、ノーマライゼーションの実現にも寄与するものと考えられる。

③ 安易な参加機会の平等は能力主義を所長し、重度障害者を社会から阻害する可能性が大きい。したがつて、政策的に重度障害者を最優先し、それによつて全障害者を包含する基盤を提供する必要があるだろう。

参考文献

- U. S. Census Bureau, "Americans with Disabilities: 1994-95," *Current Population Reports*, 1997, P 70-61.
定藤丈弘・佐藤久夫・北野誠一『現代の障害者福祉』有斐閣、一九九六年。
障害者職業総合センター編『日本の障害者雇用の現状——平成五年度身体障害者等雇用実態調査（労働省）から——』資料シリーズ、No. 13、一九九六年。
八代英太・富安芳和編『ADAの衝撃』学苑社、一九九一年。

（付記）

本報告に際し、予定討論者の工藤正先生（障害者職業総合センター）、座長の横井弘美先生（名古屋学院大学）、フロアの先生方から大変有益かつ貴重なコメントをいただきました。ここに記して心よりお礼申し上げます。なお、紙幅の関係で障害者雇用の現状や統計的な比較については他日を期すことにします。

二 今後の公団のあり方

住宅・都市整備公団は新しい時代の要請に応え、公団事業の思い切った方向転換を進めていくために、以下の五つの基本的視点を踏まえて、事業内容および組織の再点検を行い、効果的、効率的な経営体制を確立していくべきである。

(1) 街づくりへのシフト——既成市街地における事業展開

①街づくりの主体である地方公共団体との新たな役割分担

②公団組織について街づくりへのシフトに改組

③行政の補完的役割の増大

④國民にわかりやすい事業の展開

市場への機動的な対応

⑤公団の新しい使命

①次世代の街づくり、居住環境整備のパイオニアとしての役割

②未来指向の住まい方の提供

③質の高い街づくりのための総合コーディネーターとしての役割

④地域住民による街づくり、民間マンションの建替え等への支援

⑤地方公共団体による地域福祉政策との連携とその役割分担

⑥大震災などの緊急時に國民に奉仕する危機・管理対応集団としての役割

⑦世界に発信できる計画・技術能力の向上

三 公団の部門的課題

(1) 住宅の建設

①基本的な考え方

②分譲住宅……民間でできるものは民間に委せる

③賃貸住宅……質のよい住宅の供給促進

(2) 賃貸住宅の管理と活用

①賃貸住宅管理の課題

②公団賃貸住宅の活用

イ・賃貸住宅ストックの再編成の必要性

ロ・ストックの活用のための建替えの必要性

(3) 都市の整備

①広域的・国家的プロジェクトの実施

②街づくりの主体である地方公共団体への支援や地域の拠点づくりへの協力

③総合的な街づくりに向けた公民連携のコーディネーターとしての役割

④大都市地域以外の地域における街づくり

(4) 新法人へのスタートへの課題

(1) 都市の街づくり・再開発

既存の住宅・都市整備公団は九年六月をもって解散し、ただちに新法人に移行することが予定されている。新公団は民間でできるものは民間に委ねるという視点から分譲住宅から原則的に撤退し、

再開発を推進することになった。

平成一〇年の第一次補正予算では、

・臨時土地流動化推進出資金
　　・財政投融資
　　・住宅市街地総合整備支援事業・街並みまちづくり総合支援事業による調整費等補助事業費
　　一一〇億円（国債九〇億円）

が認められて、スタートした。
住宅・都市整備公団は、これまでの住宅供給から街づくり・再開発へ重点をシフトする方向で平成一一年度に新法人に移行（平成九年六月六日閣議決定）していくことになっているため、これらの動向は重点シフトの方向に沿った事業の前倒しと理解することができます。その背景には大都市を中心にして、バブル崩壊によって膨大な低未利用地が存在していることがある。ちなみに、低未利用地は、平成三年の東京都調査によれば一三区で五、〇八〇ヘクタール、都心四区では四四三ヘクタールある。

なお、国土庁の事例調査によれば、低・未利用地は二〇〇平方メートル以下の小規模土地が商業地では六割から九割を占めている。住宅地でも約五割が二〇〇平方メートル以下の土地である。これを複雑な権利関係を調整して適正な規模にしていくためには公団のような豊富な経験と人材に大きく依存することが不可欠である。

(2) 土地有効利用事業のシステム

このシステムは低未利用地を取得し、事業のコーディネート、追加取得や共同化等によって土地を整形・集約化し、基盤整備等により、効率的な建築投資を行うことができる条件を整えた上で、民間

が大きな問題となる。

この重要な課題に取り組むために、住宅・都市整備公団を利活用するシステムが創設された。都市の低未利用地の有効利用促進のため、公団内に「土地有効利用事業推進本部」を設置した。ここでは、土地取得のための臨時の出資金・財政投融資の適切な活用等を通じて、新たな仕組みを整備し、当初三千億円程度の事業規模で都市の

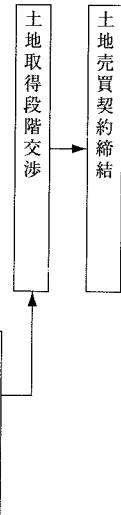


図1 事業の進め方

等に売却していくものである。この点は、同じく都市の整備システムとしての公的機関である効率民間都市開発促進機構が原則として、一〇年間の預かりとしているのと相違がみられる。なお、事業の対象地域としては、原則として四大都市圏や政令指定都市の既存市街地に限定されている。事業の進め方は、図1のとおりである。

五 ま と め

「世界」のデベロッパーといわれ、これまでわが国の住環境整備に多くの課題を抱えながらも、実績をあげてきている公団である。行政改革の大きな潮流の中で、数多くある特殊法人の第一号として、自己改革を中心にして、新たな社会的ニーズに対応しようとしている。国民として、行政改革の一つのモデルとしても強い関心を持ち続けていく必要がある。

(追記)

当日のコメントーターとして、公団の基本的あり方を含めて、適切なご指摘をいただいた大野喜久之輔教授（広島市立大学）に、そしてフロアから大局的なご意見を賜わった藤井隆教授（立正大学）にも心からの感謝を申し上げたい。また、最終日の報告にもかかわらず、少なからざる会員の皆さまが本報告をお聞き下さったことに對し、この紙面を借りて、お礼申し上げたい。

さらに、資料をいただいた公團関係者の各位にも心からの謝意を呈したい。

経済統合と安全保障支出

吉野文雄
（筑波大学）

一 リージョナリズムの進展と安全保障

世界経済におけるリージョナリズムの動きの中には、EU（欧洲連合）とNATO（北大西洋条約機構）、ASEAN（東南アジア諸国連合）とARF（ASEAN地域フォーラム）のよう、集団安全保障機構や信頼醸成措置とオーバーラップしているものがある。本報告ではリージョナリズムの動きとして伝統的に取り上げられる関税同盟を想定し、二国がそれを結成することによって安全保障支出がどのような影響を受けるかが分析される。

具体的に本報告のモチーフはASEANから得ている。現実のASEAN諸国はジャーナリズムで喧伝されているのとは異なり、安全保障面のみならずさまざまな点で対立している。しかし、一方で二〇〇三年にAFTA（ASEAN自由貿易地域）の結成を目標としている。すなわち、ASEAN諸国は安全保障支出を急増させ对立を深める一方で、関税率を相互に下げ経済協力関係を形成しようとしている。このよつた一見矛盾するような政策はどうしてとられるのかが考察される。

二 安全保障支出モデル

$$M^1 = C^1 + M^1 \quad (1)$$

$$X^1 = C^1 + M^1 \quad (2)$$

$$C^1 = C^1(g_1) \quad (3)$$

$$M^1 = M^1(t_1, t_2) \quad (4)$$

ただしうだ採用するモデルは基本的には吉田（1996）に依拠した第一国と第二国とからなる二国モデルである。両国は完全に対称的な経済構造を有しているので、以下では第一国を中心に記述する。
第一国の国民所得 (X^1) は安全保障支出 (C^1) と民生支出 (M^1) の合計と定義される。

安全保障支出は政府が供給する安全保障サービスの水準 (g_1) に依存して決定される。

$$U^1 = U^1(M^1, D^1) \quad (5)$$

$$\partial U^1 / \partial M^1 = U_{11}^1 > 0, \partial^2 U^1 / \partial M^1 \partial D^1 = U_{12}^1 < 0$$

$$\text{ただし、 } \partial U^1 / \partial D^1 = U_{21}^1 > 0, \partial^2 U^1 / \partial D^1 \partial D^2 = U_{22}^1 < 0$$

いじで安全水準とは経済活動が戦争などの経済的要因に影響を受けない確実性を指標化したものとみなすことができる。これは第一国と第二国との安全保障サービスの水準にそれぞれ正と負に相関するものと仮定する。

$$D^1 = D^1(g_1, g_2)$$

$$\text{ただし、 } \partial D^1 / \partial g_1 = D_1^1 > 0, \partial^2 D^1 / \partial g_1^2 = D_{11}^1 < 0$$

$$\partial D^1 / \partial g_2 = D_2^1 < 0, \partial^2 D^1 / \partial g_2^2 = D_{22}^1 > 0$$

もし、第一国との安全保障サービスの産み出す純便益をパラメタ p^1 を用いて表すこととする。かは、(4)の国民の厚生関数における安全水準の民生支出に対する限界代替率である。

$$B^1 = p^1 D^1(g_1, g_2) - C^1(g_1) \quad (5)$$

$$\text{ただし、 } p^1 = U_2^1 / U_1^1$$

もし、両国の安全保障支出に関する反応を見るために、第一国が、この純便益を最大化するものとする。その条件は以下のよう求められる。

$$\partial B^1 / \partial g_1 = p^1 D_1^1 - C_1^1 = 0 \quad (7)$$

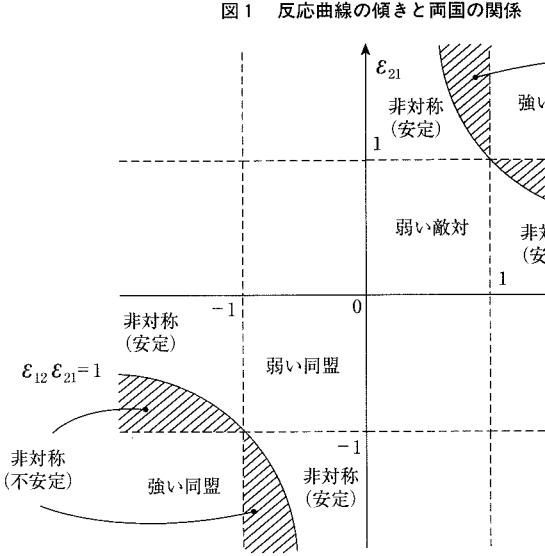
第一国についても同様に純便益を最大化する条件を求める。そのうえで、それを全微分して整理すると、以下のようになる。

$$D_1^1 d p^1 + (p^1 D_{11}^1 - C_{11}^1) d g_1 + p^1 D_{12}^1 d g_2 = 0 \quad (8)$$

$$D_{12}^1 d p^1 + (p^1 D_{21}^1 - C_{21}^1) d g_2 + p^1 D_{22}^1 d g_1 = 0 \quad (9)$$

(7)を反応関数とみなす。その性質を知るために、(8)においては $d p^1 = 0$ における $g_1 - g_2$ 平面における反応曲線の傾きを得る。

$$\varepsilon_{12} = \partial g_1 / \partial g_2 = -p^1 D_{12}^1 / (p^1 D_{11}^1 - C_{11}^1) \quad (10)$$



第一国との関税率の引き下げのみが想定されており、相互に関税率を引き下げるによって反作用を通じて貿易が拡大するような状況を考えられていない。

次に、両国の国民経済は、簡潔に(1)で表されるが、その制約のもとで、(4)を最大化する問題を考えよう。

$$\max. \quad U^1 = U^1(M^1(t_1, t_2), D^1(g_1, g_2))$$

$$\text{s.t.} \quad X^1 = C^1(g_1) + M^1$$

この問題を t_1, g_1 について解くと、以下の解を得る。

$$p^1 D_1^1 - C_1^1 = 0 \quad (12)$$

これは(7)と同一の解であり、したがって、この経済にとって安全保障支出から得られる純便益を最大化することと、民生支出と安全水準とから構成される厚生を最大化することとはまったく矛盾しないことがわかる。

いじで、第一国との関税率引き下げの効果は表1のようになり、安全保障支出から得られる純便益を最大化することと、民生支出と安全水準とから構成される厚生を最大化することとはまつたく矛盾しないことがわかる。

いじで、從つて反応曲線のシフトを通じた安全保障支出の変化をまとめたものが表2である。この表を見ると、敵対関係のケースでは貿易転換が生じる場合には両国で軍縮を行うことになる。また、貿易創出が生じる場合には両国の反応は異なり、第一国は軍拡、第二国は軍縮を行うことになる。実際には、敵対関係にある国どうしが自由貿易協定を結ぶことがあり、それらの国がともに軍拡を行つている場合があるわけだが、そのような状況は出てこない。これは、このモデルでは所得効果が明示的に導入されていないためであると考へられる。貿易転換のケースでは、第二国は必ず軍縮を行うことになるが、これは第二国との輸出の増加を通じての民生所得の増加があ

$$\varepsilon_{21} = \partial g_2 / \partial g_1 = -p^2 D_{21}^2 / (p^2 D_{22}^2 - C_{22}^2) \quad (11)$$

(10)の値は D_{12}^1 に依存してその正負を変えることになる。すなわち、 $D_{12}^1 > 0$ のとき $\varepsilon_{21} > 0$ であり、第二国は第一国にとって敵対国、反対し、 $D_{12}^1 < 0$ のとき $\varepsilon_{21} < 0$ であり、第二国は第一国にとって同盟国となる。第一国についても(1)から同様にこの関係を求めることができる。これをまとめたものが図1である。

この図においては、強い敵対関係、弱い敵対関係、強い同盟関係、弱い同盟関係が区別されるが、その均衡はそれぞれ、不安定、安定、不安定、安定となる。

III 関税同盟の結成

以上で両国間の複占的な反応が明らかになつたので、経済統合の効果を考え、そのうえで関税率の変化がどのように両国の安全保障支出を変化させるかを分析しよう。

古典的なヴァイナー、シトフスキー、バランサ、ミードらの関税同盟の理論に従つて、第一国が第一国と関税同盟を結ぶ」とによつて、貿易転換と貿易創出のいずれかが生じることになる。しかし、現実に進んでいるリージョナリズムの動きは、すべての貿易財に関しても(例外は認めながらも)一括して関税率を下げようとするものであり、マクロ的な含意を有する。すなわち、貿易転換が生じた場合、第一国との所得には変化は生じないが、第二国は輸出の増加を通じて所得を増加させることになる。貿易創出が生じた場合には、第一国は輸入の増加を通じて所得を減少させ、第二国は輸出の増加を通じて所得を増加させることになる。どちらのケースにおいても、

表1 第1国の関税率引き下げの効果

	第1国	第2国
貿易転換	M^1 不変 $\rightarrow p^1$ 不変 $\rightarrow g_1$ 不変	M^2 増加 $\rightarrow p^2$ 低下 $\rightarrow g_2$ 減少
貿易創出	M^1 減少 $\rightarrow p^1$ 上昇 $\rightarrow g_1$ 増加	M^2 増加 $\rightarrow p^2$ 低下 $\rightarrow g_2$ 減少

表2 関税同盟が安全保障支出に与える効果

	貿易転換	貿易創出
強い敵対関係	両国で無限に軍縮	第1国は無限に軍拡、第2国は無限に軍縮
弱い敵対関係	両国で軍縮	第1国は軍拡、第2国は軍縮
強い同盟関係	第1国は無限に軍拡、第2国は無限に軍縮	第1国は無限に軍縮、第2国は無限に軍拡
弱い同盟関係	第1国は軍拡、第2国は軍縮	第1国は軍拡、第2国は軍縮

るためであり、このよくなことが生じるものやはり所得の増加にと
もなう安全保障支出と増加という所得効果がないためである。
貿易創出のケースについては、敵対関係であれ同盟関係であれ両
国は必ず反対の行動をとっている点が注目される。

四 結論と残された課題

以上の分析によつて、関税同盟を結ぶ二国のかた・同盟関係の如何によつて、その結成が安全保障支出に与える効果が異なることがわかる。現実問題として敵対関係にある国どうしが関税同盟を結ぶかどうかという問題があるかもしれないが、吉野（1996）は、安全保障上少なくとも敵対関係にあると考えられる国々が自由貿易地域を結成しようとしていることを示している。したがつて、ここで想定しているそれぞれのケースは必ずしも非現実的なものではない。

本報告は、二国のみが関税同盟を結ぶものとし、その二国にのみ注意を集中したが、安全保障上さまざまな関係にある三カ国以上の国々が経済統合を進める場合などに議論を拡張すべきである。

参考文献

- 吉田和男（1996）、『安全保障の経済分析』、日本経済新聞社。
吉野文雄（1996）、『ASEAN諸国の安全保障支出と経済成長』、『海外事情』第四四卷第七・八号、三三一四一頁。

（予定討論者として京都大学の吉田和男先生に有益なコメントを
いただいたことをここに記し、謝意を表する次第である。）

中東諸国における有配偶女子の労働供給

一 はじめに

いわゆる「中東諸国」の大部分は今世紀初頭までオスマン帝国の支配下にあり、イスラム教文化圏に属する。これらの国々ではイスラム教の影響もあり、世界的にみても女子の就業率が比較的低い。その一部は女子就業の定義特に農業や自営業における定義の問題にも関わる。しかし、中東諸国の中では社会経済開発や経済のグローバル化に伴って、女子の就業率が上昇しつつある（Moghadam [1998]）。これらの国々における女子の就業に関する欧米の研究の多くは女性の地位に強い関心をもつフェミニストにより行われる場合が多く、マクロデータの比較的単純な定量的分析や質的データの定性的分析が中心であった。また、他の目的のために集められたミクロデータの定量的分析もあまり行われてこなかつた。さらに、人口研究においては特に出生との関係で女性の地位がキーワードとなつておらず、女子の就業はその重要な指標の一つとなつてゐる。

わが国においても、木村（1997）をはじめとして中東諸国における女子の就業を分析した研究は増加しつつあるが、ミクロデータの定量分析はなさそうであるので、本研究はミクロデータの定量的分析を中心とする。これは筆者によるわが国における女子の就業行動

小島 宏

（国立社会保障・人口問題研究所）

に関する実証分析（小島 [1995]）と、アフリカ地域における女子の人口学的行動に関する実証分析（Kojima [1994]）の延長線上にあるものである。分析対象とするエジプト、モロッコ、トルコは比較的人口規模が大きく、労働供給圧力が強く、ヨーロッパへの外国人労働者送り出し国としても大きな位置を占めており、労働力の国際移動との関連性からも関心を集めているだけでなく、製品・生産要素の国際移動との関連性からも関心を集め始めている。

二 分析枠組みとデータ・分析方法

本研究は厳密な理論の実証分析を目的としているわけではなく、むしろ比較研究のための探索的分析を目的としている。そのため、比較分析のためのモデルは小島（1995）で用いられたものを基本にして、データ上で利用可能な独立変数を用いるとともに、必要と思われるコントロール変数を導入することによりできたものである。これらの変数は家族・人口経済学的にはそれなりの意味があるが、労働経済学的には必ずしも定式化しにくいかもしれない。また、このモデルは日本に関する分析から生まれたモデルを基本にしているため、欧米のモデルとは若干異なる独特なものとなつていて。しかし、イスラム教文化圏の社会を日本の研究者が分析する際には、ユダ

ヤ・キリスト教文化圏の価値観を通さずに分析する方がむしろ独自な結果が得られるのではないかと思われる。

本研究では一九九二年にエジプト国家人口委員会、一九九二年にモロッコ保健省、一九九三年にトルコ保健省・Hacettepe大学人口研究所が米国国際開発庁の援助によりMacro Internationalと共同で実施した全国サンプル調査である「人口保健調査」の個票を用いて、初婚の有配偶女子の労働供給行動とその規定要因を比較分析した結果を示す。サンプル数はエジプトが約九〇〇〇、モロッコが約四五〇〇、トルコが約六〇〇〇である。分析手法としてはクロス表と従属変数を就業（就業／非就業）とする二項ロジット・モデルと職業（農業従事／専門管理職／事務・販売・サービス職／現業職／非就業）を従属変数とする多項ロジット・モデルを用いた。具体的にはSASのCATMODプロシージャを利用し、分析を容易にするため、独立変数・コントロール変数としてはダミー変数のみを用いた。それらは主として人口学的、社会経済的、地域的変数である。

三 分析結果

単純集計結果によれば、一五～四九歳の有配偶女子における就業率はエジプトで二一%、モロッコで一九%、トルコで三五%であり、トルコにおいて高いのが目に付く。また、職業別分布をみるとトルコでは農業従事者が二二%と最大の割合を占めるが、エジプトでは八%で九%の専門管理職者に次ぎ、モロッコでは七%で九%の現業労働者に次ぐ位置にある。したがって、非農業従事者の割合は三カ国ではほとんど差がない。就業率を都市・農村別にみると、エジプトでは二一%と二〇%で、モロッコでは一九%と二〇%とあまり違わないが、トルコでは二一%と五九%で大きな差がある。都市についてみると、就業率は三カ国でほとんど差がないことになるが、内訳は異なり、エジプトでは専門管理職者、モロッコでは現業職者、トルコでは事務・販売・サービス職者が最大の割合を占める。なお、農村では三カ国とも農業従事者が最大の割合を占める。

就業の規定要因に関する二項ロジット分析の結果によれば、婚前の就業経験に関する情報が利用可能なエジプトとトルコではそれが（モロッコでは近似変数が）やはり最大の効果をもつており、四職種のいずれについても就業のオツズを高めるが、エジプトでは農業従事者と現業職者、トルコでは農業従事者であるオツズを特に高める。エジプトでは教育、トルコでは都市農村区分が婚前の就業経験に次ぐ効果をもっているが、モロッコでは両者のいずれもが大きな効果をもつていている。また、いずれの国においても夫の職業がそれに次いだり匹敵したりする効果をもつてている。

同じ独立変数による職業の規定要因に関する多項ロジット分析の結果によれば、婚前の就業経験に関する情報が利用可能なエジプトとトルコではそれが（モロッコでは近似変数が）やはり最大の効果をもつており、四職種のいずれについても就業のオツズを高めるが、エジプトでは農業従事者と現業職者、トルコでは農業従事者であるオツズを特に高める。エジプトでは夫が農業従事者の場合には農業従事者と現業職者であるオツズが高まり、夫が専門管理職者であるオツズが低まる。トルコでは夫が農業従事者の場合には農業従事者であるオツズが高まる。トルコでは夫が農業従事者であるオツズが高まり、夫が現業職者の場合には事務・販売・サービス職者であるオツズが低まるとともに現業職者であるオツズが高まる。都市農村区分の影響も三カ国で類似しており、エジプトとモロッコでは都市居住の場合に農業従事者であるオツズが低まるとともに事務・販売・サービス職者であるオツズが高まる。

夫の職業の影響は三カ国で共通しているものもあるが、そうでないものもある。エジプトでは夫が事務・販売・サービス職者等（その他）である場合と比べて、夫が農業従事者の場合には農業従事者であるオツズが高まるとともに事務・販売・サービス職者であるオツズが低まり、夫が専門管理職者であるオツズが高まることと、夫が農業従事者であるオツズが高まるところが大きいことが示された。

夫の職業の影響は三カ国で共通しているものもあるが、そうでないものもある。エジプトでは夫が事務・販売・サービス職者等（その他）である場合と比べて、夫が農業従事者の場合には農業従事者であるオツズが高まるところが大きいことが示された。

夫の職業の影響は三カ国で共通しているものもあるが、そうでないものもある。エジプトでは夫が事務・販売・サービス職者等（その他）である場合と比べて、夫が農業従事者の場合には農業従事者であるオツズが高まるところが大きいことが示された。

早く終わるという意味でそれに関連しているのかもしれない。また、都市では晩婚のような就業継続・就業機会に関連する変数が就業のオツズを高めているが、農村では上エジプト居住と比べた場合の下エジプト居住が就業のオツズを高めており、これも大都市に近いことによる就業機会の多さとの関連ではないかと思われる。

モロッコについてみると、都市では早婚の場合と初等・中等教育修了の場合に就業のオツズが高くなるが、農村ではそのような傾向がみられない。農村では第一出生間隔（結婚から第一子出産までの期間）が短い場合と、夫の職業が農業の場合に就業のオツズが高くなる。結婚・出産に関する要因の影響についての解釈は難しいが、それ以外のものは人的資本投資と同類婚により説明できそうである。トルコの都市では第一出生間隔が長い場合と初等教育修了の場合と中等教育修了の場合にオツズが低くなる傾向がみられ、農村では中等教育修了の場合にオツズが低くなる傾向がみられる。これらも解釈が難しいが専業主婦化の進展と関連しているのであろうか。

五 おわりに

以上の分析結果は日本を含む先進諸国における類似の分析結果とも共通する部分が少なくない。そのような部分は以上のさまざまなる効果が人的資本投資と就業機会の格差と同類婚の傾向によりある程度説明できることによるものと思われる。途上諸国とは限らず、人材の資本投資の大きな部分は家族によって担われているし、女性の就業機会が制約されている大きな要因は家族のケアの責任を負っていることであるし、同類婚も本人の属性に関して行われるだけでなく、

アジア水平分業と沖縄自由貿易地域

安田 信之助

（城西大学）

一九九七年四月に沖縄県は、「産業・経済の振興と規制緩和等検討委員会」を発足させ、基地依存型経済構造からの脱却を目指して、沖縄県全域を自由貿易地域とする構想を発表した。これは①「OICO」一年に全県を自由貿易地域に指定し、輸入関税をゼロにし、コメなどの輸入数量規制も撤廃する。②県内外からの沖縄県へのすべての投資を対象にした大規模な投資減税をできるだけ早期に導入する。③国際航空路線の自由な開設を柱とするオープンスカイ（航空自由化）政策の導入など、規制緩和を先取りした大胆な政策を中心となつていている。

以下、まずははじめにアジア水平分業と沖縄自由貿易地域について論じ、次いで、沖縄特別自由貿易地域構想とスーパーFAZ構想について考察する。

II アジア水平分業と沖縄自由貿易地域

那覇を中心として地図に円を書くと、ソウル、マニラ、台北は東京より近く、ウラジオストック、北京が札幌より近いことが視覚的にわかる。沖縄は東アジアの中に位置しており、東アジアに向か

家族の社会経済的地位に関して行われることも少くない。いずれも家族に関連していることから、労働経済学的な観点からだけではなく、家族・人口経済学的な観点からの分析も行う必要が再認識されよう。また、中東諸国では人的資本投資の必要性が高いだけでなく、ケア支援の必要性も高いことから、わが国の国際援助にそのような観点を導入するためにも同様な分析が重要となる。

なお、本研究は文部省創成的基礎研究費「ユーラシア社会の人口・家族構造比較史研究」と環境庁地球環境研究総合推進費「東南アジア諸国の人材開発可能な都市形成における人口等の諸要因の相互影響に関する研究」の助成を受けて行われた。最後になつたが、貴重なコメントをくださいた討論者の駿河輝和教授（大阪府立大学）と座長の加藤壽延教授（亞細亞大学）に謝意を表する次第である。

参考文献

- 木村喜博「アラブ女性の社会的構図——シリア女性の経済的地位を中心にして」『現代の中東』、No.23、一九九七年、五三—六六頁。
Kojima, Hiroshi, "Effects of Mass Media on Contraception and Fertility in the Developing Countries," S. Kono and Y. Hayase (eds.), *Developing Economies*, 1994, pp.133-151.
小島宏「結婚、出産、育児および就業」大淵寛（編）『女性のライフサイクルと就業行動』大蔵省印刷局、一九九五年、六一—八七頁。
Moghadam, V. M., *Women, Work, and Economic Reform in the Middle East and North Africa*, Boulder, Lynne Rienner, 1998.

つて開かれた経済拠点として、地政学的大きな可能性を有している。このよだり立地上の利点を有効に活用した地域振興政策が求められているのである。企業誘致のための各種の優遇税制や徹底した規制緩和によって、沖縄のもつ地政学上の比較優位性をより顕在化させることが重要である。こうした沖縄の地理的特性を生かし、沖縄の潜在的 possibility を引き出そつとするのが特別自由貿易地域構想である。

周知のように、アジア・太平洋地域は世界の成長センターである。アジア・太平洋地域は域内経済の相互依存関係が拡大・深化し、海外からの直接投資の増大によって経済発展を実現したのである。沖縄はアジア・太平洋の交流拠点という地政学的な比較優位性をより有効に活用し、アジア水平分業活用型の経済構造への転換によって、基地依存型経済からの脱却が求められている。そのためにも沖縄の自由貿易地域は少なくとも国際的な水準を満たす米国のFTZ並みかそれ以上の優遇策の付与が必要である。輸入割当制からの解放、原料または製品課税の選択の自由などは不可欠であろう。これによつてFTZの本来の機能である原料及び半製品輸入・製品移出・輸出の際の利点を活用した、アジア地域との国際水平分業の確立による経済の活性化が期待されているのである。

三 沖縄特別自由貿易地域構想と

スーパーFAZ構想

前述したように、一九九七年、沖縄県は二〇〇一年に全県を自由貿易地域に指定する全県自由貿易地域構想を発表した。これは沖縄県の産業経済を取り巻く厳しい現状とグローバル化の進展による内外の経済的な動向を踏まえて、沖縄県の産業を活性化し、あわせて、雇用の拡大と内外価格差の是正による県民生活の向上を図ろうとする産業振興政策である。施策としては、関税法など輸出入を規制している関係法令を見直し、企業立地促進のための税制上の優遇措置など、制度面の充実をはかる。航空航路網の拡充及び空港・港湾などをインフラストラクチャーの整備によって、輸送コストの低減をはかる。これらを一体的に推進するものである。

具体的には、(1)関税などの免除・県全域を関税免除地域とし、県内に輸入される外国貨物について、一定品目を除き関税を免除する。また、関係法令の原則適用除外により一定品目を除き課徴金を免除する。(2)特恵措置的関税制度の導入・外国から輸入された原材料を使つて県内で加工した製品を本土に移出する場合は、沖縄県が本土から遠く離れた離島県であることと、生産基盤の脆弱性を考慮し、特恵措置的な関税制度を導入する。(3)IQ枠の撤廃など、輸入の自由化・輸入割当や関税割当制度で輸入が制限されている品目の輸入を自由化すること。(4)輸出手続きの迅速化・簡素化・輸出入許可・承認などの権限の一元化を図るとともに、到着即時輸入許可制度の拡充及び輸出国審査の承認など、輸出入手続きの迅速化・簡素化を

推進する。以上が具体的な施策である。

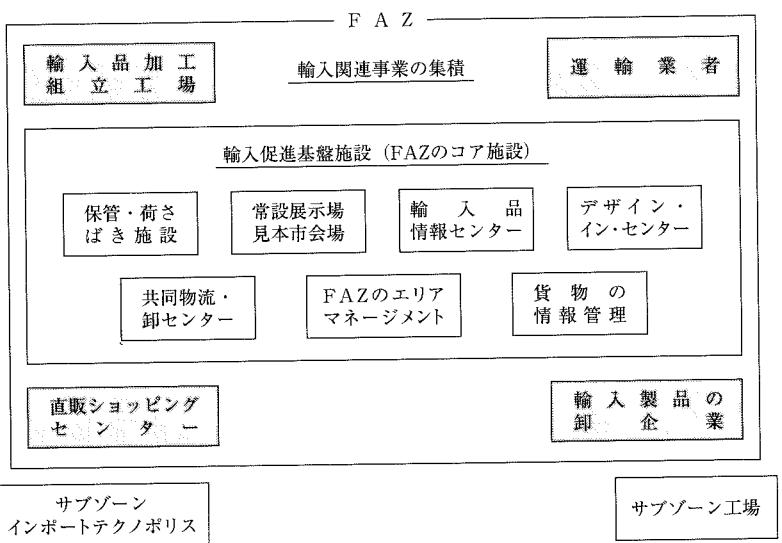
税制および金融面の特例措置については、(1)投資税額控除制度の創設、資本集約度の高い産業や設備更新期間の短い業種、市場の動向や技術展開の方向性が見通しにくい先端産業などの立地促進を図るため、投資税額控除制度を創設する。具体的な内容は、投資額の一〇〇分の五〇を最長一〇年間にわたり法人税から控除する。ただし、毎年度の控除限度額は当該年度の法人税額の一〇〇分の四〇とする。(2)法人税率の軽減。先進諸国と比較して高水準にあるわが国の法人税率を沖縄県において全国に先駆け現行の三七・五%から三〇%に軽減する。これによって、国内外からの企業立地の促進と県内企業の活性化を図るものとする。(3)自由貿易地域投資損失準備金制度の拡充。現在、自由貿易地域内の認定法人に対し、内国法人が出資などを行った場合、出資額の一〇〇分の四〇については損金算入が認められているが、全県自由貿易地域制度の導入にあたっても引き続き内容の拡充・強化を図るものとする。(4)地方税の課税免除など。事業税、不動産取得税および固定資産税の課税免除などについては、現行制度の活用状況を踏まえ、その拡充・強化に努めるとともに地方交付税による減収補填について考慮するものとする。(5)融資制度などの拡充強化。沖縄振興開発金融公庫の「自由貿易地域等特定地域振興資金」の活用状況や、立地企業の意向などを踏まえ、拡充・強化を図るものとする。

以上の施策のほかに関連施策として、(1)運輸関連の規制緩和。離島県である沖縄県にとって運賃コストの低減が重要な課題となつていることから、沖縄県の立地特性と国際物流の動向などを踏まえ、

各種規制緩和の推進や空港・港湾使用料の軽減などにより、国内外とのネットワークの拡充と運賃の軽減を図る。(2)関連インフラ整備の推進。自由貿易地域の拡大展開に向け、港湾・空港・情報通信など基盤インフラの整備を推進する。

周知のように、一九九七年四月の沖縄県による「全県自由貿易地域構想」の発表以降、県内において、その是非をめぐつてさまざまに議論が戦わされている。全県自由貿易地域の構想には、沖縄県工業連や農水関係の諸団体は、反対を表明し、沖縄県経営協議会は地域限定の自由貿易地域を主張している。ちなみに、沖縄県の試算によると、全県自由貿易地域の指定による経済効果は製造業出荷額で、五八〇〇億円、雇用拡大効果が二万五〇〇〇人、輸入物価の下落効果が六・九%などと、その効果について具体的な数値が公表されている。

県内企業が心配している点としては、全県下で実施された場合は、



関税フリーによって安い輸入品が県内に出回り、類似品を生産する県内企業が壊滅的な打撃を受けることにならないか、また、農業については、沖縄県の農業はすでにさまざまな保護・恩恵措置を受けしており、フリーゾーンの導入によって産業・農業の保護は原則的に撤廃されるので、その影響を考慮に入れた保護措置が実施されているかどうかということである。いずれにしろ、全県型と地域限定型の利点と欠点の客観的評価、各企業への影響度の分析も不可欠である。また、県民生活にはどのような効果をもたらすか。これらについて可能な限り試算と説明が必要であろう。

周知のよう、APECにおいて先進国は二〇一〇年までに貿

易・投資の自由化をすることが約束されている。沖縄県の自由貿易地域構想はその早期の導入によつて、それらを先取りしようとする構想である。いずれにしても沖縄県の全県自由貿易地域構想には、沖縄県民と県内の市町村、各種産業界、各種団体などの間で十分な意志疎通を図り、実施のための合意形式が図られなければならない。そのためには若干の時間的猶予が必要であり、現時点では「〇〇一年の全県自由貿易構想の導入は困難な情勢である。どのような自由贸易地域が沖縄にふさわしいのか。産業界をはじめ各団体はさまざまな角度から議論し、多様な意見やアイデアを統合し、沖縄型の特別自由貿易地域をつくり上げる必要がある。いずれにしろ、自由貿易地域構想は基地依存体質からの脱却を図る沖縄県の「二世紀へ向けた沖縄振興の切り札として有効に活用しなければならない。

沖縄の特別自由貿易地域構想を日本型のFTZの先進的なモデルとして、「一国」制度に近い大胆な特典を付与し、ます成功させることが重要である。そして、わが国すでに導入されているFAZ（輸入促進地域）にアメリカ的なFTZの機能を加え、スーパーFAZとして順次活用していくことが要請される。そつすれば、「一国」制度の非難も避けることができる。地域経済の振興策はもとより、わが国の産業空洞化防止策としても有効な政策となる。スーパーFAZ構想を活用する」とを提案する次第である。

四 おわりに

以上、アジア水平分業と沖縄自由貿易地域について論じ、次いで沖縄特別自由貿易地域構想とスーパーFAZ構想について考察した。

（付記）

討論者の中央大学・岸真清先生、座長の亜細亞大学・加藤壽延先生、フロアの鈴鹿医療短期大学の神尾繁先生より貴重なコメントを賜った。記して感謝申し上げる。

ベトナムの工業化と持続的開発

仲上 健一

（立命館大学）

東アジア諸国が二世紀の世界経済を牽引する役割を担うという希望的議論は、一九九七年七月に発生したアジアの通貨危機、株価安により陰を潜めつつある。「ドイモイ」政策をとるベトナムにも大きな経済的影响を与え、外国からの投資動向にも微妙な変化が現れ、その結果として経済成長も停滞しつつある。しかし、この間ににおいても、ベトナムにおける経済発展を支えるハード・ソフトのインフラストラクチャー整備は、ASEAN加盟（一九九五年）とともに着実に進んでおり、工業化・都市化は急速に進行している。健全な経済発展を達成するためには、環境・社会への影響を正確に把握し、持続可能な開発と経済成長の政策が求められる。改革過程における社会的矛盾に対し積極的に取り組むとともに、法治主義への移行として国会活動・法整備が進んだ。主要産業の農水産業の生産、輸出も順調であり、原油の輸出も好調である。GDP成長率は九・三四%／年（九六年）一人当たりGDPは約三〇〇ドルである。しかし、九七年度は物価下落、農民の購買力低下、企業資金不足、国際収支問題により景気は減速傾向にある。ASEAN通貨不安の

（1）ベトナムの近代化と国際対応
東アジア諸国が二世紀の世界経済を牽引する役割を担うという希望的議論は、一九九七年七月に発生したアジアの通貨危機、株価安により陰を潜めつつある。「ドイモイ」政策をとるベトナムにも大きな経済的影响を与え、外国からの投資動向にも微妙な変化が現れ、その結果として経済成長も停滞しつつある。しかし、この間ににおいても、ベトナムにおける経済発展を支えるハード・ソフトのインフラストラクチャー整備は、ASEAN加盟（一九九五年）とともに着実に進んでおり、工業化・都市化は急速に進行している。健全な経済発展を達成するためには、環境・社会への影響を正確に把握し、持続可能な開発と経済成長の政策が求められる。改革過程における社会的矛盾に対し積極的に取り組むとともに、法治主義への移行として国会活動・法整備が進んだ。主要産業の農水産業の生産、輸出も順調であり、原油の輸出も好調である。GDP成長率は九・三四%／年（九六年）一人当たりGDPは約三〇〇ドルである。しかし、九七年度は物価下落、農民の購買力低下、企業資金不足、国際収支問題により景気は減速傾向にある。ASEAN通貨不安の

今日のグローバル化時代においては、地域経済の発展においても国際社会との共存・共栄を基礎とする国際的に開かれた連携を機軸とする地域発展政策が求められているのである。沖縄特別自由貿易地域構想は、全島であれ地域限定であり、世界の成長センターであるアジアとの連携が不可欠である。その成否のカギは、ひとえに、アジア地域のFTZに比較しても遜色のない大胆なインセンティブを付与できるかどうかにかかっている。

参考文献

- 沖縄県（一九九六）『国際都市形成構想』
- （一九九六）『基地返還アクションプログラム』
- （一九九七）『沖縄県勢のあらまし』
- （一九九七）『沖縄県産業創造アクションプログラム』
- （一九九七）『産業・経済の振興と規制緩和等検討委員会報告書』
- （一九九七）『沖縄経済の概況』
- Yasuda, Shinnosuke (1997) "Hollowing-out Japanese Industry and Inward Investment Promotion Policies" Noboru Kita., Fumita, ka Nakamura, Shinnosuke Yasuda, Kouichi Iwano, *Regional Development and the Government Role in Japan*, Nihon Keizai Hyoron sha Publishing Co., Ltd.所取

二 ベトナムにおける工業化・都市化

による環境汚染

(1) 都市環境

ベトナムにおける都市環境問題は深刻である。急激な工業化や急速な都市化の進行に対し、自然資源の喪失や環境悪化に伴う健康被害の発生等とともに、慢性的な環境サービス低下やインフラストラクチャ整備の遅れが見られる。とくに、工場・事業所・家庭からの廃棄物、河川・湖沼・海域における水質汚染、都市域・道路沿線における大気汚染さらには住宅建設・ホテル建設に伴う歴史的・文化的環境の崩壊等が見られる。都市においては、公衆衛生、大気、居住、交通、治安、教育等の環境は悪化した。ここで、ハノイ市およびホーチミン市の都市環境問題の現状を整理する(2)(3)。

(a) ハノイ市

概況・ベトナムの首都、人口二二〇万人、面積九一四km²、中心市域四区と周辺の五県からなる。ハノイ市は、東南アジア諸国の中でも最も古い歴史(紀元前三世紀)を有する。近代のハノイ市は本来フランス人が人口一五万人規模の都市として計画したため、今日の人口急増に対応できない。また、インフラストラクチャ整備も不十分であり、住宅の老朽化、スラム化、道路・水道の未整備が目立っている。

① 交通環境

都市交通・交通管理なく、近年自動車、自動二輪車が急増した。道路状況・信号もなく、コンクリート化が進んでない。

は一、九九三m²/日または八三・七t/日であり、一人当たり〇・七kg/日である。一九九六年における推定発生量は一、一七八t/日と急速に増大しており、そのうち約五七〇t/日(四八・三%)が回収されている。廃棄物発生量のうち、五〇・三%が野菜、果物等である。廃棄物の処理にURENCO(都巿環境会社・従業員一〇〇〇人)が回収、処理を担当している。

(b) ホーチミン市

概況・ホーチミン市は、都市として三〇〇年の歴史を有し、ベトナム最大の都市であり、経済の中心地である。中央直轄特別市として政治的にも重要な位置付けを有する。ホーチミン市は中心地域一二区と周辺の六郡からなり、人口四八〇万人(九五年末)、面積一〇五六km²である。

① 交通環境

都市交通・自動車・モーターバイクの増加が著しい。道路・道路は改良されているが、近年交通渋滞も限界を示している。

② 居住環境

住宅・都市再開発が必要。中国人街チヨロン地区の防災管理が重要。新規住宅開発が促進されている。

水供給・給水能力不足と水質に問題がある。

排水・都市下水と工業排水による都市河川の汚染河川・湖沼の汚染が進行。

(3) 廃棄物処理(5)

ホーチミン市における廃棄物処理方式において、一日約一〇〇

② 都市環境

住宅・住宅事情は悪い。三〇・四〇m²/戸である。

水供給・水源は豊富であるが給水は老朽化しており、水質は悪い。

排水・排水改良工事が必要。雨期には、市街地が浸水する。

③ 廃棄物処理(4)

固形廃棄物処理は総容量(一九〇〇年から二〇〇五年)は約一九〇万トン(四六〇万m³)であり、現在稼働もしくは計画されている。ハノイ都市圏の一九九一年の固形廃棄物発生量

表1 ベトナムの平均月所得 (1000VDN)

	計 (%)	都市部 (%)	地方部 (%)
Rich (Very Rich)	530.2 (4.1) 743.7 (1.8)	615.0 (12.4) 834.2 (6.3)	429.8 (2.3) 607.1 (0.9)
Upper middle	118.9 (17.2)	218.4 (33.2)	173.5 (13.7)
Middle	100.7 (36.4)	130.0 (26.3)	96.3 (38.7)
Lower Middle	65.8 (22.3)	92.0 (18.0)	61.4 (23.2)
Poor (Very Poor)	40.9 (20.0) 27.5 (4.4)	56.9 (10.1) 42.1 (3.3)	39.3 (22.1) 25.2 (4.6)
全	119.0 (100.0)	220.3 (100.0)	94.4 (100.0)

Source: GSO (1995) Statistical Yearbook 1994, Statistical Publishing House, Hanoi

よつた課題の実現化のための方策の検討が必要となる。

(1) 総合的環境保全制度の技法的検討

ベトナムの環境実態についてのデータは完備されていないのが実情である。都市域の環境モニタリングの視点として基本的環境要素とともに健康被害にかかる項目についても測定を行うことが必要である。さらに、単純に汚染物質のみならず、都市環境の創造のために必要な環境要素（景観、歴史的建造物、公園、河川、海岸等）を定期的にモニタリングする。さらに、都市病理からの離脱を行い、都市環境改善の具体的な方策を描く。そのためには、すでに法制度として確立しつつある環境影響評価制度を発展させた総合的環境保全制度による持続可能な都市開発の計画策定が求められる。

(2) 日本のベトナムへの経済支援と人材育成

日本とベトナムとの経済交流の指針として、従来型の工業団地開発方式の適用だけではなく、環境保全型経済発展を促す特徴のある経済投資を行なう。政府開発援助や都市マスター・プラン策定に当たっては、ASEAN諸国間の交流を促進するような内発的経済発展を進めるとともに、これらのマネジメント・プラン策定を支える人材の育成のプログラムを重点的に開発する。

(3) 國際環境技術政策のロングセラーフレームの確立

ベトナムのASEAN加盟を契機として、ASEAN諸国における環境管理・環境技術の国際交流を促進し、すでに展開しつつあるAPEC環境技術交流バーチャルセンターへの参加等の国際的な環境管理プログラムへの参加を拡大し、環境保全と持続可能な都市開発を目指した国際環境政策を確立し、経済発展政策の重要な政策課

題として認知する」ことが求められる。

参考文献

- (1) David Drakakis-Smith and Chris Dixon, "Sustainable Urbanization in Vietnam," *Geoforum*, Vol. 28, No. 1, 1997
- (2) 通産省通商政策局監修、「躍進するベトナム」、通産資料調査会、一九九三年
- (3) 伸上健一、「ベトナムの工業化と環境・社会影響」、立命館大学国際環境・開発研究センターWP No. 1、一九九六年三月
- (4) ベトナム環境庁汚染管理部局 "Urban Solid Waste Management in Viet Nam Executive Summary" July, 14, 1997
- (5) Viet Nam News, 1, May, 1998
- (6) World Bank, Country Operations Division, "Viet Nam Economic Report No.14645-VN, Oct. 7, 1995

(付記)

本稿は、日本経済政策学会第五五回大会での筆者の報告に基づいて加筆修正したものである。報告に対し貴重なコメントを頂いた討論者の足立文彦先生（金城学院大学）、座長の加藤壽延先生（亞細亞大学）に謝意を表します。

設備投資と情報コスト

——パネル・データによる分析——

—はじめに

一九八〇年代半ばから急速に進展した金融の自由化は、資金調達手段の多様化という利点を創造したが、逆にこれまで以上に情報の非対称性という問題が顕著に発生しやすくなるという不利な点も生み出した。それは、この時期生じた大企業を中心とする借り手依存の低下現象が金融部門の資金を余剰化させ、その結果こうした資金はこれまで取引関係になかったか、あるいは関係が薄かった新規の借り手に対して融資されることになったからである。取引関係が期間的に短いということは、それだけ金融部門側に資金の借り手に関する情報が蓄積されていないことを意味する。このように情報の非対称性は金融部門の貸出態度を慎重化させ、また企業にとって投資量の抑制要因として働くことになる。

Hubbard and Kashyap [1992], Whited [1992], Hubbard, Kashyap and Whited [1995] 等では設備投資行動に対する情報の非対称性の影響について分析しているが、これらの研究には次のような問題があるようと思われる。(1)彼らのモデルでは資金調達手段が借り手に限定されているため、一九八〇年代半ば以降の資金調達手

永富隆司

（早稲田大学）

段の多様化という現象をうまく説明することができない。(2)法人税が経時に一定と仮定されている。(3)研究方法が水準区分に基づく分析という静態的視点にとどまつておらず、企業努力等を明示的に勘案するという動態的視点が考慮されていない。

そこで、本研究では次のようないくつかの修正を行なうこととする。(1)資金調達上の階層構造理論には依拠しない形のモデルを構築する。(2)資金調達手段の多様化現象を反映するという意味で、一九八〇年代半ば以降大きな役割を果たしてきているエクイティ・ファイナンスを考慮する。(3)配当税とキャピタル・ゲイン税を新たに導入する。(4)税率は全て経時に変化するものとする。(5)新株発行市場において情報の非対称性から発生する問題（新株発行制約、新株発行に関するレモン・プレミアム）を新たに考慮する。(6)動態的視点に立った分析、すなわち負債比率が改善（低下）傾向あるいは悪化（上昇）傾向にある企業の設備投資行動と資金調達制約の関係について分析する。

二 企業の設備投資行動と金融・資本市場における情報の非対称性

(1) 理論モデルの導出

一九六〇年代半ば以降の法人企業の資金調達行動を概観すると、特に金融の自由化が急速に進展した一九八〇年代半ば以降、以前とは大きく性質を異なる事態が発生していることがわかる。例えば、①内部資金調達比率の上昇、②借入による資金調達比率の低下、③有価証券による資金調達比率の上昇、④国内・海外市場双方におけるエクイティ・ファイナンスの高まり等がそうである。これは、一九八〇年代半ば以降の企業の設備投資行動と資金調達行動の関係を分析する場合、こうした資金調達手段の多様化現象を明示的に考慮する必要があることを物語っていると思われる。

そこで、本稿では企業の設備投資行動に関する異時点間最適化行動をモデル化するに当たり以下の点を考慮する。①外部資金調達手段として借入と新株発行の双方を考慮する。②経時に変化する法人税、配当税、キャピタル・ゲイン税を導入する。③企業の所有者ならびに経営者は危機中立的である。④経営者は企業価値（株価）の最大化を目的として行動する。⑤経営者は合理的期待に基づいて行動する。

任意の t 時点における企業 i の既存株主の税引き後利益は、 θ の率で課税される配当所得と c_t の率で課税されるキャピタル・ゲインの和である。均等では次式が成立する。

$$[(1 - c_{t+1}) (E_t V_{i,t+1} - V_{i,t}) + (1 - \theta_{t+1}) E_t D_{i,t+1}]$$

$$\begin{aligned} & / (1 - \tau_t) [(y_{i,t+1,1}(I_{i,t+1}, K_{i,t}) + p_{i,t+1}^l / (1 - \tau_t))] \\ & = y_{i,t+1,1}(I_{i,t+1}, K_{i,t}) + p_{i,t+1}^l / (1 - \tau_t) \end{aligned} \quad (3)$$

一方、企業が資金調達制約に直面してくる場合のモデルとしては次式を導出することができる。

$$\begin{aligned} & E_t \{ (1 / [1 + (1 - \tau_{t+1}) r_t - \pi_{t+1}^e]) [1 - \xi_{i,t} \\ & / (1 + Q_{i,t} + \omega_{i,t})] [(1 - \tau_{t+1}) / (1 - \tau_t)] \\ & [F_{i,t,K}(K_{i,t}, N_{i,t+1}) - y_{i,t,K}(I_{i,t+1}, K_{i,t})] \\ & + E_t \{ ((1 - \delta_{i,t}) / [1 + (1 - \tau_{t+1}) r_t - \pi_{t+1}^e]) \\ & [1 - \xi_{i,t}] / (1 + Q_{i,t} + \omega_{i,t}) \} [(1 - \tau_{t+1}) \\ & / (1 - \tau_t)] [(y_{i,t+1,1}(I_{i,t+1}, K_{i,t}) + p_{i,t+1}^l / (1 - \tau_t))] \\ & = y_{i,t+1,1}(I_{i,t+1}, K_{i,t}) + p_{i,t+1}^l / (1 - \tau_t) \end{aligned} \quad (4)$$

τ は法人税率、 ω は名目利子率、 π^e は期待インフレ率、 K は資本ストック、 N は可変生産要素、 $F_{i,t,K}$ は K で偏微分した限界所得関数、 I は設備投資、 $y_{i,t+1,1}(I, K)$ は K で偏微分した限界調整費用関数、 ρ は減価償却率、 p は資本財価格である。

両式とも右辺は今期投資の費用を、左辺は来期まで投資を延期する場合の費用を表わしている。これは、最適資本蓄積経路上では今期投資することと来期へその資源を移転することとが無差別であることを意味している。

(2) モデルの理論的考察

前節では、企業が金融・資本市場において資金調達制約に直面している場合と直面していない場合の投資モデルを導出した。これを異時間的代替投資行動という視点から見ると、割引要因ならびに機会費用の変化、さらにこれらに対し影響を与える要因について考

$$/ V_{i,t+1} = R_{i,t} \quad (1)$$

$V_{i,t+1}$ は t 時点において未決定の $t+1$ 時点の株価、 D は配当、 E は期待オペレータ、 R は株主が要求する利益率である。

また、 $V_{i,t+1}^N$ を $t+1$ 期首における新株発行、 Ω を新株発行に関するレモン・プレミアムとするとゼロ期における企業価値は次式で表すことができる。

$$V_{i,0} = E_0 \sum_{j=1}^{\infty} (\prod_{i=0}^{t-1} \beta_{i,j}) [(1 - \theta_i) / (1 - c_i)] D_{i,t} - (1 + Q_{i,t}) V_{i,t}^N \quad (2)$$

β は割引要因である。(2)式では企業価値が新株発行の割引現在価値で調整されているが、これは新株発行の前後で既存株主の発言権を同一に保つと仮定した場合、既存株主は持ち分に比例する割合だけ新株を購入する必要があることを意味する。

以下六つの制約の下で企業価値の最大化を図るという最適化問題を考える。六つの制約とは、①資本蓄積、②残余利益権としての配当、③配当の非負性、④配当支払いを借入によって無限に調達することはできないとする横断条件、⑤借入市場における借入制約、⑥新株発行市場における新株発行制約である。①、③、⑤、⑥のラグランジュ乗数を λ 、 μ 、 ν 、 η としてラグランジュ関数を作り、最適化問題の一階の条件（最適条件）を求める。その結果、企業が資金調達制約に直面していない場合のモデルとして次式を導出することができる。

$$\begin{aligned} & E_t \{ (1 / [1 + (1 - \tau_{t+1}) r_t - \pi_{t+1}^e]) [(1 - \tau_{t+1}) \\ & / (1 - \tau_t)] [F_{i,t,K}(K_{i,t}, N_{i,t+1}) - y_{i,t,K}(I_{i,t+1}, K_{i,t})] \\ & + E_t \{ ((1 - \delta_{i,t}) / [1 + (1 - \tau_{t+1}) r_t - \pi_{t+1}^e]) [(1 - \tau_{t+1}) \end{aligned}$$

察する」ことが重要となる。

(4)式からは次の点を指摘することができる。①金融・資本市場における情報の非対称性から生じる問題（借入制約、新株発行制約、新株発行に関するレモン・プレミアム）は、モデルの割引要因ならばに来期投資する場合の機会費用に影響を及ぼすという形で企業の異時間的代替投資行動に影響を与える。②法人税は今期と来期の設備購入費用を共に今期の法人税率で調整し、さらに今期と来期の相対比という形で割引要因ならびに来期投資する場合の機会費用に影響を及ぼすといふ一つの経路から企業の異時間的代替投資行動に影響を与える。③配当税、キャピタル・ゲイン税、配当に関する影の価格は投資の意思決定過程において考慮する必要がない。④資金調達手段が多様化している場合には企業が直面する種々の資金調達制約を一つの情報コストとして捉えることが重要である。

III 製造企業の設備投資行動

—パネル・データによる分析—

(1) 推定方法と推定モデルの導出

本章では、日本の製造業部門に属する企業（四五社）を対象に分析を行う。実証分析で用いる企業財務データは「企業経営の分析」（三菱総合研究所）所収の年度データであり、分析期間は一九八七年度から一九九五年度まで、分析方法は非線形一般化積率推定法によるパネル分析である。

次の(2)節では各企業の負債比率の九年間の平均を取り、これを区分指標（基準）として企業を六グループに分けて分析を行っている。

）で企業グループの区分ラインについて簡単に述べておこう。他人資本比率を自己資本比率で割ると負債比率となる。“経営分析”では資本構成に関する安全性基準として一応の目安を設けている。

それによると、負債比率がおよそ一二〇%以下の企業は資本構成の安全性といふ点で望ましいとされるが、それが二〇〇%を超えるような企業は逆に安全性が損なわれていると診断される。本稿では、こうした“経営分析”的評価基準に沿って分析を行うという意味から、それぞれ負債比率が一二〇%以下の企業と一〇〇%以上の企業を標本として取り上げることにした。

また、Whited [1992]、Hubbard, Kashyap and Whited [1995] 等では借入制約に直面している企業グループを中心に行なっているが、本稿ではこうした点の分析に加えて資金調達制約に直面していない企業グループをさらに細分化し、負債比率が一二〇%以下の企業の設備投資行動であればすべて資金調達制約には直面していないと想定するモデルで説明することができるのか否かについても検証することにする。

以上の理由から、(2)節では表1のような区分基準ラインを設定して分析を行なうことにする。

続く(3)節では表1の六グループに派生して、さらに四つの企業グループを作成し分析を行なっている。これは、水準的には資金調達制約に直面している企業グループに属しても負債比率が改善（低下）傾向にある企業であれば資金調達制約に直面していない可能性があるのでないかという点、あるいは逆に資金調達制約に直面していない企業グループに属していても負債比率が悪化（上昇）傾向

にあれば資金調達制約に直面している可能性があるのでないかという点を検証することを目的としている。

そこで、(3)節では資金調達制約に直面している企業グループの中から負債比率が改善（低下）傾向にある企業を、また資金調達制約に直面していない企業グループに属する企業の中から負債比率が悪化（上昇）傾向にある企業をそれぞれ全て抽出して分析を行なうこととする。ただし、(3)節では特に資金調達制約に直面している企業の設備投資行動に焦点を当てるという意味から負債比率が二〇〇%以上の企業グループの区分けを細分化してある。具体的な区分基準のライン等は表2の通りである。

次に、理論モデル内の所得関数と調達費用関数を特定化して推定モデルを導出する。本研究では、企業の生産技術が規模に関して収穫一定でない可能性ならびに企業が何らかの市場支配力をもつている可能性を考慮して資本の限界所得関数を次のようく特定化する。

$$F_{i,t,K}(K_{i,t}, N_{i,t+1}) = (\eta Y_{i,t+1} - \mu C_{i,t+1}) / K_{i,t} \quad (5)$$

Y は产出額、 C は可変生産要素費用である。また、 η は規模の収益を表す係数、 μ は可変生産要素費用に関するマーク・アップ率を示し、共にデータから推定されるパラメータである。

一方、調達費用関数については凸型（費用遞増型）の二次の関数型として特定化する。これは、実際の投資率と正常投資率との乖離の程度が大きくなるほど資本ストックを調整するためのコストは幾何級的に増大する」とを考慮してくる。

$$W_{i,t}(I_{i,t}, K_{i,t-1}) = (a/2)[(I_{i,t}/K_{i,t-1}) - \nu]^2 K_{i,t-1} \quad (6)$$

a は正常投資率、 ν は調整費用係数を示し、共にデータによって

推定されるパラメータである。

以上から、金融・資本市場において資金調達制約に直面している企業の設備投資行動を説明するモデルとして次式を導出することができるのである。

$$\begin{aligned} & \{1/[1 + (1 - z_{t+1})r_t - \pi_{t+1}^e]\} \{(\eta Y_{i,t+1} - \mu C_{i,t+1}) \\ & / [K_{i,t} + (a/2)(I_{i,t+1}/K_{i,t})^2 - \nu^2] \\ & + \alpha(1 - \delta_{i,t}) \{[(I_{i,t+1}/K_{i,t}) - \nu] + p_{i,t+1}^f \\ & / (1 - \tau_t)\} - a[(I_{i,t}/K_{i,t-1}) - \nu] - p_{i,t}^f\} \\ & / (1 - z_t) + f_t + s_t = e_{i,t+1} \end{aligned} \quad (7)$$

一方、資金調達制約に直面している企業の設備投資行動を説明するモデルとしては次式を導出することができるのである。

$$\begin{aligned} & \{(1 - \delta_{i,t})/[1 + (1 - z_{t+1})r_t - \pi_{t+1}^e]\} \{(\eta Y_{i,t+1} - \mu C_{i,t+1}) \\ & / [K_{i,t} + (a/2)(I_{i,t+1}/K_{i,t})^2 - \nu^2] \\ & + a(1 - \delta_{i,t}) \{[(I_{i,t+1}/K_{i,t}) - \nu] + p_{i,t+1}^f \\ & / (1 - \tau_t)\} - a[(I_{i,t}/K_{i,t-1}) - \nu] - p_{i,t}^f\} \\ & / (1 - z_t) + f_t + s_t = e_{i,t+1} \end{aligned} \quad (8)$$

f は企業の固定効果、 s は時間の固定効果、 e は期待誤差を示す。ところで、本研究では Whited [1992] 等の方法にならって一階の差分方程式を作成し、この時発生する移動平均誤差に対しても直交すると期待される一期のラグをもつた操作変数（変数の標準化による）を用いて推定を行なう。推定の際に用いた操作変数は、 $(I_{i,t-2}/K_{i,t-3})$ 、 $(I_{i,t-2}/K_{i,t-3})^2$ 、 $(DEPR_{i,t-2}/K_{i,t-3})$ 、 $(RIE_{i,t-2}/K_{i,t-3})$ 、 (PC_{i-2}/PO_{i-2}) 、 $(TAX_{i,t-2}/K_{i,t-3})$ 、 $(NW_{i,t-2}/K_{i,t-3})$ 、

表1

グループ	区分基準のライン	企業数
I	負債比率 1%以上 60%未満の企業	37社
II	負債比率 60%以上 80%未満の企業	29社
III	負債比率 80%以上100%未満の企業	44社
IV	負債比率100%以上120%未満の企業	37社
V	負債比率200%以上250%未満の企業	46社
VI	負債比率600%以上の企業	33社

表2

グループ	区分基準のライン	企業数
VII	負債比率200%以上250%未満の企業グループの中で負債比率が改善傾向にある企業	15社
VIII	負債比率300%以上400%未満の企業グループの中で負債比率が改善傾向にある企業	15社
IX	負債比率400%以上の企業グループの中で負債比率が改善傾向にある企業	15社
X	負債比率1%以上120%未満の企業グループの中で負債比率が悪化傾向にある企業	24社

表3 要約統計表

企業グループ	I	II	III	IV	V	VI
企業数	37	29	44	37	46	33
資本ストック						
mean	91024.533	80319.420	90803.724	110536.775	117013.218	77287.455
median	19932	58197	47007	41064	52968	39638
設備投資比率						
mean	0.021	0.049	0.058	0.059	0.097	0.091
median	-0.009	0.028	0.023	0.038	0.034	0.051
自己資金比率						
mean	0.393	0.461	0.346	0.369	0.259	0.244
median	0.305	0.330	0.309	0.270	0.223	0.206
売上高比率						
mean	4.825	4.695	4.531	4.783	4.350	5.271
median	4.115	4.586	3.921	4.301	3.827	5.256
金融費用比率						
mean	0.032	0.036	0.041	0.055	0.063	0.153
median	0.021	0.029	0.035	0.046	0.054	0.139
他人資本比率						
mean	0.286	0.409	0.471	0.517	0.685	0.882
median	0.300	0.414	0.469	0.519	0.689	0.882
配当性向						
mean	0.738	0.406	0.574	0.781	1.649	0.614
median	0.414	0.282	0.418	0.418	0.541	0.558
借入金依存度						
mean	0.095	0.172	0.188	0.251	0.345	0.483
median	0.081	0.184	0.181	0.254	0.355	0.507
利子負担率						
mean	0.078	0.144	0.107	0.145	0.218	0.355
median	0.053	0.085	0.095	0.142	0.200	0.376

(注1) 「企業経営の分析」(三菱総合研究所) の年度データより作成

(注2) 資本ストックの単位は百万円

(注3) 設備投資比率=設備投資/資本ストック、自己資金比率=自己資金/資本ストック、
売上高比率=売上高/資本ストック、金融費用比率=金融費用/資本ストック、
他人資本比率=他人資本/資本ストック、利子負担率=金融費用/(金融費用+自己資金)

($STOCK_{i,t-2}/K_{i,t-3}$)、 $COV_{i,t-2}$ 、 $Q_{i,t-2}$ 、 $DAR_{i,t-2}$ 、 $POR_{i,t-2}$ 、
 $BD_{i,t-2}$ 、 $CT_{i,t-2}$ 、 γ 、 α 、 μ 、 η 、 δ 、 $DEPR$ は減価償却費、 RIE は
 金融費用、 PC は資本財価格、 PO は生産物価格、 TAX は法人税、
 NW は自己資金、 $STOCK$ は在庫の対前期変化額、 COV は利子
 負担率、 Q は平均 Q 、 DAR は他人資本比率、 POR は配当性向、
 BD は借入金依存度、 CT は税負担である。

(2) 負債比率の水準と資金調達制約

表3は、前節で示した企業グループI～VIの資本ストック、設備投資比率、自己資金比率、売上高比率、金融費用比率、他人資本比率、配当性向、借入金依存度、利子負担率の平均値と中央値を示した要約統計表である。また、表4はそれら各企業グループI～VIの設備投資行動について分析した推定結果表である。表中I～IV、V～VI～①の各列は企業が資金調達制約に直面していないと想定する帰無仮説 ($A = 0$) モデル(7)式の推定結果を、V～②、VI～②のは企業が資金調達制約に直面していると想定する対立仮説 ($A > 0$) モデル(8)式の推定結果を示す。

表3、表4から次の点を指摘することができる。(1)負債比率は企業が資金調達制約に直面しているか否かを識別する指標として有用である。(2)負債比率の水準が二二〇%以下の企業の設備投資行動は資金調達制約に直面していないと想定する帰無仮説モデルで説明することができる。(3)負債比率の水準が二二〇%を超える企業の設備投資行動は資金調達制約に直面していると想定する対立仮説モデルで説明する必要がある。(4)負債比率の水準が高い程、資金調達制約の縛り (A の値) は大きい。(5)各企業グループの生産技術はすべ

て規模に関して収穫遞増的である。(6)各企業グループとも需要曲線上においてすべて弾力的な部分で生産活動を行っている。

(3) 負債比率の動態的変化と資金調達制約

前節では、負債比率水準の平均値に基づいて企業を区分し、各水準の企業グループが資金調達制約に直面しているか否かについて検証した。そこで本節では、負債比率の水準が改善(低下)傾向にある企業と逆にそれが悪化(上昇)傾向にある企業の設備投資行動について分析を行うことにする。

表5は(1)節で示した企業グループVII～Xの要約統計表、表6はそれら各企業グループVII～Xの設備投資行動を分析した推定結果表である。表5、表6からは次の点を指摘することができる。(1)水準的に見れば資金調達制約に直面している企業グループに属する企業であっても負債比率が改善傾向にある企業の設備投資行動は、負債比率水準が四〇〇%を超えていない限り、資金調達制約に直面していないと想定する帰無仮説モデルで説明することができる。(2)負債比率が悪化傾向にあってもそれが二二〇%以下の企業の設備投資行動ならば、資金調達制約に直面していないと想定する帰無仮説モデルで説明することができる。(3)傾向性という形での負債比率の改善努力は資金調達制約の緩和に寄与する。

四 おわりに

本稿では、新株発行による資金調達の可能性、新株発行市場における情報の非対称性の問題、そして経時的に変化する配当税、キャ

表4 非線形一般化積率推定法による推定結果

企業グループ	I	II	III	IV	V-①	V-②	VI-①	VI-②
企業数	37	29	44	37	46	46	33	33
η	1.072	1.841	1.663	1.071	1.216	1.284	1.733	1.276
	0.600	1.462	0.848	0.667	1.140	0.667	0.506	0.812
μ	1.092	1.354	1.202	3.263	1.436	1.171	2.187	2.982
	0.586	0.980	0.571	1.795	0.859	0.830	0.318	1.536
α	3.844	5.444	1.161	1.350	2.683	0.761	2.310	2.298
	1.347	1.919	0.403	0.201	0.973	0.398	0.322	0.375
ν	0.312	0.153	0.189	0.596	0.553	0.104	0.274	0.161
	0.222	0.094	0.115	0.509	0.440	0.071	0.093	0.071
Λ						0.462	0.532	0.527
						0.276		
χ^2	12.653	14.822	11.637	13.022	19.039	13.899	20.450	9.253
p値	0.244	0.139	0.310	0.222	0.040	0.126	0.040	0.414
d.f.	10	10	10	10	10	9	10	9

(注1) 各欄の下段の数値は標準誤差

(注2) 係数の定義は以下の通りである。

 η は規模の収益を表す係数、 μ は可変生産要素費用に関するマーク・アップ率、 α は調整費用係数、 ν は正常投資率、 Λ は資金調達制約を表す係数

表5 要約統計表

企業グループ	VII	VIII	IX	X
企業数	15	15	15	24
資本ストック				
mean	79895.679	56643.983	104888.100	58851.579
median	40716	22908	120294	41284
設備投資比率				
mean	0.068	0.151	0.073	0.043
median	0.027	0.030	0.045	0.026
自己資金比率				
mean	0.259	0.448	0.342	0.421
median	0.234	0.240	0.296	0.278
売上高比率				
mean	3.133	7.377	5.935	4.682
median	3.150	4.528	6.109	3.535
金融費用比率				
mean	0.057	0.115	0.129	0.053
median	0.052	0.084	0.118	0.045
他人資本比率				
mean	0.680	0.773	0.843	0.468
median	0.680	0.777	0.858	0.491
配当性向				
mean	1.075	0.573	0.596	0.785
median	0.556	0.519	0.489	0.615
借入金依存度				
mean	0.366	0.379	0.419	0.221
median	0.385	0.422	0.362	0.223
利子負担率				
mean	0.193	0.231	0.272	0.146
median	0.194	0.232	0.256	0.145

(注1) 「企業経営の分析」(三菱総合研究所)の年度、データより作成

(注2) 資本ストックの単位は百万円

(注3) 設備投資比率=設備投資/資本ストック、自己資金比率=自己資金/資本ストック、売上高比率=売上高/資本ストック、金融費用比率=金融費用/資本ストック、他人資本比率=他人資本/資本ストック、利子負担率=金融費用/(金融費用+自己資金)

ピタル・ゲイン税、法人税を新たに導入し、税と資金調達市場における情報の非対称性が企業の異時間的代替投資行動に対してもいかなる形(経路)で影響を与えるかについて検討した。日本の製造業企業を対象にパネル分析を行った結果、一九八七年度から一九九五年度までの九年間平均で負債比率水準が一二〇%以下の企業の設備投資行動は資金調達制約に直面していないと想定するモデルで説明することができるが、負債比率が二〇〇%を超えてしまって資金調達制約に直面していると想定するモデルで説明する必要があることがわかった。

さらに、「水準」区分という静態的な分析だけでは経済政策に関する実証研究として不十分であるとの考え方から、企業努力等の動的的視点を考慮した分析を行つた。その結果、水準的には資金調達制約に直面している企業グループに属する企業であつても負債比率が改善傾向にある企業の設備投資行動は、負債比率が四〇〇%を超えている限り、資金調達制約には直面していないと想定するモデルで説明できることがわかった。これは、傾向性という意味での負債比率の改善努力が資金調達制約の緩和に寄与する」とを物語つている。

また、負債比率の水準が高いほど資金調達制約も厳しいという結果も得られた。これは、異時間的代替投資行動という観点から見ると今期における負債比率の水準が高い企業ほど今期の投資を来期に行う説明がそれだけ強く働くことを意味する。したがつて、負債比率が悪化傾向にある企業は投資計画を先送りしようとすると、これは経済全別企業のこうした行動がマクロ的規模に拡大すると、これは経済全

体の景気を益々悪化させるか、あるいは景気の回復を一層遅らせる要因となりうる。

以上、本研究では財務変数の水準に基づく静態的な分析だけではなく、その傾向的な変化という動態的側面についても十分考慮する必要があることを示してきた。現在、金融機関による貸し渋りが大きくなっているだけに、経済政策という点からも企業の設備投資行動と資金調達制約の関係についてはさまざまな角度からアプローチする必要があると考える。

主要データの作成方法ならびに出所

- ・資本ストック+有形固定資産+減価償却費+土地
 - ・産出額=売上高+商品または製品在庫の対前期変化額
 - ・費用=販売費+一般管理費+製造総費用
 - ・自己資金=内部留保+減価償却費+各種引当金の対前期変化額
 - ・利子負担率=金融費用/(金融費用+自己資金)
 - ・税負担率=法人税額/(法人税額+自己資金)
- 以上のデータの出所はすべて「企業経営の分析」(三菱総合研究所)、名利子率は全国銀行貸出約定平均金利の長期金利(経済統計月報)(日本銀行調査統計局)」

表6 非線形一般化積率推定法による推定結果

企業グループ	VII	VIII	IX-①	IX-②	X
企業数	15	15	15	15	24
η	5.832 1.063	2.986 0.827	2.915 0.841	1.973 1.867	1.076 0.395
μ	3.702 1.349	3.168 0.789	1.815 1.383	2.110 1.932	1.242 0.608
α	0.357 0.118	1.578 0.232	5.622 0.951	0.327 0.289	2.358 1.562
ν	0.723 0.116	0.402 0.338	0.182 0.051	0.252 0.146	0.948 0.777
A					
χ^2	7.027	7.200	26.320	6.414	13.184
p値	0.723	0.706	0.028	0.268	0.214
d.f.	10	10	10	9	10

(注1) 各欄の下段の数値は標準誤差

(注2) 係数の定義は以下の通りである。

η は規範的収益を表す係数、 μ は可変生産要素費用に関するマーク・アップ率、 α は調整費用係数、 ν は正常投資率、 A は資金調達制約を表す係数

ment: Evidence from Panel Data," *Journal of Finance*, Vol. 47, 1992, pp. 1425-1460.

Hubbard, R. G., A. K. Kashyap and T. M. Whited, "Internal Finance and Firm Investment," *Journal of Money, Credit, and Banking*, Vol. 27, 1995, pp. 683-701.

水富隆司「設備投資に対する法人税と借入制約」(日本経済政策学会第

五回大会報告、一九九七年五月)、「経済政策の有効性を問う——理念・主体・手段——」日本経済政策学会年報所収(日本経

政策学会編、第四六号、勁草書房)、一九九八年、一〇五一—一二一頁。

(付記)

本稿は、日本経済政策学会第五五回大会における発表論文に基づく。学会報告では、討論者の竹中康治先生(東京電機大学)より懇切丁寧なコメントを賜りました。また座長の西田稔先生(関西学院大学)および小川敏明先生(新潟中央短期大学)からも貴重なコメントをいただきました。さらに、自由投稿論文として投稿した際には一人のレフリーから懇切丁寧なコメントをいただきました。(一)

に記して厚く御礼申し上げます。

非対称的情報下での最適な賠償責任ルール導出の試み

内野耕太郎

〔慶應義塾大学大学院〕

失責任ルールの効率性を論じるのに適している(1)。

II モデル

本稿は不法行為の加害者と裁判所の間に情報の非対称性が存在する場合について、新しいタイプの最適な賠償責任ルールを求めようとする試みである。近年の製造物責任法の成立をみると、外部性に対する政策的

今後行政規制の緩和及び撤廃が進むに伴い、外部性に対する政策的手段として私法ルールの重要さは次第に増していくのではないかと思われる。当時者同士の情報の非対称性についての対策として製造物責任法等での証明責任の転換やディスクワリ制度等が挙げられるが、当事者と裁判所の間の情報の非対称性の問題への対策として、あらかじめ加害者が自分のタイプを開示するような制度が設計されていれば、訴訟での証明は一層簡素化され、民事訴訟をより使いやすいものにする一つの手段になると思われる。

本稿は、Shavell(1979)の関心を引き継ぎ、社会的費用最小化を目的とする公的主体をプリンシパルとし、一方的不法行為の加害者をエージェントとするモデルを考える。分析にあたっては、Lafont, Tirole(1986), Laffont, Tirole(1993) Ch. 1 のモデルの利用を試みる。このモデルは、エージェントのタイプと努力の両方を論じられる形をとっているので、加害者のタイプの違いを考慮しつつ過

以下では最適な責任ルールを導出した後、これを厳格責任ルール、過失責任ルールと比較してみる。

(1) 最適な責任ルールの導出

以下では、ある確率で加害者が被害者に事故による損害(負の外部性)を与える経済を考え、事故が生じたときの損害額は加害者の注意支出によって減少させることができ、加害者には損害額を減少させる技術について様々なタイプがいるとする。

裁判所は加害者のタイプも注意支出も観察できないが、事故の損害額は観察できるとする。損害額は(タイプと支出の和によって決まるとする。つまり裁判所は(損害額を通じて)加害者のタイプと支出の和はわかるが、それぞれがどのくらいの大きさかはわからないとする。

目的は事故の社会的費用を最小化するような責任ルールのスケジュールを求めることがある。裁判所は特に危険な活動に従事している潜在的加害者達に対し、加害者の支出すべき事故回避の総費用と賠償額の組み合わせからなる責任スケジュールを提示する。加害者

は責任スケジュールを見たうえで自分にとって最適な組み合わせを選ぶ。(→これにより加害者のタイプが顯示される) 事故が起きた場合、加害者が責任ルールに定められた通りの事故回避費用を支出していった場合には、加害者はルールに定められた賠償額を支払えばよいが、要求された事故回避費用を支出していなかつた場合には非常に高額の懲罰的損害賠償を支払う義務を負う。

変数を以下のように定義する。

x: 加害者の注意支出

θ : 加害者のタイプ ($\theta \in [\underline{\theta}, \bar{\theta}]$)

$\hat{\theta}$: 加害者のタイプについての裁判所への報告

$f(\theta)$: θ の確率密度関数 (分布関数を $F(\theta)$ とする)

C : 加害者の事故防止総費用 ($C = x + \theta$)

$\psi(x)$: 注意支出による加害者の不効用 ($\psi'(x) > 0, \psi''(x) > 0$ 。なお、 $\psi''(x) < 0$ (\Leftrightarrow 凸))

p : 事故確率

$A = A(C)$: 事故損害額 ($A'(C) < 0, A''(C) > 0$)

$D = D(C)$: 損害賠償額

C_x : 加害者の期待費用

C_y : 被害者の期待費用

△: 分配上の配慮を表すパラメータ ($0 \leq \lambda \leq 1$)

事故損害額 A は事故防止の総費用 $C = x + \theta$ の減少関数なので、

θ の値が大きいほど少し注意 x でも事故損害を大きく減らすことができる。その意味で θ は加害者の事故防止の技術を表すパラメータとなる。

一方、責任ルールは通常、私的主体の行為 (注意) の関数として損害賠償額を表すものによって定義されている。よって、(1)を最小化するような $D = D(C)$ を求めればよい。問題を解く際には最適な関数 $\{x(\theta), C_x(\theta)\}$ を求め、そこから $\{C(\theta), D(\theta)\}$ を求めるというテクニックを使うことにする。

次に誘因両立条件について考える。加害者が $\hat{\theta} = \theta$ とし、報告をしたときに $C_x(\theta, \hat{\theta})$ が最小化されればよいので、誘因両立性の一階の条件は

$$\frac{\partial C_x(\theta, \hat{\theta})}{\partial \theta} = -\psi'(C(\theta) - \theta) \quad (2)$$

となる。 $C_x(\theta, \hat{\theta})$ は最初の θ はタイプを、二つ目の θ は報告が真のタイプと一致するかなるかをそれぞれ指している。(これが誘

因両立性の一階の条件である。(2)式の右辺の符号は負なので、最適なルールの下では、より高い事故防止技術 (より大きな θ) を持つた加害者は期待費用がより小さくなることになる (こわゆる情報上のレントである)。

誘因両立性の一階の条件は、 $\frac{\partial^2 \psi}{\partial C \partial \theta} \frac{\partial C}{\partial \theta} \geq 0$ となるが、いま $\frac{\partial^2 \psi}{\partial C \partial \theta} > 0$ 、すなわち、いわゆる Spence-Mirrlees 条件は満たされてしまうと仮定すると、誘因両立性の一階の条件は

$$\frac{\partial C}{\partial \theta} \geq 0 \quad (3)$$

で表される。(→)の条件は高い事故防止技術を持つ加害者には高い総費用を要求すべきことを意味しており、専門家について一般人よりも厳しい注意義務を課してくる判例の傾向とも一致している)となる。)

前述のように、本稿では参加制約条件は考慮しない。ただし最適において

$$C_x(\hat{\theta}) = 0 \quad (4)$$

という制約をおくことにする。)の条件の意味は、最も事故防止技術の高い加害者が最適な注意支出を行ったときには、賠償責任を免れ、かつ注意支出についでも国より「補償」されるところのである⁽³⁾。

(1), (2), (3), (4)式より、社会的期待費用最小化問題は、

$$\min_{x, \hat{\theta}} \int_{\theta}^{\hat{\theta}} [pA(\theta + x(\theta)) + (1 + \lambda) \\ x_{\text{ex}}] dF(\theta)$$

$$\psi(x(\theta)) - \lambda C_x(\theta)] dF(\theta)$$

となる。△の値が多少の仮定の下で制約条件が満たされると、(全ての θ について) に帰着する。こりたん制約条件を無視すると、(全ての θ について) 一階の条件は

$$\psi'(x(\theta)) = \frac{1}{1 + \lambda} \left[-pA'(\theta + x(\theta)) + \lambda \frac{F(\theta)}{f(\theta)} \psi''(x(\theta)) \right] \quad (5)$$

となる。△の値が多少の仮定の下で制約条件が満たされると、(全ての θ について) に帰着する。こりたん制約条件を無視すると、(全ての θ について) 一階の条件は

加害者のタイプが $\theta \in [\underline{\theta}, \bar{\theta}]$ と報告されたときに、加害者の期待費用は $C_x = pD(C) + \psi(x) = pD(\hat{\theta} + x) + \psi(C(\hat{\theta}) - \theta)$ である。被害者の期待費用は $C_y = p[A(C) - (1 + \lambda)D(C)] = p[A(\theta + x) - (1 + \lambda)D(C(\hat{\theta}))]$ と定義される。損害賠償による被害者への所得移転が厚生上望ましいかについて、△によるウェイト付けを行うこととする。所与の θ についての社会的費用を $C_x + C_y = p[A(C) - \lambda D(C)] + \psi(x) = pA(\theta + x) + (1 + \lambda) \psi(C(\hat{\theta}) - \theta) - \lambda C_x(\theta)$ とする。△の社会的期待費用は、

$$\int_{\theta}^{\hat{\theta}} [pA(\theta + x) + (1 + \lambda) \psi(C(\theta) - \theta) - \lambda C_x(\theta)] dF(\theta) \quad (1)$$

となる。

一方、責任ルールは通常、私的主体の行為 (注意) の関数として損害賠償額を表すものによって定義されている。よって、(1)を最小化するような $D = D(C)$ を求めればよい。問題を解く際には最適な関数 $\{x(\theta), C_x(\theta)\}$ を求め、そこから $\{C(\theta), D(\theta)\}$ を求めるというテクニックを使うことにする。

次に誘因両立条件について考える。加害者が $\hat{\theta} = \theta$ とし、報告をしたときに $C_x(\theta, \hat{\theta})$ が最小化されればよいので、誘因両立性の一階の条件は

$$\frac{\partial C_x(\theta, \hat{\theta})}{\partial \theta} = -\psi'(C(\theta) - \theta) \quad (2)$$

となる。 $C_x(\theta, \hat{\theta})$ は最初の θ はタイプを、二つ目の θ は報告が真のタイプと一致するかなるかをそれぞれ指している。(これが誘

とすると、 $\psi'(x) = -pA'(\theta + x)$ となり、事故防止の限界費用（左辺）が限界便益（右辺）と等しい配分が達成されることになる。

$x^*(\theta)$, $C_x^*(\theta)$ を最適解とし、最適での賠償額を $D^*(\theta)$ とする

と、monotone hazard rate 及び $\psi'' < 0$ の仮定の下では、 $C^*(\theta)$

は単調増加関数なので、逆関数 $\theta = \theta^*(C)$ が存在する（）から

$pD^*(\theta^*(C)) = C_x^*(\theta^*(C)) - \psi(x^*(\theta^*(C)))$ と書けるので、 $x^*(\theta) = C - \theta^*(C)$ と、monotone hazard rate の仮定（つまり $d/d\theta(F(\theta)/f(\theta)) > 0$ が満たされれば、必ず $\psi'' < 0$ であれば、 $dx/d\theta > 0$ である）から（注（4）参照）、

$$p \frac{dD^*}{dC} = -\psi(C - \theta^*(C)) < 0$$

$$p \frac{d^2D^*}{dC^2} = -\psi'(x^*(\theta)) \frac{dx^*}{dC^*} \frac{d\theta}{d\theta} \leq 0$$

となる。すなわち、裁判所が最初に潜在的加害者に提示するべき最適な責任ルール $D^* = D^*(C)$ は減少関数であり、凹関数である（図1）。

各タイプの加害者は、の責任ルールによって自分の達成すべき C^* を決定され、事故が起きた場合に裁判所は C を観察したうえで、 $C \leq C^*$ のときは D^* の賠償金の支払いを命じ、 $C < C^*$ ならば、多額の懲罰的賠償金の支払いを命じる。（）では最も厳しい場合、すなわち加害者の初期保有 W_x を支払わねばならないとする。このとき、最初に提示される責任ルールと懲罰的賠償を合わせた全体としての責任ルールは

$$D = \begin{cases} D^* & \text{if } C \geq C^* \\ W_x & \text{if } C < C^* \\ -\psi(x^*)/p & \text{if } C = \bar{\theta} + x^* \end{cases} \quad (6)$$

と書けることになる。加害者は事前に選択した注意水準を支出しても事故が起きればある程度の賠償額は負担し、この水準を守らなければ懲罰的賠償額を支払う一方、 $C = \bar{\theta} + x^*$ の場合、つまり最も厳しい注意水準を選びしかも事故の際にそれを守っていた加害者に対してのみ、一種の補助金が与えられることになる。

（2）責任ルールの比較

最後に、グラフを使って本稿で提案された責任ルール、厳格責任ルール、過失責任ルールについて簡単な比較を行う。その際、加害者の初期保有に関する比較静学的分析も行う。

① 加害者の初期保有が損害額以上の場合 ($W_x \geq A$ のとき)

本稿で提示した責任ルールは、図1のスケジュールを提示された加害者が自ら C^* を選び、それによって(6)式によって賠償額 D が決定されるという形をとるので、結局ある特定のタイプの加害者については図2のよつた形で書かれる（）となる。図2で、 $pD = pA$ の水平な直線が厳格責任ルールであり、 $C = C^*$ 未満では $pD = pA$ 、 $C \geq C^*$ では $pD = 0$ の水平な直線となるのが過失責任ルールである。（）式とグラフの形からもわかる通り、本稿の責任ルールは（私的主体の行動によって賠償額が不連続的に変化するという意味で）一種の過失責任ルールと考えることができる。

本稿を取り扱ったのは、裁判所が事故損害額自体は正確に把握しているが、加害者のタイプ及び注意水準は観察できない、という場

図1 加害者に提示されるスケジュール

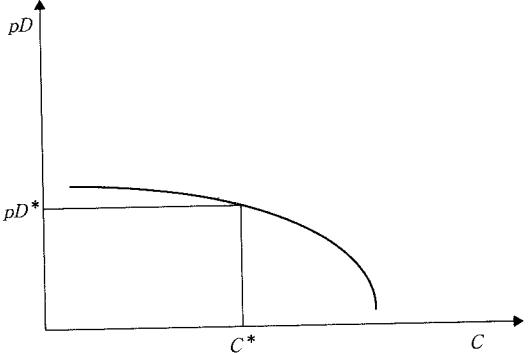
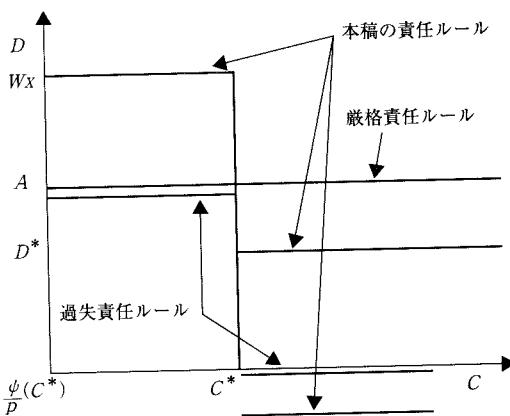


図2 責任ルールの比較



いれば賠償責任を免れるだけでなく、注意支出についても補償されることになる。それ以外の加害者については、賠償額が現実の損害額と一致しないのが普通となる。しかし、あらかじめ加害者の真のタイプ θ が報告されているので、これを通じて間接的に裁判所が加害者の真的注意水準 $\theta = \bar{\theta} + C$ を知る（）ことができる。本稿の責任ルールのようないくつかの過失責任ルールでも最適を達成できることになる。

② 加害者の初期保有が損害額を下回る場合 ($W_x < A$ のとき)

議論を単純化するため、 $\theta = \bar{\theta}$ の加害者についてのケースに限定する。この場合、前項の議論から加害者の初期保有が十分高ければ厳格責任ルールでも過失責任ルールでも最適を達成できる。

加害者の初期保有が不十分で $W_x < A$ のとき、厳格責任ルール

であれば、加害者が私的な期待費用を最小化する結果、(5)式が満たされることになり、加害者は最適な注意をしていることになる。一方、本稿で提案した責任ルールでも $\lambda = 0$ であれば、やはり(5)式が満たされ、最適な配分が達成される。このルールでは、加害者は一般に賠償責任から逃れられない。唯一の例外は最も高い事故防止技術を持った加害者で、事故がおきてしまっても最適な注意を行つて

合である。Cooper (1983) の主張によれば、この場合、厳格責任ルールを採用するのが望ましい（）となる。事実、 $pD = pA$ であれば、加害者が私的な期待費用を最小化する結果、(5)式が満たされることになり、加害者は最適な注意をしていることになる。一方、本稿で提案した責任ルールでも $\lambda = 0$ であれば、やはり(5)式が満たされ、最適な配分が達成される。このルールでは、加害者は一般に賠償責任から逃れられない。唯一の例外は最も高い事故防止技術を持った加害者で、事故がおきてしまつても最適な注意を行つて

$$\min_x C_x = \begin{cases} pD^* + \psi(x) & \text{if } C \geq C^*(x \geq x^*) \\ pW_x + \psi(x) & \text{if } C < C^*(x < x^*) \end{cases}$$

以上より、 $pD^*(x^*) + \psi(x^*) \leq pW_x + \psi(x)$ となるよもやま D^* を

設定すれば加害者は $x = x^*$ を選択するので、本稿の過失責任ルールは厳格責任ルールよりも弱めのものとなる。

以上より、 $pD^*(x^*) + \psi(x^*) \leq pW_x + \psi(x)$ となるよもやま D^* を設定すれば加害者は $x = x^*$ を選択するので、本稿の過失責任ルールは厳格責任ルールよりも弱めのものとなる。

III 政策的インプリケーション

本稿の責任ルールは厳格責任ルールが定められていても加害者の資力が不十分な場合に現行法を改善する余地があると思われる。ただし、加害者に事前の報告を求めるところになるので制度運営のコストは高くなり得る。加害者の情報を知ることによる便益との比較が必要である。最大の問題は一種の補助金を含んでいる点である。これはモデルで問題を解く際の技術的な理由から導かれた結果にすぎない。この種の補助金が政治的に濫用されるおそれが高い」ととを考えれば、公正の観点からは補助金をもつけずに本稿の結果を利用すべきである。重要な点は事前に賠償責任ルールを選ばせる」として加害者の情報が裁判所や行政機関にあらかじめ顯示されるとこ

う点である。

(1) Laffont, Tirole のモデルでは企業が契約を破つた場合、「large

penalty」が課せられるとしている (Laffont, Tirole [1993] p. 56 等)、このようなルールでの程度の額を負担するかは論じられていない。私法ルールはまさにこうした点を問題にしており、本稿ではその私法ルールの部分に Laffont, Tirole のモデルを応用してみたことになる。

(2) 三階の導関数のみ Laffont, Tirole (1996) には逆の仮定をおいた。

(3) この制約は主として最適化問題を単純化させるための技術上の理由から採用したものであるが、最適な注意を行つた加害者への一種の報奨制度というものは後述の通り経済的な意味を持つことである。

審査員B氏から、 $C_x(\theta) = \bar{C}$ (\bar{C} は任意の定数) とする旨の御批判をいただいた。B氏の御批判によると、Laffont, Tirole [1986] のモデルでは、社会的厚生関数の最大化問題を解くため、参加制約条件として、企業の利潤をゼロとしているが、本稿ではだが、加害者は初期保有以上の支出はできないので、タイプが θ の加害者の期待費用が支払いの上限となる。(2)式より期待費用はタイプ θ の減少関数となり、最後に $C_x(\theta)$ が決まる。そこでまず、 $C_x(\theta)$ をある値 \bar{C} に設定しておく。すると最小化問題の目的関数に $-C$ が加わる。(5)式より $x(\theta)$ は制約条件と独立に決まるので $x(\theta)$ と $D(\theta)$ から $C_x(\theta)$ が決まる。それから $C_x(\theta)$ (符号は決まらない) が得られる。

たしかに、このように考えるべきであるとは思うが、いつするタイプ θ と補助金のスケジュールを考える必要が出てくるよう思われる。筆者には残念ながら賠償金スケジュールと補助金

スケジュールの統一的な処理ができなかつた。御批判に感謝するところは今後の課題とさせていただいた。

(4) 一階の条件を θ で微分する。

$$\frac{dx}{d\theta} = \frac{\lambda d\theta(F(\theta)f(\theta))\psi''(\theta)}{(1+\lambda)\psi'(\theta)+\lambda F'(\theta)f(\theta)-\lambda(F(\theta)f(\theta))\psi'''(\theta)}$$

ここで、monotone hazard rate の仮定 (つまり $d/d\theta(F(\theta)/f(\theta)) > 0$ が満たされない場合は $\psi''' < 0$ であれば、 $dx/d\theta > 0$ となる)、制約条件 $dx/d\theta \geq -1$ が常に満たされない)となる。

参考文献

- Cooter, R. (1983), "Prices and Sanctions," 84 *Columbia Law Review* 1523.
- Laffont, J. J., and J. Tirole (1986), "Using Cost Observation to Regulate Firms," *Journal of Public Economy* 94.
- Laffont, J. J., and J. Tirole (1993), *A Theory of Incentives in Procurement and Regulation*.
- Shavell, S. (1979), "Risk Sharing and Incentives in the Principal Agent Relationship," *Bell Journal of Economics* 10.

(付記)

本稿の改訂前の版は「日本経済政策学会の第五五回大会で討論者の岸本哲也先生（神戸大学）から数式の誤りの御指摘も含め種々の大変貴重なコメントを賜りました。また、座長の西田稔先生（関西学院大学）と鬼木甫先生（大阪学院大学、大阪大学）はじめフロアの諸先生からも大変有益なディスカッションをしていただき

地域情報化政策の有効性

林 紘一郎

（慶應義塾大学）

一 従来の地域情報化政策の評価

一九八三年の「テクノ・ポリス法」の成立を一つのきっかけとして、国の各省庁が競つて地域情報化構想を打ち出した。当時は東京一極集中のは正が緊急課題とされ、地方からの期待の高まりもあって、地域格差は正の決め手と期待された。

しかし実際は、「当初は“地域の情報化”とは何なのかといったベーシックなコンセプトさえも、きちんと示していたとは言い難く、極論すれば、とにかくニューメディアを導入しさえすれば、バラ色の情報社会が実現するというような観さえあつた」（石田正論文、長谷川（一九九七）所収）。

従来の政策の欠陥をあげれば、おおよそ次のようになろう。

- (1) 目的意識の欠如——中央省庁主導で進められたため、お仕寄せの感を免れず、地域の発意による、具体的ニーズに基づいたものではなかつた。
- (2) 情報リテラシーの欠如——コンピュータ利用が電算部門に限られており、行政事務そのものに深く浸透しなかつた。したがつて情報リテラシーも、國値を越えるレベルに達しなかつた。
- (3) 中央官庁への依存——自治体は中央官庁が示す情報化メニュー

の中から、どれかを選択し、陳情を繰り返すことによって補助金を獲得した。本来自治体の自主性を拡大すべき施策が、逆に中央依存を高めることにつながつた。

(4) 中央のタテ割り行政の弊害——中央タテ割り行政が、そのまま自治体に下りてきた。中央省庁が「地域情報化」で競い合えば、自治体の選択肢が拡大するはずであったが、逆に力の強い中央が地方を囲い込むことになつた。

(5) 公共投資的ハード先行——中央の予算のつけ方は公共投資に準するものであつたため、まず「ハコ物」を作る結果になつた。郵政省（一九九五）も地域情報化の取り組み一〇年の総括として、地域情報化を進める事業主体が、まず第一に、ハード先行、メディア先行に陥つていつた点を反省している。

(6) 第三セクター運営の未熟——推進母体として官と民が共同出資して第三セクターを設立することが多かつた。しかしその運営実態は、官僚の天下り先となつて、一・五セクターと皮肉られるとか、現金主義合計で減価償却の積み立ても行なわないので、設備の更改ができないといった非効率に陥ることが多かつた。

以上総じて言えばこれまでのところ「地域情報化政策は失敗であった」と断ぜざるをえない。しかし何事につけ、継続性も力である。

一五年余の経験を経て、この施策の中からプラスの要素も幾つか芽生えている。

- (1) 先進事例の定着——全国三〇〇〇余の自治体が競つて同じ施策を推進したわけだから、中には眼を見張るようなケースが出現した。後発の自治体はこうした先進事例を研究し、自分の地域に合つよう微調整して導入することができる。
- (2) 意識の変化——各種施策を通じ、さらには社会全體の情報化の進展について、「地域情報化」が何か特別の施策であるという意識が薄まり、いわばフツーの行政の一環と考えられるようになった。
- (3) ノウハウと人材の蓄積——これと並行して、コンピュータ利用などのノウハウやリテラシーを持つ人材が育ちつつある。またインターネットの普及などによつて、全国どこに居ても一定レベルの仕事をすることが可能になつたので、従来からあつたUターン、Iターンに加えSOHO（Small Office, Home Office）型勤務やテレワークの可能性も考えられるようになつた。

二 分権的情報化の可能性

「日本はきわめて中央集権的な国」というイメージが定着している。しかし、一般財政支出の対GDP比の高い国を「計画型」、低い国を「市場型」と分類し、地方政府支出と地方税収入の「中央+地方」に対する比率の高い国を「分権型」と、低い国を「集権型」と分けるとすると、OECDの統計では日本はアメリカと並んで「分権的市場型」の典型となるという（重森（一九九二））。

ここで一般常識との矛盾を解く鍵は、「地方の中央依存」ではなく

く「中央と地方の相互依存」という事象にある。財源的には地方が中央に依存しているが、同時に地方が施策の実施主体になるケースが多いのである。この点で、自治官僚の経験を持つ丸山高満が、日本の政府間関係を「分権的実態と分権化へのボテンシャルティの高い柔構造的集権制」と表現したことは注目される（丸山論文、大島・宮本・林（一九八九）所収）。

その根拠は、次の四点である。

- (1) 機関委任事務であり、団体委任事務であれ、地方の事務の範囲が広く、地方財政規模が大きいこと。また自治体の数も三三〇〇と多くまた多様であり、権力的に支配・制御するには限界がある。
- (2) 地方交付税など財政調整制度を通じての一般財源保障が、地方財政の安定化・均質化をもたらし、地方自治を強化する方向に作用している。
- (3) 明治時代の旧自治制度以来一〇〇年以上、戦後の地方自治制度発足以後でも四〇年の歴史があり、伝統と経験が蓄積されている。
- (4) 地方住民の直接行動も強くなり、首長・議員・職員の政策能力が向上している。

この見解に対しても重森（一九九二）は、「日本は画一的・集権的でありながら、中央政府と地方自治体が彈力的に互いの役割を補いあう、柔軟な構造をつくりだしつつあるといえるかもしれない」と積極的に評価している。

しかしその実態は、なるほど支出に着目すれば「中央一対地方一二」と地方優位だが、依然として決定権は中央にあり、せいぜい「集権的分散システム」（佐藤進論文、佐藤・林（一九九七）所収）と呼

べるか否かであろう。この点を突き詰めていくと、支出の比率に合わせて、収入を対応させることができないのか、要は税金の取り方を抜本的に見直すべきではないのか、という疑問に行きつく。丸山の言うように「分権化へのボテンシャルをそのままにとどめず現実のものにしたらどうか、というのは当然の主張であろう。

現に地方分権推進委員会における議論の高まりもあって、国と地方の税収配分のあり方、権限のあり方を抜本的に見直すとする主張が、幾つも現れている（たとえば神野・金子（一九九八）など）。このような視点を検証する意味で、我が国の「地域情報化」施策がどのような目的を持っていたのかを、再度追跡してみる価値がある。過去の施策で問題なのは「地域情報化政策」を、日常の自治体の事務とは切り離し可能な、何か特別のプロジェクトと捉えていた点である。

しかしながらネットが特別の道具ではなくなった現在では、一般行政事務と情報化施策を切り離すことそのものがナンセンスである。言い換えるれば行政事務の遂行過程そのものをコンピュータ化しそれが直ちに情報公開や情報発信につながる工夫をすることが、情報化なのである。

具体的な例として、自治体のホームページを取りあげてみよう。

地域情報化施策の一環としてホームページを開設した自治体は多い。しかし最初のページこそ美しい景観の写真が並んでいて樂しませるが、次ページ以降は構築中であったり、古いデータが更新されないまま残っているたりする。これは日常の事務から独立してホー

ム・ページを作ったためで、本来なら役場で行っている事務のコンピュータの中から、情報開示あるいは広報としてふさわしい情報を選び出し、リンクを張るだけでホームページが現行維持される仕組みを作らなければならない。

ここで二つの点がとくに重要である。第一は、これまで「地方

の時代」が叫ばれたり、国土の均衡ある発展が志向されながら、「東京一極集中」に代表されるよつた正反対の動きの方が優勢であった。しかしコンピュータの構成法が、中央集中型から分散処理型に変わつて久しい。今後は一極集中の方向が逆転し、周辺優位の時代になることは十分あり得る。現に企業レベルではリエンジニアリング革命が進行中である。同様の動きは、企業に限らず、中央政府であれ、地方自治体であれ、ボランティア組織であれ、組織と名のつくものすべてに及んでいくであろう。

第二の視点は、自治体の役割の変化である。八〇年代までの地方の役割は、「追いつき追い越せ」型の国をあげてのキヤッチ・アップ政策を補完し、国の指導に忠実であれば十分であった。しかし成熟経済への移行が明白になり、高齢者を中心として福祉が必要になり、大量生産・大量消費と同時に大量廃棄への対処が要請される、これから経済にあつては、地方の役割は抜本的な見直しを迫られよう。もともと行政機関というのは、巨大な情報処理装置である。この情報処理機能を如何に効果的に果たし、住民の役に立てるかが地域情報化の第一歩であるはずだ。とすれば、コンピュータ以前に自治体の機能配分を見出し、従来の枠にとらわれずに再配置する柔軟性をもたねばなるまい。

三 当面の重点施策

以上の検討を踏まえ、当面取り上げるべき重点施策としては、次のよつたな項目が考えられよう。

(1) 住民情報のデータ・ベース化を基礎に——地域情報化とは、地域住民が必要とするサービスを、コンピュータ技術などを使って効率的に処理し、質的にも向上を図ることである。

その第一歩として住民の個人情報を「元化し、プライバシーを守りつつ、最も効率的に処理することに取り組むべきである。既に一部自治体で試行が始まつた、ICカードによる住民登録、印鑑証明、年金受給、税務処理、医療給付などの統合処理は、その先駆けとして注目される。

(2) 情報発信力をつける——キー局を中心としたテレビ・ネット

ワークの東京集中が、わが国の情報化の縮図であるという見方も成り立とう。分権社会を目指し地域の情報化を期待するなら、その情報発信力を高めることにも、配慮しなければならない（林（一九八五）。テレビの地方局における自主番組の比率は、「三割自治」にも及ばず、一割とも一割とも言われている。幸いB.S.C.S.、地上波のデジタル化の動きによって、あふれるばかりの多チャンネルが利用可能になれば、自主番組の提供の機会が増え、地方局——中央局——全国（すなはち地方局）、というルートのほか、地方局——地方局という相互交流も増えることが期待される。

(3) 情報集積と伝達の場としての大学——地域情報化についての

日米比較をみると、最も対照的な違いは学校、とくに大学の役割である。アメリカでは大学の周辺に情報産業のコンプレックスができ、大学が地域の情報化に中核的役割を果たしている。これに対してもが国の場合、地域の大学が（国立大学を含めて）中心的機能を果たしている例は少ない。教育機関こそ情報の蓄積と伝達の中心であり、今後少子化に伴つて教育の負荷が従来より軽減されるのであるから、その余力を地域のために役立てることを期待したい。

参考文献

大島通義 宮本憲一・林健久（編）（一九八九）『政府間財政関係論』有

大島通義

佐藤進・林健久（編著）（一九九七）『地方財政読本（第四版）』東洋経

済新聞社

重森暁（一九九二）『分権社会の政治経済学』青木書店

神野直彦・金子勝（編著）（一九九八）『地方に税源を』東洋経済新報社

長谷川文雄

（監修）（一九九七）『マルチメディアが地域を変える――

情報発信の戦略と実際』電通

林紘一郎（一九八五）『情報の構文と意味——地域の情報化に寄せて』

『人と国土』（一月号）

郵政省（一九九五）『地域情報化に関する調査研究会報告書』

謝辞

学会報告にあたり、討論者として適切なコメントをいただいた、鬼木甫大阪大学名誉教授に感謝します。

地域間経済格差解消に関する地域間所得移転の分析

—アメリカ合衆国を事例として—

西山 敦士
（名古屋大学大学院）

本報告では、経済成長期に見られる地域間経済格差の推移について、米国を対象に、一九五〇年から九〇〇年までの四〇年間にわたる統計に対して行った分析を報告した。

一般に、経済成長は地理的にはまず先進工業地域が誕生し、重点的に投資が行われ、その経済力を徐々に国内の他地域に波及させる形で達成される。また、ティックラーカの法則が示すように、労働力は高賃金を求め低次産業から高次産業へと移りながら、地理的には後進地域から先進工業地域へ移動する。生産要素はより安い労働力を求め、工業地域から農業地域へ移転し新しい工業地域を国内各所に形成する。この動きの中で、一国内の各地域間の経済格差は縮小してきたが、経済成長がある程度まで進んだ先進諸国では、産業空洞化現象が示すように、生産要素移動はより安価な労働力を求めて、国内ではなくむしろ途上国に對して行われる。この結果、生産要素移動による地域間格差解消のメカニズムは鈍化し、経済格差の縮小傾向は停滞する。

また、このよろくな自発的な経済活動に加えて、中央政府などによ

・就業構造——第一次産業就業者は、増加したのち減少する場合、増加傾向を示さない場合がみられる。また、いずれの州でも第二次産業就業者数は増加する（図3、4）。

・上記の手法により就業人口の変化で各州を四つに類型化することはできた。それは先進地域、準先進地域、後進工業地域、新興工業地域であり、それぞれ東部、中西部、西部、太平洋岸の各地域に重なる。このことは、合衆国の経済発展が大西洋岸から西漸した歴史的経緯と合致している。

・中央政府より住民への所得移転。支出総額は政策の転換に伴い増減を繰り返す。一九五〇年代から七〇年代にかけては増大し、七〇年代後半から八〇年代前半にかけては減少し、その後は概ねその水準を維持している（図5）。

これらの指標を被説明変数として、最少二乗法による回帰分析を行った。その結果、財政移転が、就業構造の変化の要因として働いている」とを示している。なお、推計式は以下のとおりである。括弧の中は t 値。

$$SI = 802.11 + 2.08(RGT) + 0.11(RPT) + 0.19(PIPC)$$
$$- 0.43(YEAR) + 0.99(NEP)$$
$$(3.90) \quad (3.86) \quad (5.74)$$
$$(8.08) \quad (1.48)$$

S I は、第二次産業就業者の割合と第一次産業就業者の割合の差。R G T は政府による所得移転、R P T は生産と所得との差、P I P C は住民一人当たりの実質所得、Y E A R は年、N E P は非就業人口である。

一 本研究の目的

二 方 法

アメリカ合衆国の地域間経済格差を計るうえで、現時点で入手可能な統計のうち、以下を用いた。

- 州民一人当たり所得・総生産——州の経済活動の水準をみるため
- 就業構造（就業人口に占める第二次、第三次産業就業者の割合）
- ペティックラーカの法則に則り、各州の経済活動の段階を計る指標になると考えたため。
- 連邦政府より州民への所得移転——国内の所得格差を解消する大きな要因と考えられるため。

三 分析結果

・州民一人当たり所得は、その格差は一九五〇年代から七〇年代にかけて縮小していくが、七〇年代後半から九〇年代にかけて再び増加傾向を示す（図1）。州民一人当たり実質総生産は、例外をのぞいてはいずれの州にも大きな変化は認められない（図2）。

なお、発表に当たり、討論者の原田博夫先生より「先述の後進工業地域は、経済発展段階が終わりつつあるものか、あるいは、これからも経済発展は達成しうるものか」という指摘をいただいた。この点においては、今後の考察が必要にはなるが、現時点においては、工業後進地域における工業立地が徐々に進んでおり、ある程度の水準にまでは製造業従事者が増加する可能性が考えられる。しかしながら、工場立地に適さない環境であることなどからこれ以上の工業化は考えにくくと考えられる。

また、フロアードより「米国においても富の偏在の極端化傾向が見られるのではないか。その場合、地域的特性を盛り込む必要があるのでないか」との指摘をいただいた。この点については統計資料の制約はあるものの、地域住民における所得階層を区分し検討したい。

（付記）

最後になりましたが、座長の神野直彦先生、討論者の原田博夫先生、中部部会での討論者宮坂正治先生に多くのご指導を賜りましたことを感謝いたします。

図3 第二次産業従事者の就業人口にしめる割合（全国平均を1.00とする）

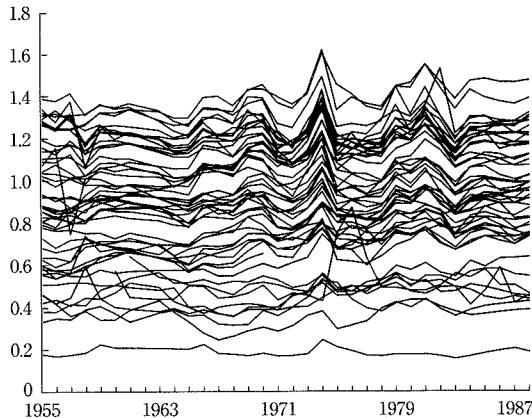


図4 第三次産業従事者の就業人口にしめる割合（全国平均を1.00とする）

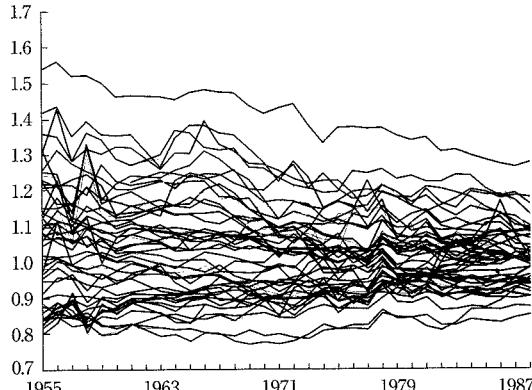


図5 住民一人当たり連邦補助（全国平均を1とする）

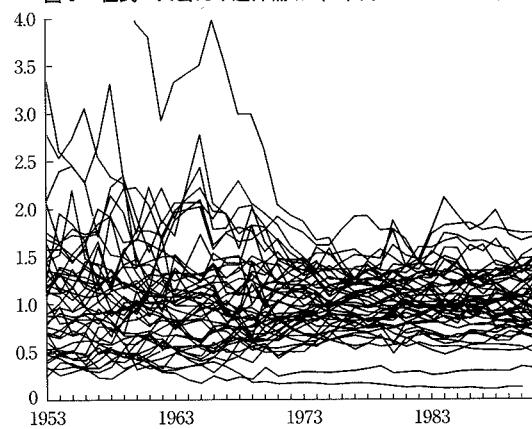


図1 住民一人当たり実質所得（全国平均を1.00とする）

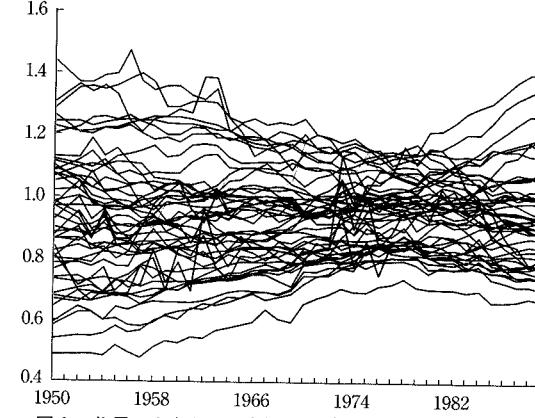
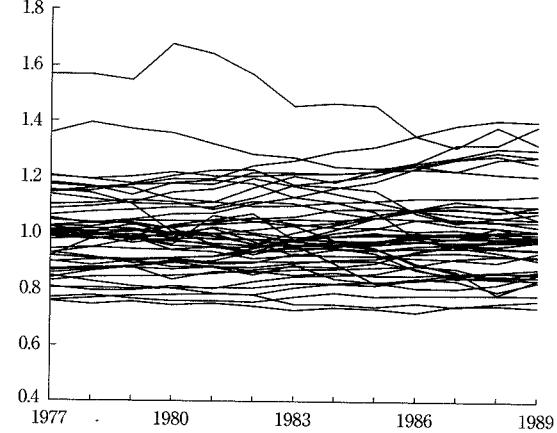


図2 住民一人当たり州内総生産（全国平均を1.0とする）



出したことは記憶に新しい。

評

書

植草 益編

社会的規制の経済学

二
浩庄
<神戸大学>

NTT出版、1997年、x+463ページ、
定価（本体4,700円+税）

公的規制の緩和は、現在、政府の重要な政策課題となつており、各内閣では「規制緩和推進計画」を策定してその実現に取り組んでいるところである。また、平成七年より『規制緩和白書』が公表され始め、広汎な規制の実態やその法的根拠がかなり明らかになつてきている。公的規制は、通常、その目的や性格から「経済的規制」と「社会的規制」の二つに大別される。すなわち、需給調整の觀点から特定産業を対象とし、価格、参入、設備などに関する行われる規制が「経済的規制」であり、国民の健康・安全の確保、災害防止、環境保全などを目的として行われるのが社会的規制と呼ばれるものである。細川首相（当時）の諮問を受けた経済改革委員会が、「経済的規制は原則自由に、社会的規制は自己責任を原則に最小限に」という規制緩和の指針（『平岩レポート』平成五年一月）を打ち

出したことは記憶に新しい。
経済的規制については、すでに研究書が多数出ており、その内容、問題点、規制改革の方向などがかなり明確にされている。特に、植草教授は一九八〇年代始めからこの分野の研究に精力的に取り組んでこられ、「公的規制の経済学」（筑摩書房、一九九一年）を著すなど、指導的役割を果たしておられるることは周知のところである。これに対して、社会的規制は、その内容が極めて多岐にわたり、制度の実態を把握するのも容易でないことからこれまで体系的な研究は全く手つかずといつて良い状況にあった。そこで、植草教授が御自身の還暦を迎える機会を利用して、門下生のほか関係の深い研究者一五名の協力を得て、企画・編集されて出来たのが本書である。本書は、通常よく見かけるよな還暦記念論文集ではなく、社会的規制について二年間の共同研究作業を経て、その成果を世に問う問題提起の書と言える。

本書は、序章、終章の他、五部一五章より成る四六三ページの大著であり、与えられたわずかの紙数でその内容を要約・コメントすることは到底不可能である。以下ではごく概略を紹介し、社会的規制のとらえ方について、若干、評者の感じたところを述べて責めを塞ぐことにしたい。

序章社会的規制研究の必要性（植草論文）では、研究課題とする社会的規制の内容を体系的に説明した後、本書全体の構成および各章の要約が与えられる。なお、社会的規制の範囲とその根拠については後に再び触れる。

第I部「社会的規制の体系」は、第1章社会的規制の対象（横倉

尚論文）、第2章社会的規制の手段（井手秀樹論文）、第3章米国

における社会的規制の経緯（佐藤治正論文）により構成される。ここで、社会的規制の目的範囲をめぐる議論に関連して、健康・安全・環境に関する「コア規制」とこれには含まれない「周辺規制」があるという見方が提起される。そして、「コア規制」に関する法律数が一七三もあり、その規制対象がどのように変化してきたかが考察される。また、規制手段には、直接規制（許認可、資格制度、検査・検定制度、基準・認証制度など）の他に、ルール型規制、誘導型・誘因型規制、情報公開や提供、があるとして、その詳細な内容が説明される。

第II部「社会的規制の経済理論」では、第4章外部性（洞口治夫論文）、第5章公共財（鳥居昭夫論文）、第6章情報の非対称性（竹中康治論文）、といづれも社会的規制の根拠となる「市場の失敗」の重要なケースについて、最近の研究を取り入れた高度な理論的考察が与えられる。

第III部「安全規制」には、第7章安全規制（横倉尚論文）、第8章製造物責任規制・規制的抑止から市場的抑制へ（岡田羊祐論文）、第9章労働安全衛生規制（奥西好夫論文）、第10章電力産業における安全規制（穴山悌三論文）が含まれ、安全規制の理論的分析から具体的な作業現場における労働安全衛生規制の詳細に至るまでの広範囲の問題が取り扱われる。

以上が本書の概略である。最後に一つコメントをつけ加えるならば、本書では社会的規制（特に、「コア規制」）の根拠をすべて「市場の失敗」で根拠づけているが（三三三ページ、表1-2）、工場内の労働者の安全・衛生規制や雇用・福祉向上などにまで当てはめるのは無理ではないか。また、環境保全・災害防止に関係の深い国土・土地・建築物の規制にも何らの言及があるべきではなかつたか、という点が挙げられる。

いざれにしろ、本書は植草教授の前著と同様、今後の公的規制分野の研究に大きな影響を与える必読文献になるものと思われる。

『厚生経済学と環境政策』

弘 雅
(福岡大学)
田 藤

岡 敏弘著

岩波書店, 1997年, 198ページ,
定価(本体3,200円+税)

ある経済政策論者は自問する——神よ、われに教え給え、変わるべき何かと見えるべき何かを(二一八)——と。

本書は、近年、環境問題に関して精力的な研究活動と政策提言を行なう著者が、環境政策に関する理論的基礎を明確にし、その実現方法として、費用便益分析の有効性を積極的に評価することを企図した力作である。現代の環境政策にとっては、変わるべき何かは歴史的事実と条件であり、問題は、見えるべき何かを判断する基準をどこに求めるかである。

この疑問に対する著者の立場はきわめて明快である。著者は、まず、倫理的厚生経済学——正当派たるミシャンの経済学——を基礎に、パレート効率基準と分配基準の二つを福祉基準として採用する。とくにパレート改善の観点から、状態変化がもたらす影響を評価し

ようとする試みは補償原理として広く知られているが、その問題点や限界に精緻な理論的考察を加えながら、パレート基準を実際に使用するための道具立てとして費用便益分析を位置づけ、その現実的適用可能性を高めるための方途を模索している。

以上の分析のために配置された六つの章は、それぞれが論旨をより明快にする役割を十分果たしているが、そのロジックを貫く縦糸は、第一章から第三章へ、さらに第五章を経て終章へと続く。第一章では、環境問題に対峙する理論として、ミシャンが展開した新厚生経済学・倫理的厚生経済学の正統性が強く主張される。中心的な福祉基準に仮説的補償原理(潜在的パレート改善)と分配基準を据え、両者に規範的意味が与えられる根拠を基準の使用に関わる社会の倫理的合意に求めている。今日の主流ではないと断りながらも、ミシャンの立場が著者にとって重要な意義をもつのは、彼の厚生経済学の伝統的立場にある。それは、パレート基準に依拠する費用便益分析が、分配ウエイトなどの経済効率以外の諸価値を考慮すべきでないという強い立場でもある。この場合、費用便益分析の正当性は、パレート基準を用いることが社会にとっての倫理的合意事項であるという事実判断によつて保証されるのである。

ところで、パレート基準については、任意状態の社会的選好に関して完全性が満たされないと論理的問題がある。倫理的厚生経済学は、個人の悪化・良化に拘わらず、社会全体としての厚生経済を評価しようとする補償原理を採用することで、この問題を回避しようとする。残念ながら補償原理自体にも、その倫理的・論理的問題が指摘されている。そこで、第二章では、このような補償原理の

もつ欠陥とその克服方向が論じられている。しかし、そこでの議論は、欠陥そのものが存在しないことを理論的に主張するというよりも、補償原理が現実に適用可能な状況では、そもそも倫理的欠陥や論理的欠陥は生じにくいことを例示したに過ぎない。例えば、環境政策の費用が一部に集中するケースでは、現実に費用補償が行われ分配への影響が軽減されるのが一般的であるため、パレート基準と分配基準とが背反するケースは少ないとする。このとき、パレート基準の採用に関して、社会的な倫理的合意が存在するが、社会の倫理的合意は、社会の変化とともに変化する可変的基準であるから、倫理的厚生経済学者は、常に、これらの福祉基準が現実的な資格を有しているか否かを、経験的観察によって主体的に判断することが要請される。そうであるならば、社会的な倫理的合意形成の研究者自身の認識のあり方——マックス・ウエーバーの価値判断問題——や採用されるべき福祉基準自身の社会的合意形成問題が生じる。この点に関連するより詳細な説明が欲しいと考えるのは評者のみであろうか。

第五章では、パレート基準に基づく費用便益分析の適用における問題が広範に論じられている。費用便益分析の現実的適用例は環境政策を含めて多い。著者は一貫して費用便益分析の有効性を主張しているが、反面、その限界や問題点も明確に指摘している。市場価値が利用できない場合、仮想的評価法を用いるケースがある。現実には、環境悪化が予想される場合に人々が要求する最小補償金額と、環境悪化を阻止するために支払ってもよいと考える最大支払金額の間には大きな乖離が観察される。こうした乖離の要因は、所得効果

の存在と無差別曲線のシフトリ・主観的評価の動搖であるが、このことは、所与の選好体系を前提とするパレート基準の適用に関して障害となり、仮想的評価法の有効性が疑わしいことになる。著者によれば、パレート基準の適用可能性は、このように、環境に対する主観的評価が動搖する場合の他に、消費者の新しい状態への評価が困難な場合や世代間の分配問題が存在する場合にも、減少する可能性がある。それでは、補償原理の欠陥を超えたとしても、環境評価については、パレート基準に依拠した費用便益分析を適用できる可能性はないのであろうか。その解答の一端は、終章で与えられる。水質汚濁などについては、分配問題が生じにくい状況下でリスクの定量的・確率的把握が費用便益分析の適用可能性を保証するが、リスク評価が困難な生態系などのケースでは有効ではないと論じられている。この点、著者が、厳格に理論的整合性を保持する一方で、現実的な費用便益分析の——現実に役立つという意味で——限定適用可能性を探る必要性があると結論することは同意できる。

しかし、費用便益分析がパレート基準に基づく以上、その基準適用可能性については、上述の「社会の倫理的合意」の存在が鍵となることは言うまでもない。それ故、本書に、倫理的基礎の動搖分裂の回避や、倫理的合意の認知過程をめぐる問題への言及を求めることは強ち過大な要求ではないと思われる。

本書の問題意識は明確で論理性は高く評価できる。本書は、環境政策や環境評価の厚生経済学的分析を包括的に整理するための、必読の書となつた。残された課題の一つは、誰が見えるかである。

調整と 税制改革

著 男盤山

『インドの構造調整と税制改革』

仁信内
(名古屋大学)

中央経済社、1997年、295ページ、
定価(本体3,800円+税)

経済から市場経済へと大きな政策転換を行っており、そこへ至る経緯と転換の意義、残された問題を主に税制の面から捉えることが本書の中心テーマとなっている。

第1章「インド経済と財政構造」では、九〇年代初頭の経済危機の原因及び中央政府の財政構造の動向を明らかにしている。国内が上昇し、それが経営収支の赤字をもたらし、それに対応して八〇年代に適切な為替政策が行われず、外貨準備不足をもたらしたこと。

第二に、計画経済の下で公共部門とりわけ中央政府の財政赤字が累積的に増大していく、従来型の対応では処理しきれない状態に陥っていたことが明らかにされている。

第2章「一九七〇年代後半の間接税改革案」では、七〇年代の経済状態とそれに対する対策について分析している。七〇年代前半インド経済は、経済的停滞とインフレ発生、財政・貿易赤字の拡大に悩まされた。七五年六月には国家非常事態宣言が発せられるまでになつた。経済危機に対処するために七五年六月には「二〇項目経済プログラム」が発表され、数々の経済改革を実施することになった。七六年には「間接税調査委員会」が設置され間接税改革が目指された。委員会はVAT導入の提案を行つたが、その後の経済・政治動向からVATの導入には至らなかつた。

第3章「一九八〇年代後半の税制改革」では、八五年に策定された『長期財政計画』に基づく税制改革を分析している。インドは、

先進資本主義国では、たとえば租税制度は原理原則に基づいて構築されるべきものと考えられている。しかしながら前近代的な諸システムをもつ発展途上国ではこうした近代的な原理原則をそのまま適用することはできない。しかし今日一国の経済が世界経済から孤立して存在することはできない。一国の経済は世界経済システムに否応なく組み込まれ、その結果国内の前近代的なシステムと世界市場における近代的なシステムが齟齬をきたし、国内不均衡及び対外不均衡を引き起こす。本書は、発展途上にあるインドの政府が対外均衡と国内均衡を図りながら経済発展を達成しようとする努力を詳細に追つた履歴である。インド政府の政策対応と数々の制約が詳述されており発展途上国の困難さが浮き彫りにされており好書である。

分析は七〇年代から行われているが、インド政府は、九一年に計画

七九年の第一次オイルショック等から国際収支が悪化し、IMFからの借款をよぎなくされた。借款とともに構造調整プログラムにより経済自由化政策に取り組まざるをえなくなつた。しかし八〇年代は割合に高い成長率を達成でき、計画経済の転換を必要とするほどの状況にはなかつた。八五年に策定された『長期財政政策』は八〇年代後半の経済改革の基礎となつたが、特に修正付加価値税導入の提案が大きかつた。そして八六年に修正付加価値税が導入された。

第4章「構造調整プログラムと税制改革」では、インド経済と他の途上国との比較を行つた後、一般的に構造調整プログラムを必要とする国の直面する問題とそれに對する構造調整プログラムの政策が示されている。構造調整プログラムでは付加価値税を税体系の中心におくことが提案される。付加価値税中心の税体系は、インドの間接税中心の税制に適合しているが、インドの指導者は直接税中心の税体系を理想としていることが明らかにされている。

第5章「一九九〇年代前半の経済政策」では、九一年六月に発足したラオ政権が開始した計画経済から市場経済への転換にともなう制度改革、税制改革が詳述され、さらに九〇年代後半に残された問題を示している。ラオ政権による政策転換は、九〇年代初頭の巨額の財政赤字、公共部門の低生産性、湾岸戦争による石油危機を原因とし、構造調整プログラムに転換せざるをえなかつたことによる。政策転換の評価としては、賛否両論あり構造調整プログラムが成功したとは断定できない状態にある。

第6章「一九九〇年代前半の税制改革案」では、財政赤字削減のため九一年八月に設置された「財政改革委員会」の税制改革案が検

討されている。委員会の提案は、VAT重視の構造調整プログラムの税制改革案とは異なり、所得税重視の税制改革案となつていて。委員会の提案としては、農業所得に対する課税を提案している点が大きな前進であるとしている。

第7章「一九九〇年代前半の税制改革」では、第6章の税制改革案に基づいてどのような税制改革が実現し、どのような問題が残されているかを示している。税制改革としては、かなり簡素化・近代化が実現したと評価されている。今後は税務行政の合理化、公企業の民営化の実現、さらにはVATの導入が重要課題として残されているとしている。

以上、本書はインドの経済改革、税制改革について詳細に分析したものであり、今後発展途上国の税制分析を行うのに大きな一助となるであろう。ここで本書について今後補足した方がいいと思われる点について述べておこう。

第一に、中央政府と地方政府の関係は断片的に出てくるが、両者の関係あるいは地方税と国税との関係があまりはつきりしていない。インドの税制においては両者の関係がかなり重要であるようだがもう少し詳しく説明を付けるべきである。

第二に、インドの税制の問題を近代的税制の枠組みの中で分析しようとしているようと思われるが、近代税制は合理的個人からなる世界での大衆課税制度である。インド自身に近代税制を導入できる素地が整つているといえるのかどうかについても少し議論すべきであると思われる。

美直
日本大学

丸

野尻武敏著

『第三の道： 社会体制の方位』

兎洋書房、1997年、324ページ、
定価（本体3,000円+税）

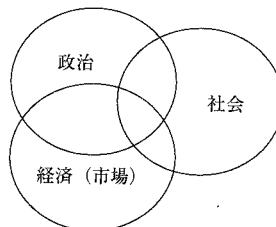
第三の道：

社会体制の方位

ソ連を中心とする共産主義体制が崩壊し、市場化・資本主義化の代表国の米英の経済が好調なためもあって、市場万歳・資本主義の勝利といったムードが強い今日このごろであるが、ヨーロッパでは先進工業国一五カ国中一三カ国が社会民主党政権か社会民主党を含む連立政権であり、米英型の資本主義の勝利が確定したわけでもないし、その優位が実証されたわけでもない。日本にいると米英の情報が偏って入りヨーロッパの例えればドイツ、フランスの情報は軽視される傾向にある。経済学者もアメリカ留学組が支配的であり、アメリカの新古典学派以外の経済学が軽視されがちである。本書はそうした雰囲気の中であつてかつての社会主義とも英米型の資本主義とも異なる第三の経済体制を求めてきた経済社会理論の検討を通じて新しい経済社会体制の方向を示そつとするものである。日本では

る。第三の道を書いたオタ・シクをはじめ、第三の道の提唱者には参加民主主義を重視する傾向がある。野尻教授の言う第三の道にみられる三番目の特徴はその秩序原理にある。自立性と依存性が同時に存在するこの結合と緊張のうちに、対立するものが補完し合う相補性を重視する。

野尻教授の第三の道は主としてドイツ系の学者や難波田春夫教授の社会学を基礎として発展させた論であり、その学説的研究と経済学を超えた社会学や哲学的含蓄の深さには敬服する。野尻教授が指摘する第三の道の特徴点には米英系の経済学者や社会学者の論や加藤寛教授や評者の福祉社会論とも通ずるところが多い。新しい複合社会を政治、経済（市場）、社会（あるいはインフォーマル部門）という三つの丸を重ねて表して説明するやり方は評者が『日本型福祉社会』（NHKブックス、一九八四年）以来、たびたび用いてきた方式（加藤寛・丸尾編『福祉ミックス社会への挑戦』中央経済社、一九九八年）と共に通じるし、リチャード・ロウズなどの福祉ミックス論やA・エバース、I・スピトリック、V・A・ペストラの福祉多元主義とも共通する。政治と経済（市場）に加えて、社会（インフォーマル）システムの役割を重視するところも共通している。労者の資本参加を含む参加を第三の道として重視する傾向も最近ではJ・ゲーツの『所有による解決・分配資本主義』（一九九八年）、A・B・アトキンズ編の『資本主義に代わるもの』それに評者の『市場指向の福祉改革』などと共に通するところが多い。本書を読むと英米系のこうした流れとは別に政府、経済（市場）、社会の三つのシステムの複合社会と資産への労働者参加を重視する第三の道の



余り読まれたり紹介されることがないとヨーロッパ大陸系の経済社会学の第三の道に関するドイツの文献を中心的に検討したうえで、野尻教授自身も第三の道が人間の本性に合致する体制であり、望ましい体制であることを論証しようとされている。本書の特徴は単に第三の道を描いて提言するのではなく、自由主義と社会主義の歴史をさかのぼり、この二つの思想が啓蒙主義の自然法思想の双生児であり、この二つの元の体制論からどのようにして第三の道の体制論が生まれてきたかを裏付けていることである。とくに経済学的論証とともに哲学的な基礎付けを行つてゐるところが特徴である。

本書の言う第三の道とは資本主義と社会主義の中道ではなく、資本主義と社会主義の両方を超えた体制である。その第三の道の体制の特徴は政治、経済、社会の三層構造の秩序になつており、それぞれに調整メカニズムが働く。野尻教授は特にボランティアや協同組合などの非営利組織からなる社会のシステムの役割を重視する。そこに見られるのは人間的温もりのあるコミュニティ性と連帯であり、時に哲学的な基礎付けを行つてゐるところが特徴である。

本書の言う第三の道とは資本主義と社会主義の中道ではなく、資本主義と社会主義の両方を超えた体制である。その第三の道の体制の特徴は政治、経済、社会の三層構造の秩序になつており、それぞれに調整メカニズムが働く。野尻教授は特にボランティアや協同組合などの非営利組織からなる社会のシステムの役割を重視する。そこに見られるのは人間的温もりのあるコミュニティ性と連帯であり、時に哲学的な基礎付けを行つてゐるところが特徴である。

本書の言う第三の道とは資本主義と社会主義の中道ではなく、資本主義と社会主義の両方を超えた体制である。その第三の道の体制の特徴は政治、経済、社会の三層構造の秩序になつており、それぞれに調整メカニズムが働く。野尻教授は特にボランティアや協同組合などの非営利組織からなる社会のシステムの役割を重視する。そこに見られるのは人間的温もりのあるコミュニティ性と連帯であり、時に哲学的な基礎付けを行つてゐるところが特徴である。

近現代社会で失われてきたものである。野尻教授はこのよくなブルーラル（多元的）な体制が発展してきた過程とその必然性をブルーラリズムやコープラティズムの発展の歴史の検討を通じて論証することを意図している。

第三の道の第一の特徴は参加の重視である。参加にはいろいろな形の参加があるが、その中には所有への参加も含まれ

提唱者が多いことを改めて知ることができる。それだけこの第三の道には論理的にも価値的にも整合性があり、説得性があるといつことであろう。本書は、比較的知られていないドイツ系の第三の道の諸説を体系的に相互の関係を明らかにしながら紹介したことだけでも価値ある貢献であるが、ここに例示した主として米英、北欧、日本の第三の道論との違いや共通点にも触れていればより体系的・総合的になつたであろう。本書がその他の第三の道論の体系的紹介を超える最大の特徴はその第三の道がなぜ必要とされるかの論証を哲学的推論をも加えて試みているところにある。従来型の福祉国家に関しては「分振り競争」や「ただ乗り」の傾向を批判する。また福祉国家で温もりのある人間的福祉が必要であると述べ、福祉の面での公的権力の介入はナショナルミニマムにとどめ、それ以上は公助の体系の新たな構築を追求すべきだという。野尻教授の体制論は基本的には自由と市場重視の体制觀であるが、その市場が機能する経済社会のフレームワークを決める独占対策、資産分配、貨幣秩序の維持のようなく新秩序政策と社会保障のナショナル・ミニマムの維持を政府の役割とする考え方であろうと推察される。それに加えて人間的温もりやふれあいのある社会部門の役割と意義を明らかにしたことでも特徴である。市場万能・資本主義賛の風潮のこの時に、第三の道を示してその論拠を与えた本書のよくな本が出たことを喜びたい。

学 会 記 事

第五十五回大会について

日本経済政策学会の第五十五回大会は、平成十年五月二十三日（土）、二十四日（日）の両日、大阪学院大学で開催された。大会は、一、二の入れ替えのはかはプログラム通りに行われた。以下の通りである。

第一回 共通論題報告と会長講演

（1）市場的競争と歴史的秩序——規制緩和といふ迷妄——

（2）地方分権の経済政策

（3）正統派的ケインズ政策の有効性——産業空洞化克服と財政再建に関連して——

（4）経済政策の有効性を問う（続）——日本経済の基本問題をめぐって——

（5）西 邦（鈴鹿国際大学）

（6）黒川和美（法政大学）

（7）丹羽春喜（早稲田大学）

（8）青木英実（中村学園大学）

（9）宍戸駿太郎（環日本海経済研

報告者 西部邁（鈴鹿国際大学）

報告者 黒川和美（法政大学）

報告者 丹羽春喜（早稲田大学）

報告者 青木英実（中村学園大学）

報告者 宍戸駿太郎（環日本海経済研

報告者 昭雄（福岡大学）

報告者 昭雄（福岡大学）

報告者 丸谷治史（神戸大学）

報告者 丸谷治史（神戸大学）

報告者 丸谷治史（神戸大学）

報告者 白木智明（東海総合研究所）

報告者 白木智明（東海総合研究所）

報告者 丸谷治史（神戸大学）

セッション5 「金融」

座長 西野万里（明治大学）

（1）不動産流通税と不動産取引

報告者 篠原正博（明海大学）

（2）メインバンク・システムの形成に関する史的考察

報告者 勝又壽良（東海大学）

（3）ストックオプションの有効性に関する一連——

報告者 稲場紀久雄（大阪経済大学）

（4）地域分析

報告者 武井昭（高崎経済大学）

（5）人口高齢化と医療費に関する分析

報告者 佐川和彦（東海大学短期大学）

（6）再論・豊かさと幸せ——適正生活との関連——

報告者 大森和明（ケゼルシヤフト社）

（7）地域の雇用の成長と労働市場への影響

報告者 坂西明子（大阪府立大学）

（8）静岡市の物価高・他地域との比較研究

報告者 山下隆之・野方宏・土居英一（静岡大学）

（9）創造都市の経済学

（10）鉄道輸送の経済学

（11）鉄道輸送の経済学

（12）鉄道輸送の経済学

（13）鉄道輸送の経済学

（14）鉄道輸送の経済学

（15）鉄道輸送の経済学

（16）鉄道輸送の経済学

（17）鉄道輸送の経済学

（18）鉄道輸送の経済学

（19）鉄道輸送の経済学

（20）鉄道輸送の経済学

（21）鉄道輸送の経済学

（22）鉄道輸送の経済学

（23）鉄道輸送の経済学

（24）鉄道輸送の経済学

（25）鉄道輸送の経済学

（26）鉄道輸送の経済学

（27）鉄道輸送の経済学

（28）鉄道輸送の経済学

（29）鉄道輸送の経済学

（30）鉄道輸送の経済学

（31）鉄道輸送の経済学

（32）鉄道輸送の経済学

（33）鉄道輸送の経済学

（34）鉄道輸送の経済学

（35）鉄道輸送の経済学

（36）鉄道輸送の経済学

（37）鉄道輸送の経済学

（38）鉄道輸送の経済学

（39）鉄道輸送の経済学

（40）鉄道輸送の経済学

（41）鉄道輸送の経済学

（42）鉄道輸送の経済学

（43）鉄道輸送の経済学

（44）鉄道輸送の経済学

（45）鉄道輸送の経済学

（46）鉄道輸送の経済学

（47）鉄道輸送の経済学

（48）鉄道輸送の経済学

（49）鉄道輸送の経済学

（50）鉄道輸送の経済学

（51）鉄道輸送の経済学

（52）鉄道輸送の経済学

（53）鉄道輸送の経済学

（54）鉄道輸送の経済学

（55）鉄道輸送の経済学

（56）鉄道輸送の経済学

（57）鉄道輸送の経済学

（58）鉄道輸送の経済学

（59）鉄道輸送の経済学

（60）鉄道輸送の経済学

（61）鉄道輸送の経済学

（62）鉄道輸送の経済学

（63）鉄道輸送の経済学

（64）鉄道輸送の経済学

（65）鉄道輸送の経済学

（66）鉄道輸送の経済学

（67）鉄道輸送の経済学

（68）鉄道輸送の経済学

（69）鉄道輸送の経済学

（70）鉄道輸送の経済学

（71）鉄道輸送の経済学

（72）鉄道輸送の経済学

（73）鉄道輸送の経済学

（74）鉄道輸送の経済学

（75）鉄道輸送の経済学

（76）鉄道輸送の経済学

（77）鉄道輸送の経済学

（78）鉄道輸送の経済学

（79）鉄道輸送の経済学

（80）鉄道輸送の経済学

（81）鉄道輸送の経済学

（82）鉄道輸送の経済学

（83）鉄道輸送の経済学

（84）鉄道輸送の経済学

（85）鉄道輸送の経済学

（86）鉄道輸送の経済学

（87）鉄道輸送の経済学

（88）鉄道輸送の経済学

（89）鉄道輸送の経済学

（90）鉄道輸送の経済学

（91）鉄道輸送の経済学

（92）鉄道輸送の経済学

（93）鉄道輸送の経済学

（94）鉄道輸送の経済学

（95）鉄道輸送の経済学

（96）鉄道輸送の経済学

（97）鉄道輸送の経済学

（98）鉄道輸送の経済学

（99）鉄道輸送の経済学

（100）鉄道輸送の経済学

（101）鉄道輸送の経済学

（102）鉄道輸送の経済学

（103）鉄道輸送の経済学

（104）鉄道輸送の経済学

（105）鉄道輸送の経済学

（106）鉄道輸送の経済学

（107）鉄道輸送の経済学

（108）鉄道輸送の経済学

（109）鉄道輸送の経済学

（110）鉄道輸送の経済学

（111）鉄道輸送の経済学

（112）鉄道輸送の経済学

（113）鉄道輸送の経済学

（114）鉄道輸送の経済学

（115）鉄道輸送の経済学

（116）鉄道輸送の経済学

（117）鉄道輸送の経済学

（118）鉄道輸送の経済学

（119）鉄道輸送の経済学

（120）鉄道輸送の経済学

（121）鉄道輸送の経済学

（122）鉄道輸送の経済学

（123）鉄道輸送の経済学

（124）鉄道輸送の経済学

（125）鉄道輸送の経済学

（126）鉄道輸送の経済学

（127）鉄道輸送の経済学

（128）鉄道輸送の経済学

（129）鉄道輸送の経済学

（130）鉄道輸送の経済学

（131）鉄道輸送の経済学

（132）鉄道輸送の経済学

（133）鉄道輸送の経済学

（134）鉄道輸送の経済学

（135）鉄道輸送の経済学

（136）鉄道輸送の経済学

（137）鉄道輸送の経済学

（138）鉄道輸送の経済学

（139）鉄道輸送の経済学

（140）鉄道輸送の経済学

（141）鉄道輸送の経済学

（142）鉄道輸送の経済学

（143）鉄道輸送の経済学

（144）鉄道輸送の経済学

（145）鉄道輸送の経済学

（146）鉄道輸送の経済学

（147）鉄道輸送の経済学

（148）鉄道輸送の経済学

（149）鉄道輸送の経済学

（150）鉄道輸送の経済学

（151）鉄道輸送の経済学

（152）鉄道輸送の経済学

（153）鉄道輸送の経済学

（154）鉄道輸送の経済学

（155）鉄道輸送の経済学

（156）鉄道輸送の経済学

（157）鉄道輸送の経済学

（158）鉄道輸送の経済学

（159）鉄道輸送の経済学

（160）鉄道輸送の経済学

（161）鉄道輸送の経済学

（162）鉄道輸送の経済学

（163）鉄道輸送の経済学

（164）鉄道輸送の経済学

（165）鉄道輸送の経済学

（166）鉄道輸送の経済学

（167）鉄道輸送の経済学

（168）鉄道輸送の経済学

（169）鉄道輸送の経済学

（170）鉄道輸送の経済学

（171）鉄道輸送の経済学

（172）鉄道輸送の経済学

（173）鉄道輸送の経済学

（174）鉄道輸送の経済学

（175）鉄道輸送の経済学

（176）鉄道輸送の経済学

（177）鉄道輸送の経済学

（178）鉄道輸送の経済学

（179）鉄道輸

座長 小西唯雄（大阪学院大学）

(1) 産地と流通大手のパワー関係——今治タ
オル産業を例に——

報告者 山口純哉（神戸商科大学）

討論者 田中充（関西大学）

(2) 最近の略奪的価格設定規制について

報告者 小川敏明（新潟中央短期大学）

討論者 柳川隆（名古屋学院大学）

(3) 顧客市場における複占競争の諸特質

報告者 杉山富士雄（文教大学）

討論者 岡村宗一（大東文化大学）

セッション9 「福祉政策」

座長 横井弘美（名古屋学院大学）

(1) 新たな試練に立つ高度福祉国家・スウェー
ーデン——国家のノーマライゼーション

と家庭のインテグレーションの必要性

報告者 横井弘美（名古屋学院大学）

(2) 中東諸国における有配偶女子の労働供給

報告者 小島宏（国立社会保障・人

口問題研究所）

討論者 駿河輝和（大阪府立大学）

(3) ベトナムの工業化と持続的開発

報告者 仲上健一（立命館大学）

討論者 足立文彦（金城学院大学）

(4) アジア水平分業と沖縄特別自由貿易地域

構想

報告者 安田信之助（城西大学）

討論者 岸真清（中央大学）

セッション11 「情報」

座長 西田稔（関西学院大学）

(1) 設備投資と情報コスト

報告者 足立文彦（金城学院大学）

討論者 永富隆司（早稲田大学）

本部報告

全国常務理事・幹事会 平成十年五月二三日

(主) 大阪学院大学職員食堂

一 報告事項

(1) 本部会務報告 植草益会長より、以下

の件について報告があった。

① 会員登録状況の件

討論者 竹中康治（東京電機大学）
(2) 非対称的情報下の最適な賠償責任ルール
導出の試み

報告者 内野耕太郎（慶應義塾大学）

討論者 岸本哲也（神戸大学）

(3) 地域情報化政策の有効性

報告者 林紘一郎（慶應義塾大学）

討論者 鬼木甫（大阪学院大学）

以上の通りだつたが、今大会は約五〇〇人

の出席を得たうえに、最後まで出席者はそれほど減らず、充実した議論が続いた。

なお、今回は会長交替の大会となつたため、

第一日目の夜、有志の間で、会長ならびに副会長の労をねぎらう集りをもつた。会するもの五〇名あまり、盛会であった。

第一回の夜、有志の間で、会長ならびに副会長の労をねぎらう集りをもつた。会するもの五〇名あまり、盛会であった。

(3) 住宅・都市整備公団の改革——行政改革

時代の一特殊法人の自己改革の軌跡——

報告者 田中啓一（日本大学）

討論者 大野嘉久之輔（広島市立大学）

セッション10 「地域経済」

座長 加藤壽延（亜細亜大学）

(1) 経済統合と安全保障支出

報告者 吉野文雄（拓殖大学）

討論者 吉田和男（京都大学）

(2) 中東諸国における有配偶女子の労働供給

報告者 小島宏（国立社会保障・人

口問題研究所）

討論者 駿河輝和（大阪府立大学）

(3) ベトナムの工業化と持続的開発

報告者 仲上健一（立命館大学）

討論者 足立文彦（金城学院大学）

(4) アジア水平分業と沖縄特別自由貿易地域

報告者 永富隆司（早稲田大学）

討論者 永山泰彦（東海大学）

(3) 新会員名簿の配布の件（七月初旬配布

予定）

各委員会報告

① 組織委員会 吉田徳二郎委員長より、

常務理事選挙および理事推薦の日程お

よびその結果について報告があつた。

② 出版編集委員会 近江谷幸一委員長よ

り、年報第四六号が発行されたこと、

および第四七号に次の書を書評対象に

選定した旨の報告があつた。

植草益編『社会的規制の経済学』N

TT出版

岡敏弘『厚生経済学と環境政策』岩

波書店

野尻武敏『第二の道—経済社会体制

の方針』—晃洋書房

山本繁男『インドの構造調整と税制

改革』中央経済社

③ 國際交流委員会 特になし。

(4) その他 特になし。

二 審議事項

(1) 新入会員承認の件

機の構図「新しい政策原理を求めて」の趣旨について、提出資料にもとづき説明があった。

つづいて、横井会長より、これに対し中西部会・関西部会・西日本部会に意見を求めた。

第五六回全国大会の共通論題を原案どおりとして開催することを全会一致で承認した。

(小林甲一記)

関東部会

常務理事・幹事会

平成十年九月五日（土）
慶應義塾大学三田キャンパス南校舎一階応接室

(1) 第五六回全国大会に関する次の事項に関する東海大学の原案について討議し、了承した。

①開催予定日

平成一年五月二九日・三〇日

②形式

一日目午前—共通論題
午後—パネルディスカッション
(特別セッション)
二日目午前・午後—準共通論題、自由論題

中部地方大会

本年の中部地方大会（第二三回）は、大会

準備委員長裏籠隆理事のもと、平成十年一一

月七日（土）に名古屋大学大学院多元数理科学研究科で開催された。五〇名ほどの会員が参加し、次の五報告について熱心な討議がなされた。

(1) 「日本の女子労働分析—有配偶者女子のフルタイム雇用者とパートタイム雇用者の比較」 山本奈実（名古屋大学大学院）

(2) 「沖縄振興策における港湾の一考察」 山村學（静岡産業大学）

(3) 「地域経済形成と経済発展—経済発展に対するアジャストメント・コストの影響」 審一・寺西國明（名古屋大学大学院）

(4) 「東アジアの経済発展とTFP」 沢田彰博（キタン特別研究員）

(5) 「中国における郷鎮工業の発展と環境問題」 竹嶽和紀（桃山学院大学）

見学会
本年度見学会は、地方大会前日の一一月六日（金）に（株）デンソー西尾製作所を見学

た。

関西部会

常務理事・幹事会

平成十年一月三一二日（土）

大阪学院大学五号館会議室

(1) 日本経済政策学会第五五回大会（開催校大阪学院大学）のプログラム（案）について審議し、予定セッション、報告者および予定討論者の原案を決定した。また、各セッションの座長についても審議し、原案を作成した。

(2) 日本経済政策学会役員選挙の日程および理事選出機関についての報告を了承し、開票日を二月二六日とするることを決定した。

(3) 関西部会工場見学会のあり方について意見交換を行った。

部会幹事会（選管委員会） 平成十年二月二六日（木） 神戸大学貴賓室

日本経済政策学会常務理事選挙の開票作業を行った。

常務理事・幹事会 平成十年二月二六日（木）

神戸大学貴賓室

(1) 選挙管理委員会委員長（田中）より常務理事選挙の開票結果について報告があり、

③共通論題「政策危機の構図－新しい政策原理を求めて」

報告者 中北 啓（東洋大学）
討論者 木下信行（金融監督庁）

長官官房企画課長
兩報告官アーマとも、現在のわが国の抱えている緊要な問題でもあり、約五〇人ほどの出席会員からも予定時間内で収まらないほど活発な討論がなされた。

（大畠雄次郎記）

中部部会

常任理事・理事・幹事会

(1) 平成十年六月二〇日（土）名古屋大学

大学院多元数理科学研究科五五二号室

本年度中部地方大会（研究発表会・見学会）の開催日程、および部会名簿作成について協議した。

(2) 平成十年九月一九日（土）名古屋学院大学さかえサテライト（中日ビル七F）

本年度地方大会のプログラム、理事補充の件について協議が行われた。

(3) 平成十年一月七日（土）名古屋大学

大学院多元数理科学研究科五五二号室

次年度地方大会は、名城大学（大会準備委員長大西幹弘理事）で開催されることとなつ

（大西幹弘記）

それを了承した。

(2) 日本経済政策学会第五五回大会（開催校大阪学院大学）のプログラム（案）について報告があり、審議の上承認した。

常務理事・幹事会 平成十年五月一日（金）

神戸大学貴賓室

(1) 関西部会所属の日本経済政策学会理事の選出について報告があり、それを了承した。

(2) 関西部会関係の役員選出について審議し、それを承認した。

(3) 平成九年度の会計報告があり、それを承認した。

常務理事・幹事会 平成十年六月二六日（金）

神戸大学貴賓室

(1) 平成十年度関西部会研究会（開催校広島大学）のプログラム（案）等について説明があり、審議の上それを承認した。

(2) 平成十年度関西部会研究会（開催校広島大学）の開催について審議し、本年度は明年四月に実施する方向で検討することになった。

常務理事・幹事会 平成十年一〇月一七日

（土）神戸大学貴賓室

(1) 平成十年度関西部会研究会（開催校広島大学）の報告者、予定討論者および運営方

法等について説明があり、審議の上それを承認した。

(2) 来年度(平成二年度)の関西部会研究会を関西大学において平成二年一月に開催することの提案があり、それを承認した。

(3) 日本経済政策学会来年度(第五六回)全国大会の共通論題について、担当部会である関東部会からの原案が報告され、審議の上それを了承した。

(4) 工場見学会の見学先について検討した。

部会研究会 平成十年度部会研究会は平成十一年一月一八日(土)に広島大学東千田校舎四〇二番室(法学部・経済学部東千田校舎四〇二講義室)において、広島大学を当番校として開催された。新方式での第二回目の研究会となつた本年度の研究会は、五〇数名の出席者をえて熱心な討論がなされた。今回の研究会開催にあたっては、松永征夫理事および広島大学の会員各位に大変お世話になつたことに對して、この場を借りてお礼申し上げる次第である。

当日の研究会の座長、報告論題、報告者、および討論者は次の通りである。
午前の部

セッション一	セッション二	午後の部(二)
論題 生協総合評価の方法 報告者 津田直則(桃山学院大学)	論題 情報化資本ストックの生産性 効果の分析・日米比較 報告者 新庄浩一(神戸大学)	論題 地方空港の国際化とその政策 効果 報告者 辻本勝久(広島大学大学院)
討論者 丸谷冷史(神戸大学)	討論者 福田亘(神戸大学)	討論者 衣笠達夫(流通科学大学)
討論者 張星源(神戸大学)	討論者 明石芳彦(大阪市立大学)	討論者 田中康秀記(西日本部会報告)
午後の部(二)	午後の部(二)	午後の部(二)
座長 吉澤昌恭(広島経済大学)	座長 吉澤昌恭(広島経済大学)	座長 横木功(広島市立大学)
セッション三	セッション三	セッション三
論題 経済学的システム理論の意義 と限界ヘルダー・ドルナイ ヒの所説を中心としてー 報告者 永合位行(姫路獨協大学)	論題 経済システム論における労働 者参加企業分析の位置 報告者 鈴木純(神戸大学)	論題 経済システムの国際化 春の例会では、四十名の出欠を得て、活発な研究報告・討論が行われた。 一 期日 平成十年四月十八日(土) 一 場所 福岡大学
セッション四	セッション四	セッション四
討論者 藤岡秀英(兵庫教育大学)	討論者 藤岡秀英(兵庫教育大学)	一 理事・幹事会(十二時~十三時) 一 研究報告会(十三時~十七時)
報告者 鈴木純(神戸大学)	報告者 鈴木純(神戸大学)	(1) 台湾中小企業の国際化 薰宜嫻氏(福岡大学)
第六三四回(春季例会)	第六三四回(春季例会)	第六三四回(春季例会)
西日本部会報告	西日本部会報告	西日本部会報告

(2) R&D政策と内生的経済成長

片桐庄司氏・大住圭介氏・南光絢氏
(九州大学)

(3) 現代日本社会・社会システム

塙田広人氏(山口大学)

(4) 理事・幹事会では、(1)西暦二〇〇〇

年の全国大会に向けて、(2)書評文献推薦について、と言った議題で協議が行われ、後刻の部会総会で承認された。

第六四回(秋季例会)

秋の例会は、大会委員長比企堅理事のもと沖縄国際大学にて開催された。

一 平成十年十月十七日(土)

一 場所 沖縄国際大学

一 理事・幹事会(十二時~十三時)

一 研究報告会(十三時~十七時)

(1) 日本経済の現状分析と政策効果

末永勝昭氏(九州共立大学)

(2) profit-sharingモデルにおけるマクロ経済政策の有効性

藪田雅弘氏(福岡大学)・三輪俊和氏
(北九州大学)

(3) 沖縄経済の自立

宮城辰男氏(沖縄国際大学)

—編集後記—

なお、理事・幹事会では、(1)西暦二〇〇〇年の全国大会について、などの議題で協議が行われ、後刻の部会総会で了承された。
(黒柳達夫記)

第六四回(秋季例会)

秋の例会は、大会委員長比企堅理事のもと沖縄国際大学にて開催された。

一 平成十年十月十七日(土)

一 場所 沖縄国際大学

一 理事・幹事会(十二時~十三時)

一 研究報告会(十三時~十七時)

(1) 日本経済の現状分析と政策効果

末永勝昭氏(九州共立大学)

(2) profit-sharingモデルにおけるマクロ経済政策の有効性

藪田雅弘氏(福岡大学)・三輪俊和氏
(北九州大学)

(3) 沖縄経済の自立

宮城辰男氏(沖縄国際大学)

なお、理事・幹事会では、(1)西暦二〇〇〇年の全国大会について、などの議題で協議が行われ、後刻の部会総会で了承された。
(黒柳達夫記)

本年度の年報は、主に、昨年五月大阪学院大学で行われた第五十五回大会における報告に基づき、会長講演一篇、共通論題報告三篇、自由論題報告三十三篇、展望論文(英文)一篇及び書評四篇を収録した。自由論題報告の西山淳士論文は、前年度大会の報告論文であるが、手違いで掲載されなかつたものである。

共通論題報告のテーマは、前年度大会の論題を踏襲し、「経済政策の有効性を問う」(続)

「日本経済の基本問題をめぐつて」である。

前年度大会では、経済政策の理念・主体・手

段についての議論があつたが、今年度では、混迷しつつある日本経済における経済政策を考えようとするものであり、「地方分権」、「マクロ経済政策の有効性」の三つのサブテーマを設定した。

自由論題報告は、「経済政策原理」「産業政策」「社会保障」「地域分析」「金融」

「沖縄経済の自立」、「沖縄国際大学」の有効性の三つのサブテーマを設定した。

付記 本年度の刊行については、出版費の一部として文部省科学研究費(研究成果公開促進費)の交付を受けた。

〈Summary〉

Marketable Competition and Historical Order

Susumu Nishibe, Economist

The purpose of *this paper* is to explicate that the series of economic reformation in Japan during these ten years have turned out to be exceedingly contaminated by the flow of ideal distortion and ideological mistake. The biggest reason of this failure derives from the assertion of Japanese economists inclined to the direction of what could be called "marketism".

Where economic activity works in reality is not the place where each individual, detached from society, exchanges goods and service, spontaneously and rationally. Besides, even at this dimension where such spontaneous exchanges take place, scale economy, uncertainty, public goods, and so on, still exist. Because of these factors, what we call "market failure" happens at every turn. Many Japanese economists has been neglected or disregarded such reality.

The activities related to economic such as concept-formation of desire, development of technology, or activation of trading have more or less concerned with cultural element "value", social factor "custom", and political factor "power".

These anti-economic factors, ("value", "custom", and "power") basically possess *national or historical character*. They would be shaken by "international" influences. However, these factors would never become "homogenized globally". An attitude aiming to control economic world by globally standardized technology and law could be called a mistake of Sovietism, Americanism, or whichever it might be, so-called constructivism.

At the same time, in modern economics filled with dynamic ups and downs, stable and sustainable development of market organization, which F. van Heyek have once assumed, would be beyond hope.

As a result, it becomes apt to advent an economic depression which is hard to pull out, as we see now in Japan. Especially, as for the financial economics proceeding upon marketism, it is apt to give a rise to economic confusion because of people's selfish speculations. To put it the other way around, necessity of economic policy, which J. M. Keynes supported, has not yet decreased at all.

However, we should admit that there is considerable limitation in economic policy taken just as countermeasures against economic depression. What is needed is to construct some economic policies for realization of national benefit brought by the people's public minds for public utility.

Without this (unselfish service of people), to bring about vitality in Japanese economics would be impossible.

〈Summary〉

Affirmative Appraisal of the Efficacy of Orthodox Keynesian Policy: Successful Dealing with the Crisis of Industrial Hollowing-out and State Budgetary Deficit

Haruki Niwa, Osaka Gakuin University

Undoubtedly, the deflationary-gap in the economy of recent Japan is so great. The vast deflationary-gap, the very big surplus of production capacity, is nothing but the gigantic 'real financial resources'. In other words, the recent Japanese economy is suffering from the paradox of the 'poverty in the midst of plenty'. The paradoxical situation has been brought through the critical nihilism against Keynesian policy thought. However, such skeptical views on the efficacy of Keynesian policy would be wrong.

Being related to it, in the present paper, the following two crucial points have been carefully examined: (1) actual workability of multiplier effects, and (2) practical possibility of the 'rightwards shifts' of short-term production functions and supply curves induced by the increases in aggregated demand. As the results of such scrutiny, it should be considered that the efficacy of Keynesian policy would be rather good.

In view of the fact that, in recent Japan, the problems of government budget's deficit and vast national debt balance are very severe, the way and means of financing for Keynesian policy should depend on some large-scale operations of governmental power for seigniorage, i.e., issue (printing) of governmental currency note. It could be done without any increases in national debt balance.

It seems, in the present-day Japan, the preparing arrangements for any big public investment projects are very insufficient in almost all the sectors. Therefore, for the time being, it would be advisable that the Japanese government should give a 'special bonus' (e.g. 400 thousand yen per head) to every person of the Japanese nation, in order to give rise to ensure the economic recovery and returning to prosperity from depression.

Through the economic recovery which would be brought about by the large-scale Keynesian policy of orthodox-type cited above, the budgetary crisis of Japanese government could be readily overcome. Such a peak-up of the economic activity would cause some decreases in excessive export surplus of Japan. It will bring on 'cheap yen' exchange rate. The situation would mean the disappearance of the hollowing-out problems of Japanese industry.

〈Presidential Address〉

Complex System Economics and Economic Policy

Masu Uekusa, Toyo University

Although my special fields are industrial organization and public regulation, I am recently interested in complex system economics including evolutionary economics and institutional economics, and so I decided to present this paper as my presidential speech. In the first section I described the relationship between the complex system theory and some system sciences (especially system engineering, cybernetics theory and computer science), and pointed out the fact that the former theory has been strongly affected by the latter sciences, which is not necessarily pointed out in the complex system theory. In the second section I outlined the framework of complex system economics and then surveyed some principal papers of them. Commenting W. B. Arthur [1988], I doubted his concept of scale economy, which is not a traditional concept of decreasing long-run cost but just a login phenomenon. It seems to me that he also ignores the past contributions to scale economy by many studies of oligopoly theory and industrial organization. And then I pointed out immaturity of complex system economics in terms of a lack of clear method to analyze various complex systems. In the third section I pointed out that, in spite of these weaknesses of complex system economics, it would have various possibilities in the following fieldes: dynamic microeconomics theory ; dynamic analysis of industrial organization ; urban economics ; international trade theory ; economic development analysis ; financial economics and so on. In the last section I pointed out that complex system sciences would be useful for analyzing Japanese socio-economic system which has been changing and will largeley change in near future. But we have to analyze it from the point of view of not only the positive feed back system but also the negative feed back system. If not so, Japanese socio-economic system evolution dose not converge to a stable state.

〈Summary〉

The Roles of Decentralized Governments

Kazuyoshi Kurokawa, Hosei University

Even the decentralized local governments of U.S in its economic-social structure changing days from 70's to 80's had no nation wide macro-economic and counter cyclical policy. It's impossible for local governments, cities, counties and states in U.S. to play like Japanese national government.

If Japanese centralized administration system will change to decentralized one like U.S. or Germany, according to national existing decentralization promoting program, national government is getting restricted and local governments are going to increase their jobs and budgets.

Promoting decentralization is very hard to work because of existing political, bureaucratic, laborer system resistance, mainly from central governments, House of Representatives, local affairs, treasury board and so on.

New roles of local governments in decentralized age, are to be producing new industries in its own jurisdictions area. Most important needs for promoting decentralization is making regeneration of region or producing its own new industries based on its own resources, technologies and infrastructure.

Tools for making regeneration of regions, equipping ISDN networks, raising foundation, building houses and offices, starting CATV business, developing new area, are to increase new jobs, additional constructions and further tax revenues so on. National incomes and demand and supply of national economy are to be produced within these each local regional places. Decentralized local governments will have to take roles of leading actors in this decentralized situation.

Traditional economic policy like reducing unemployment and keeping price level stable will be done through these local government activities in near future.

References

- Adams, W., and J. W. Brock [1982], "Integrated Monopoly and Market Power : System Selling, Compatibility Standards, and Market Control," *Quarterly Review of Economics and Business*, Vol.22, pp.29-42.
- Anton, J. J. and D. A. Yao [1995], "Standard-Setting Consortia, Antitrust, and High-Technology Industries," *Antitrust Law Journal*, Vol.64, pp.247-65.
- Arthur, W. B. [1987], "Competing Technologies: An Overview," in Dosi, G. (ed.) *Technological Change and Economic Theory*, Columbia University Press, pp.590-607.
- _____[1994], *Increasing Returns and Path Dependence in the Economy*, Ann Arbor: University of Michigan Press.
- Asaba, S. [1995], *Competition and Cooperative Strategies*, Tokyo: Yu-Hi Kaku, in Japanese.
- Besen, S. M. and J. Farrell [1994], "Choosing How to Compete: Strategies and Tactics in Standardization," *Journal of Economic Perspective*, Vol.8, pp.117-31.
- David, P. A. [1985], "Clio and the Economics of QWERTY," *American Economic Review*, Vol.75, pp.332-7.
- _____[1987], "Some New Standards for the Economics of Standardization in the Information Age," in Dasgupta, P. and P. Stoneman (eds.), *Economic Policy and Technological Performance*, Cambridge University Press, pp.206-39.
- David, P. A. and S. Greenstein [1990], "The Economics of Compatibility Standards: An Introduction to Recent Research," *Economics of Innovation and New Technology*, Vol.1, pp.9-41.
- Doi, N. [1998], "Technological Standard and Public Policy," *Fair Trade (Kosei Torihiki)*, Oct., pp.14-23, in Japanese.
- Fair Trade Commission (JFTC) [1998], *Standards and Industrial Organization*, Research Report, in Japanese.
- Federal Trade Commission (FTC) [1996], *Anticipating the 21 Century: Competition Policy in the New High-Tech, Global Marketplace*, Vol. I.
- Gabel, H. I. (ed.) [1987], *Product Standardization and Competitive Strategy*, North-Holland.
- _____[1991], *Competitive Strategies for Product Standards: The Strategic Use of Compatibility Standards for Competitive Advantages*, MacGraw-Hill.
- Grindley, P. [1990], "Winning Standards Contests: Using Product Standards in Business Strategy," *Business Strategy Review*, Vol.1, pp.71-84.
- _____[1995], *Standards Strategy and Policy: Cases and Stories*, Oxford University Press.
- Hawkins, R. et al. [1995], *Standards, Innovation and Competitiveness*, Edward Elgar, pp. 213-27.
- Intellectual Property Institute (IPI) [1995], *Technological Standards and Intellectual Property Issues*, in Japanese.
- Katz, M. L. and C. Shapiro [1994], "Systems Competition and Network Effects," *Journal of Economic Perspectives*, Vol.8, pp.93-115.
- Lecraw, D. J. [1984], "Some Economic Effects of Standards," *Applied Economics*, Vol.16, pp.507-22.
- Link, A. N. [1983], "Market Structure and Voluntary Product Standards," *Applied Economics*, Vol.15, pp.393-401.
- Machida, Y. [1997], *Japanese Economy from the Viewpoint of Complex Systems*, Kyoto: PHP, in Japanese.
- McIntyre, J. R. (ed.) [1997], *Japan's Technical Standards: Implications for Global Trade and Competitiveness*, Westport, CT: Quorum Books.
- Miyata, Y. [1997], *Joint Research & Development and Industrial Policy*, Tokyo: Keiso-Shobo, in Japanese.
- Moritani, M. [1997], *Industrial Restructuring in Japan: from the View of Complex System*, Tokyo: Mainichi Shinbun-sha, in Japanese.
- Nawa, K. [1990], *Technological Standards vs. Intellectual Property*, Tokyo: Chuo-Koron sha, in Japanese.
- Nishiyama, K. [1997], *Economy as Complex System*, Tokyo: NHK Publishing, in Japanese.
- Shapiro, C. [1996], "Antitrust in Network Industries," U.S. Department of Justice.
- Shiozawa, Y. [1990], *The Science of the Market Order*, Tokyo: Chikuma shobo, in Japanese.
- _____[1997a], *Economic Essays on the Complexity and Complex System*, Tokyo: NTT Publishing, in Japanese.
- _____[1997b], *Economics of Complex System*, Tokyo: Productivity Publishing, in Japanese.
- Utterback, J. [1994], *Mastering the Dynamics of Innovation*, Harvard Business School Press.
- Weekly Diamond et al. (eds.) [1997], *The Economics of Complex Systems*, Tokyo: Diamond, in Japanese.
- Yamada, H. [1993], *Standard Strategy for Competitive Advantages*, Tokyo: Diamond, in Japanese.
- _____[1997], *De Facto Standards*, Tokyo: Nihon Keizai Shimbunsha, in Japanese.

a proprietary interest; Any firms can have access to technologies (i.e., outplacings or outsourcings).

Thus, in network industries competition may be promoted through standardization. However, anticompetitive effects may arise (see for example Adams and Brock [1982], FTC [1996], Hawkins et al. [1995] and JFTC [1998]). First, in general high oligopoly may have market power. When there are networking/standardization and increased concentration in an industry, anticompetitive practices may take place; In fact, the Microsoft lawsuit case is concerned with this problem. In particular, it is worth noting that network industries have both socially desirable effects such as network externality, increased efficiency and R&D, and socially undesirable effects such as market power and the lock-in effect. The problem is usually called “welfare trade-off”.

Second, as suggested earlier, the initial ownership of key technology format or complementary assets may limit the number of firms which can feasibly produce for a market. This is of a “sponsored” market process type. For example, joint R&D like consortia may have such effect. Miyata [1997] shows the detailed examinations of joint ventures. This format sponsorship problem is related to intellectual property rights. The relationship between standardization and intellectual property rights is examined in Nawa [1990] and IPI [1995].

Finally, standardization reduces inter-firm differentials in costs, and thereby promote collusion, since firms can evaluate rivals' cost structure each other easily; Large differentials in cost structure may be a barrier to collusion.

Thus, it is necessary to examine and evaluate the net effects on competition, or competitive mechanism, taking into account various aspects of network industries.

IV Public Policy in Network Industry

The above-mentioned arguments suggest that public policies address anticompetitive networks/standards and behavior, a wasteful structure with multiple formats, standards reflecting no efficiency and technological progress, standards against public welfare (such as protection of health, safety and the environment). Therefore, public policies in network industries include competition policy, regulation and deregulation, technology policy (including intellectual property rights policy), and consumer protection policy. Network industries can be subject to public policy review prior to consummation of networks or standards, and be so after consummation as well.

Public policies in network industries are complicated in some senses. First, market performance at the same time may have both socially desirable and

undesirable aspects referred to earlier. Users may enjoy network externality, but may be subject to market power of firms; Firms may attain increased efficiency, but show anti-competitive behavior and market power. Competition in network industries may have an influence on policy decisions of competition policy offices. FTC [1996] examines public policies in network industries, based on the hearings from experts and businessmen, but does not suggest a definite guideline. Also, many existing studies referred to so far, show various policy implications. In addition, interesting are divergent views on the Microsoft case among economists (see for example *Business Week*, Oct. 13, 1997). These discussions suggest the complication of policies in network industries. Therefore, it is necessary to examine market structure, behavior and performance of network industries in a detailed theoretical and empirical way.

Second, the policies are concerned with many mutually related fields of public policies. In this case, there should be consistency among these policies. In fact, public or “de jure” standards frequently have an anticompetitive effect (Anton and Yao [1995] and McIntyre [1997]); Public standards were one of the issues in dispute in the Japan-US friction talks. Also, networks/standards may provide informative and quality-warranting functions for buyers. Therefore, competition policy should be consistent with consumer protection policy.

Finally, competition policy, as suggested, includes issues on access to networks, and restricted competition within a network and between networks. Also, in a virtual network, policy is concerned with both markets of a core product and its complementary products. Consistency and workability of policy enforcements are necessary among plurality of markets or stages.

Thus, multi-vector examinations are necessary in public policy toward network industry.

V Concluding Remarks

Whether do network industries emphasized by the complexity economics raise “new policy issues”? This is one of the theoretical and empirical problems today. This short paper surveys major topics; effects of network, competitive mechanism and public policies in network industries. But, there are a fewer number of studies on the industrial organization and public policy in network industries, in particular in Japan. It is solely due to the recently surging interest in networks and standards. Now, we must examine the network problem more.

lying, or repairing a product by themselves using standardized subassemblies, components, parts and peripherals. The effect is usually called “variety effect” or “mix-and match effect”.

Second, economies accrue in production side from network as well. Producers may gain benefits arising from producing standardized products, not customized ones, and outsourcing standardized types of materials, components, parts and peripherals, and also may realize scale economies in production and learning by doing (i.e., learning effects).

Finally, firms within a network (i.e., insiders) have competitive advantages over its outsiders. First, once users and also sellers select a given format, they may incur high costs when switching one format or network to another (which are usually called switching costs), and as a result may be locked in the network. The technological “lock-in” effect may support insiders and in particular leading firms. Second and in conjunction with the first, when complementary products or services are strategically important in a network industry, firms, actual and potential, with no joining the network may not have access to the network, since they can not utilize the complementary products. Therefore, the complementary products and services are strategic collateral assets for insiders, which work as barriers to new entry and to intra-industry mobility (i.e., barriers to growth of non-leader firms) in industrial economics terms.

Thus, firms compete each other for these economies. In fact, there is fierce competition for gaining dominant networks or standards in many electronics and information/telecommunication industries. But, firms’ networking/standardization strategies are not always determined by these economies, since network industries may have disadvantages arising from networking. The diseconomies involve the lock-in effects for users and sellers. The possibility of large switching costs are one of characteristics in network industries. Also, among the diseconomies are “too little” variety of products, and the possibility that “non-sponsor” insiders do not take over the leadership in innovations. These diseconomies may have an influence on network/standard strategy as well. Therefore, competitive benefits of networking strategy are weighted against its diseconomies.

The mechanisms by which networks (and also standards) are developed are very diverse, since net effects of networks are very likely different across industries, dependently on various factors such as industry size and the level and speed of technological advance. Also, market structure elements such as concentration and dominance of specific suppliers or buyers may affect the mechanisms through their influence on the net effects. The networking/standardiza-

tion strategies of firms are examined in for example Asaba [1995], Besen and Farrell [1994], Gabel [1987, 91], Grindley [1990, 95], Moritani [1997], Nawa [1990], Utterback [1994] and Yamada [1993, 97]. Also, the survey of existing studies is found in for example David [1985, 87], David and Greenstein [1990] and Katz and Shapiro [1994].

III Competition in Network Industry

Network industries are frequently oligopolistic or concentrated, since the economies of network referred to above tend to lead to industrial concentration. Also, oligopoly, as suggested above, may promote standardization (see for example Link [1983] and Lecraw [1984]). Therefore, the causation runs two ways. At the same time, it is worth noting that network industries are usually of a progressive type; Network industries are frequently dynamic and evolutionary. In these senses, the effects of networking/standardization on competition are worth noting.

Networks/standards may have an influence on market behavior and performance, directly as a market structure element as well as indirectly through the effects on the number of firms and their size distribution in an industry. Then, firm competition involves rivalries among alternative formats and also within a format, and in addition take places in core products and their complementary products respectively. The major effects will be examined.

First, standardization reduces the strategic importance of product differentiation or variety, and make it easier for buyers to compare and evaluate products, and thereby promotes price competition in place of non-price competition.

Second, standardization reduces barriers to exits, since sellers produce without taking into account after-services after closing their operations, and also buyers can use and get products independently of the operation of a given firm selling the products. The effect may spur competition, potential and actual.

Third, it induces decreased barriers to new entry and/or intra-industry mobility. It is because it may weaken product differentiation and relational transactions such as *keiretsu*. The effect is evidenced by decreased market share of Kodak film in the US; The standardization of film development processing technology decreased the significance of distribution *keiretsu* network. Also, it may promote competition through inducing “unbundling” of an assembled or system product.

Finally, standardization is likely to lead to more competition, if it involves an “unsponsored” market process. The process has no identified originator with

standardization of technological formats or specifications in VTR between Beta and VHS. His discussion suggests that increasing return occurs in demand side as well as in production side. As well known, there are some alternative technological formats for operating VTR machines, and VTR machine works completely when tapes suitable for the particular format of machine are set. The essential point of the explanation is; (1) the user network which is virtually formulated by using the same format of products, and (2) the “de facto standards” in which unfettered market process produce standards as a de facto result.

Thus, products tend to be standardized among users adopting a given format. Put alternatively, standardization leads to network in two senses; One in network among users, and the other network between core products such as VTR and their complementary products such as VTR tape referred to above. The formation of network is found in many industries such as electronics and telecommunication. This type of industry is called “network industry” in this short paper. Now we are concerned with industrial organization and public policy in network industries (see Doi [1998] and JFTC [1998]).

In general, network industry consists of two major subtypes; a direct and “real connection/exchange” type, and an indirect and “virtual” type (see Shapiro [1996]). The former means the network in which users connect or exchange each other directly without complementary goods or services. This example is illustrated by telephone and FAX. The effect is frequently explained by; $N(N-1)/2$, where N is the number of connected users. The total number of callings increases by the ratio, as the number of users increases; The relationship suggests that utility of users increases, together with rising users. Therefore, the first mover (a firm or group of firms) getting more users tends to continue to expand its market share, which lead to dominant firm oligopoly or very-high oligopoly.

On the other hand, the virtual network is of a type in which users form an indirect network through complementary products; Users belong to a club of the same technological format or specification. The typical illustration, as suggested earlier, is the VTR industry which Arthur referred to in his pioneering work on the complexity economics. The illustration is found in many industries such as personal computers and digital video disk (DVD).

However, the division between real and virtual networks is not always clear-cut. For example, as digital technology is advancing, the high multi-functional FAX machines were developed, and are functionally connected with personal computer, copying machine and printer. In this case, FAX machines have a vertical networkability. Technological progress may increasingly pro-

duce such mixed networks. Also, standards may be mandated by government, or may be set by voluntary organization such as business associations and the group of leading firms. The former is public regulation, while the latter is voluntary regulation. Therefore, standardization in network industries includes three processes; de facto standardization through competitive process, government and voluntary regulations. These classifications are not necessarily distinct as well.

Thus, network industry has the characteristics of “user networkability” and “no self completion”. Also, it is necessary to note that networkability means standardization in technological format. Recently, network industries are receiving more interest from the view point of public policy, since the lawsuits by the US antitrust authorities for Microsoft and Intel raise public policy toward network industries; Computer’s operating system software and MPU are both of a network type. Also, the US credit card industry, a network industry as well, is expected to receive antitrust investigation in the near future.

II Economies of Network: Networking Mechanism

Network industries have some advantages or economies arising from networkability. Network and standard, although strictly speaking separate concepts, raise a set of closely related issues for public policy, since every network is based on certain standards or standardization which permits linking different users or terminals. Now the major economies users and sellers enjoy will be referred to in turn, based on the discussions of effects of standards (for the details see Doi [1998] and JFTC [1998]).

The first benefit is increasing return to scale in user side or scale economies in demand side referred to earlier, which is usually called “network externality”. The explanation is as shown above. Users can connect with more users, or can use more complementary products or services. It has been argued that Microsoft took advantages of network externality to gain a monopoly over operating systems. But, there is still disagreement whether network externality results in dominant firm oligopoly such as Microsoft and Intel.

Also, users have benefits from the reduction in transaction costs, since joining a network means getting standardized products or services. Standardization leads to the reductions in learning and training, since standards are set to guarantee conformity across brands or products. Also it reduces information-gathering costs, since standards have the function of providing both information and quality guarantee/warranty. These effects are related to the “increasing return of information”. Furthermore, users may have larger utility from assemb-

(Prof., Chuo Univ.), T. Yoshida (Prof., Nihon Univ.).

Prof. H. Yokoi was elected the president of the Association in 1998 and appointed as the administration of the head office, while Prof. K. Omiya was appointed as a chief editor of annual reports.

The Association adopts as one of its objects the co-operation with equivalent foreign associations, though the society has not yet taken effectual steps towards this aim. However, the Association welcomes from time to time some foreign scholars who show interest and hope to attend the annual meeting. The Association is now intending to broaden international liaisons in various forms as extensively as the budget permits.

〈Survey〉

Increasing Returns and Public Policy: Network Industry

Noriyuki Doi, Kwansei Gakuin University

Introduction

In 1998, Professor Masu Uekusa talked about the economics of complex system (hereafter the complexity economics), with emphasis on its relationship with economic policy, at the Presidential speech of the Japan Economic Policy Association (see his paper included in this Annual Report). His speech was exciting, since the complexity economics is now receiving more interest in Japan. According to Shiozawa [1997b], one of leading economists in Japan's complexity economics, the new economics develops its theory by presupposing the two basic concepts, the "limit of rationality" and "increasing return to scale", which are alternative to the traditional concepts in the neoclassical economics, "rational economic men" and "decreasing return to scale"; The complexity economics is based on the basic recognition that "an economy is complex for humen". The economics is explained by for example Shiozawa [1990, 97a, b], Machida [1997], Moritani [1997], Nishiyama [1997] and Weekly Diamond [1997].

Although the complexity economics is raising more interest, the contents are not unveiled, since the subject just starts and is evolutionary. The "limit of rationality" and "increasing return to scale" are like two wheels of a car for the complexity economics. However, we are concerned with only the latter. The purpose here is to examine the problems relevant to the increasing return to scale, and in particular its relationship with public policy toward industry with increasing return. The examination seems to be one of the implications made by Professor Uekusa. My work here is the survey work for existing studies in Japan. But, unfortunately scanty is study examining such industries. Therefore, the present paper involves studies in foreign countries as well as in Japan.

I The Definition of Network Industry with Increasing Return

Arthur [1987, 94], an economist in the Santa Fe Institute, U.S., suggests that the increasing return to scale is the cumulative change processes in which "positive feedback" mechanism takes place. The increasing return is generally called economy of scale. His illustration was made by explaining the process of

Economic Policy, The Development of the Science of Economic Policy, (1988).

The Association also published the following book in the commemoration of the 50th anniversary of founding the Economic Policy Association.

Japan Economic Policy Association (ed.), *Prospects of Japan's Socio-Economic System—Their Trends toward the 21st Century*, (1995).

The Association's themes printed in the annual reports are as follows :

- “Conditions of Economic Independence for Japan” (1951)
- “Patterns of Economic Control” (1952)
- “Planning in Economic Policy” (1953)
- “Industrial Structure and Economic Policy” (1954)
- “Policy for Self-supporting Economy of Japan” (1955)
- “Japanese Post-War Economic Policy” (1956)
- “Post-War Economic Policy in the World” (1957)
- “Objects and Methods of Economic Policy” (1958)
- “Types of Economic Planning” (1959)
- “Structural Analysis and Economic Policy” (1960)
- “Government’s Role in the Present Economy in Japan” (1961)
- “Economic Planning in Japan” (1962)
- “Big Business and Economic Policy” (1963)
- “Economic Policy of Regional Development” (1964)
- “Change of Economic Structure in Japan” (1965)
- “Economic Regimes in the World and Economic Policy” (1966)
- “Economic Policy in Transformation Period” (1967)
- “Economic Policy during Post-War Twenty Years” (1968)
- “Capital Liberalization and Economic Policy” (1969)
- “Oligopoly and Economic Policy” (1970)
- “A Reappraisal of Recent Japan’s Economic Growth” (1971)
- “Pollution and Economic Policy” (1972)
- “International Comparison of Present Economic Policy” (1973)
- “Internationalization and Industrial Organization” (1974)
- “Contemporary Inflation and Distribution Policy” (1975)
- “Resource Problems and Economic Policy” (1976)
- “Welfare Policies under the Slower Rate of Economic Growth” (1977)
- “Transformation Policy of Industrial Structure in Japan” (1978)
- “Economic Policy during Thirty Years after World War II in Japan—Prospect and Retrospect—” (1979)

- “Efficiency and Justice Economic Policy” (1980)
- “International Cooperation and Economic Policy in Japanese Economy” (1981)
- “Pacific Ocean Community and Japanese Economy” (1982)
- “Demand Side and Supply Side in Economic Policy” (1983)
- “Science and Technology in Economic Policy” (1984)
- “Regional Development and Economic Policy” (1985)
- “Role of Government in Japanese Economy” (1986)
- “Privatization and Government Regulation” (1987)
- “The Dynamism of Economic Development and Welfare Criteria” (1988)
- “Debates at the Great Turns in the Economic Policy Making” (1989)
- “Industrial Policy and the World—Response to a Borderless Economy—” (1990)
- “Transformation of Economic Systems and Policy” (1991)
- “Global Environmental Problems and Economic Policy” (1992)
- “Movement of Population and Economic Policy” (1993)
- “Prospects of Japan’s Socio-Economic Systems—Their Trends toward the 21st Century—” (1994)
- “Prospects of Japan’s Socio-Economic Systems—Construction of a New Paradigm” (1995)
- “Economic Rules in the Internationalization Age” (1996)
- “Economic Development and Institutional Change—The Japanese Path toward the 21st Century—” (1997)
- “On the Effectiveness of Economic Policies: The Idea, Subjects and Measures” (1998)

The Association is administered by a board of 25 members elected every three years. Present members are : M. Uekusa (Prof., Toyo Univ.), K. Omiya (Prof., Nihon Univ.), T. Kashiwazaki (Prof., Waseda Univ.), H. Kato (Prof., Chiba Univ. of Commerce), T. Kato (Prof., Asia Univ.), K. Kurokawa (Prof., Hosei Univ.), T. Gunjima (Prof., Doshisha Univ.), K. Goi (Prof., Chuo Univ.), T. Konishi (Prof., Osaka Gakuin Univ.), A. Saito (Prof., Aichi Gakuin Univ.), K. Shinjo (Prof., Kobe Univ.), T. Suzuki (Prof., Kwansei Gakuin Univ.), A. Sei (Prof., Fukuoka Univ.), K. Niino (Emeritus Prof., Kobe Univ.), M. Nishino (Prof., Meiji Univ.), T. Nojiri (Prof., Osaka Gakuin Univ.), T. Fujii (Prof., Ritsumeikan Univ.), T. Matugi (Prof., Nagoya Univ.), N. Maruo (Prof., Nihon Univ.), R. Maruya (Prof., Kobe Univ.), T. Mizuno (Prof., Chuo Univ.), T. Miyagi (Prof., Okinawa International Univ.), H. Yokoi (Prof., Nagoya Gakuin Univ.), A. Yokoyama

- Sweden, A Highly Developed Welfare State Faced with New Trials.....*Hitoshi Sakurai*
 Employment of the Disabled in the United States and Japan: From the Point
 of View of Application of Human Capital*Seiji Kayahara*
 Revolution of Housing and Urban Development Corporation (HUD)*Keiichi Tanaka*
 Economic Integration and Defence Expenditure*Fumio Yoshino*
 Determinants of Married Women's Labor Supply in the Middle East*Hiroshi Kojima*
 Horizontal International Specialization in the Asia and the Okinawa Free Trade Zone
 *Shinnosuke Yasuda*
 Environmental Pollution by Industrialisation and Urbanisation in Vietnam
 and Sustainable Development*Kenichi Nakagami*
 Corporate Investment and Information Costs: Evidence from Panel Data
 *Takashi Nagatomi*
 An Attempt to Drive the Optimal Liability Rule under Asymmetric Information
 *Kotaro Uchino*
 Effectiveness of "Regional Informatization Programs"*Koichiro Hayashi*
 A Study of Inter-Regional Income Transfer on Resolving Regional Economic Gaps
 — A Case Study of U.S.A.—*Atsushi Nishiyama*
- Book Reviews**
- Masu Uekusa, ed., *Economics of Social Regulation*, 1997*Koji Shinjo*
 Toshihiro Oka, *Welfare Economics and Environmental Policy*, 1997*Masahiro Yabuta*
 Iwao Yamamoto, *Structural Adjustment and Tax Reform in India*, 1997
 *Nobuhito Takeuchi*
 Taketoshi Nojiri, *The Third Way: Where are Socio-Economic Systems Going*, 1997
 *Naomi Maruo*
- Survey**
- Increasing Returns and Public Policy: Network Industry*Noriyuki Doi*

JAPAN ECONOMIC POLICY ASSOCIATION
 NAGOYA GAKUIN UNIVERSITY, SETO CITY AICHI JAPAN

KANTO BRANCH : KEIO UNIVERSITY, TOKYO
 CHUBU BRANCH : NAGOYA UNIVERSITY, NAGOYA
 KANSAI BRANCH : KOBE UNIVERSITY, KOBE
 NISHINIHON BRANCH : FUKUOKA UNIVERSITY, FUKUOKA

NIHON KEIZAISEISAKU GAKKAI-Japan Economic Policy Association was founded 1940 in Tokyo by about 300 professors and researchers interested in the scientific study of economic policy. At present there are more than twenty associations for the study of various fields of economics, most of which were established after World War II. Thus the Japan Economic Policy Association is one of the few academic associations for economic study established before the War in Japan.

The Association publishes annual reports in Japanese, each containing reports presented at each annual meeting and resumes of the discussions of each report, including other articles written by members. Forty-five volumes of annual reports have been published until 1998, except for the years that were interrupted by the War. Besides annual reports, the Association published the following four books in Japanese which were the results of special group studies organized by the Association in its commemoration of the 15th anniversary of the existence of the Japan Economic Policy Association.

T. Ito (ed.), *Post-War Industrial Policy in Japan*, (1957). T. Yamanaka and M. Cho (eds.), *Analysis of Post-War Japanese Economic Policy*, (1958). M. Miyata and K. Fujita (eds.), *Development of Japanese Economic Policy*, (1958). H. Matsuo and K. Yamada, *A Chronological Table of Japanese Post-War Economic Policy*, (1962, enlarged ed. 1969).

The Association also published the following proceedings of the conference held by the Association in the commemoration of the 30th anniversary of founding the Japan Economic Policy Association.

H. Kato, T. Fujii, K. Niino and M. Ito (eds.), *Studies in Contemporary Economic Policy*, (1978)

The Association also published the following two books in the commemoration of the 40th anniversary of founding the Japan Economic Policy Association.

Japan Economic Policy Association (ed.), *The Making of the Science of*

経済政策の有効性を問う(続)

日本経済の基本問題をめぐって

— 日本経済政策学会年報XLVII —

1999年3月30日 第1刷発行 定価3,150円
 (本体3,000円)

編 者 日本経済政策学会

発 行 者 横井弘美

発 行 所 愛知県瀬戸市
 名古屋学園大学内

日本経済政策学会

発 売 所 東京都文京区
 後楽2-23-15

株式 劍草書房

振替 00150-2-175253・電話 (03) 3814 6861

落丁本・乱丁本はお取替えします
 無断で本書の全部又は一部の複写・複製を禁じます
 三協美術印刷・製本
 Printed in Japan

ISBN4-326-54890-8

<http://www.keisoshobo.co.jp>

THE ANNUAL
OF
JAPAN ECONOMIC POLICY ASSOCIATION

1999 No.47

CONTENTS

Introduction	<i>The Program Committee</i>
Presidential Address	
Complex System Economics and Economic Policy	<i>Masu Uekusa</i>
Articles	
THE EFFICACY OF ECONOMIC POLICIES (RECONSIDERED): FUNDAMENTAL PROBLEMS OF THE JAPANESE ECONOMIC POLICY	
The Roles of Decentralized Governments	<i>Kazuyoshi Kurokawa</i>
Marketable Competition and Historical Order	<i>Susumu Nishibe</i>
Affirmative Appraisal of the Efficacy of Orthodox Keynesian Policy: Successful Dealing with the Crisis of Industrial Hollowing-out and State Budgetary Deficit	<i>Haruki Niwa</i>
Comment	<i>Masakatsu Tamura, Shuntaro Hidemi Aoki, Shishido</i>
Summary	<i>Koujiro Niino, Toshinosuke Kashiwazaki</i>
Reports	
An Efficient Mechanism for Educational Organization	<i>Yutaka Owari</i>
The New Institutional Economics and the Public Choice Theory	<i>Masato Nakajima</i>
The Change of Economic System and the Will and Action of People	<i>Takashi Okamoto</i>
Policy Evaluation of Deregulation in Japanese Domestic Air Transportation	<i>Tomoyoshi Nakajima, Tomoaki Usuki</i>
The Analysis of Industry Linkage and Structural Change in Taiwan	<i>Taruo Asamoto</i>
The Reform of Large Corporation consisting with Macro-Economic Level	<i>Masakazu Kitano</i>
Economic Analysis of the Reverse-Mortgage Market	<i>Kazuaki Ohmori</i>
Analysis of Population Ageing and Health Care Expenditure	<i>Kazuhiko Sagawa</i>
Riches and Happiness, Revisited —Relation to Reasonable Livelihood—	<i>Kikuo Inaba</i>
The Effects of Employment Growth on Local Labor Markets	<i>Akiko Sakanishi</i>
Why is the Price Level in Shizuoka City So High?: A Comparative Study	<i>Takayuki Yamashita, Hiroshi Nogata, Eiji Doi</i>
Economics of the Creative Cities	<i>Masayuki Sasaki</i>
A Study on the Real Estate Transfer Taxes	<i>Masahiro Shinohara</i>
The Historical Development of the Japanese Main Bank System	<i>Hisayoshi Katsumata</i>
On Effectiveness of Executive Stock Option	<i>Shinji Watanabe</i>
The Global Environmental and Multinational Co-operation	<i>Yukihiro Torikai</i>
Industrial Strategy for Green Marketing	<i>Katsuya Fukuoka</i>
Necessity of Fiscal Consideration and Problems of Prior Commitments	<i>Yasuhito Sato</i>
Japan's Trade Surplus and its Adjustment Policy	<i>Masanori Yokoyama</i>
Price Adjustments and Keynesian Economics	<i>Masayasu Yoshizawa</i>
Economic Effect of Kansai International Airport —Regional Input-Output Analysis—	<i>Yasuharu Ukai, Yuichi Kawamura</i>
Power Relationship between Imabari Towel Industry and Wholesalers	<i>Junya Yamaguchi</i>
On the Recent Regulation of Predatory Pricing	<i>Toshiaki Ogawa</i>

EDITED AND PUBLISHED BY
JAPAN ECONOMIC POLICY ASSOCIATION
(BUREAU OF JAPAN ECONOMIC POLICY ASSOCIATION
NAGOYA GAKUIN UNIVERSITY, AICHI, JAPAN)